

有田川町地域防災計画

有田川町防災会議

（令和7年3月改定）

目次

第1編 総則	1
第1章 総則	3
第1節 目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の修正	3
第4節 用語	4
第2章 有田川町の地勢と災害	5
第1節 地理的概観	5
第2節 気象条件	5
第3節 社会条件	6
第4節 災害とその特性	6
第5節 地域の災害危険性	10
第6節 地震被害想定	11
第3章 防災行政の基本方針	17
第4章 防災に関する事務又は業務の大綱	18
第1節 実施責任者	18
第2節 町の処理すべき事務又は業務の大綱	19
第2編 災害予防計画	25
第1章 地震・防災対策アクションプログラム	26
第2章 河川防災計画（建設課）	27
第3章 砂防防災計画（建設課）	28
第4章 山地防災計画（建設課）	29
第5章 地すべり防止計画（建設課）	30
第6章 急傾斜地崩壊防止計画（建設課）	31
第7章 ため池防災計画（建設課）	32
第8章 道路防災計画（建設課）	33
第9章 火災予防計画（消防本部）	35
第10章 林野火災予防計画（消防本部・林務課）	38
第11章 建造物災害予防計画（建設課）	40
第12章 下水道施設災害予防計画（上下水道課）	41
第13章 上水道施設災害予防計画（上下水道課）	42
第14章 文化財災害予防計画（社会教育課）	43
第15章 危険物等災害予防計画（消防本部）	44
第1節 火薬類災害予防計画	44
第2節 危険物施設災害予防計画	45

第3節	高圧ガス等災害予防計画	46
第4節	危険物、高圧ガス、毒・薬物、火薬類車両災害予防計画	47
第5節	有害物質流出等災害予防計画	48
第16章	公共的施設災害予防計画（事業者）	49
第17章	地震防災施設緊急整備計画（総務課）	51
第18章	防災救助施設等整備計画（消防本部・総務課・財務課）	52
第1節	組織整備計画（総務課）	52
第2節	施設・設備、資機材等の整備（消防本部・総務課・財務課）	52
第3節	物資確保体制の整備（総務課）	54
第4節	避難体制整備計画（総務課）	55
第19章	防災行政無線整備計画（総務課）	57
第20章	防災訓練計画（総務課・消防本部）	59
第21章	防災知識普及計画（総務課・消防本部・こども教育課）	60
第22章	自主防災組織整備計画（総務課）	62
第23章	災害時緊急医療体制確保計画（健康推進課・消防本部）	65
第24章	避難行動要支援者対策計画（やすらぎ福祉課）	66
第25章	ボランティア活動環境整備計画（やすらぎ福祉課）	69
第26章	保健衛生・防疫体制整備計画（健康推進課・環境衛生課）	70
第27章	被災者生活再建支援計画（税務課）	71
第28章	廃棄物処理にかかる防災体制整備計画（環境衛生課）	72
第29章	防災公園整備計画（建設課・総務課）	73
第3編	風水害等応急対策計画	75
第1章	防災組織計画（全部課・全班）	76
第1節	組織計画（総務班）	76
第2節	動員計画（総務班、本部調整班）	90
第2章	情報計画（総務班、情報班）	93
第1節	気象警報等の伝達計画（総務班）	93
第2節	被害情報等の収集計画（総務班、情報班）	107
第3節	災害通信計画（総務班・情報班）	114
第4節	災害広報計画（広報班）	116
第5節	生活関連総合相談計画（生活再建支援プロジェクト）	118
第3章	消防計画（消防班、消防団）	119
第4章	水防計画（総務班）	120
第5章	罹災者救助保護計画	123
第1節	災害救助法の適用計画（福祉班）	123
第2節	避難計画（総務班）	126
第3節	食糧供給計画（物資対応プロジェクト）	136
第4節	給水計画（上下水道班）	138

第5節	物資供給計画（物資対応プロジェクト）	140
第6節	住宅・宅地対策計画（住宅調査班）	142
第7節	医療助産計画（保健医療班）	145
第8節	罹災者救出計画（消防班）	147
第9節	住居等の障害物除去計画（建設班）	149
第10節	災害弔慰金等支給及び災害援護資金等貸付計画（出納班）	150
第11節	遺体搜索処理計画（住民班、環境衛生班）	151
第12節	災害義援金品配分計画（出納班）	153
第13節	避難行動要支援者対策計画（福祉保健対策部、関係各班）	154
第14節	石綿飛散防止対策計画（環境衛生班）	155
第6章	保健衛生計画	156
第1節	防疫計画（環境衛生班、上下水道班）	156
第2節	清掃計画（環境衛生班、上下水道班）	157
第3節	精神保健福祉対策計画（保健医療班、福祉班）	160
第4節	動物保護管理計画（環境衛生班）	162
第7章	公共土木施設等応急対策計画（建設班、上下水道班）	163
第8章	農林水産関係災害応急対策計画（産業班）	164
第9章	林野火災応急対策計画（消防班、消防団）	166
第10章	文教対策計画	168
第1節	児童・生徒の安全確保（教育総務班）	170
第2節	学校給食関係の計画（教育総務班）	171
第3節	学用品支給計画（教育総務班）	172
第4節	認定こども園等の措置（生活保育班）	173
第11章	災害対策要員計画	173
第1節	ボランティア受入れ計画（福祉班、有田川町社会福祉協議会）	174
第2節	労働者の確保計画（本部調整班）	176
第12章	交通輸送計画	177
第1節	道路交通の応急対策計画（警察、建設班）	177
第2節	輸送計画（管理班、消防班、物資対応プロジェクト）	181
第13章	自衛隊派遣要請等の計画	183
第1節	自衛隊派遣要請（総務班）	183
第2節	派遣部隊の受入れ体制（総務班）	184
第3節	自衛隊の活動範囲（総務班）	185
第4節	派遣部隊等の撤収要請（総務班）	187
第5節	緊急消防援助隊の要請及び受入れ体制（消防班、総務班）	187
第14章	県防災ヘリコプター活用計画（総務班、消防班）	188
第15章	相互応援計画	190
第1節	応援の要請（総務班、消防班）	190
第2節	職員の派遣要請（総務班）	191

第3節	近畿地方整備局による災害時の応援（総務班）	192
第16章	被災者支援計画（生活再建支援プロジェクト）	193
第1節	被災者支援対応計画（生活再建支援プロジェクト）	193
第2節	住家等被害認定調査計画（生活再建支援プロジェクト）	194
第3節	罹災証明書の発行計画（生活再建支援プロジェクト）	195
第4節	生活資金等の支給・融資計画（出納班）	196
第5節	災害義援金等の配布（出納班）	197
第4編	震災応急対策計画	199
第1章	防災組織計画（全部課・全班）	200
第1節	組織計画（総務班）	200
第2節	動員計画（総務班、本部調整班）	213
第2章	情報計画（総務班、情報班）	216
第1節	地震情報等の伝達計画（総務班）	216
第2節	被害情報等の収集計画（総務班、情報班）	219
第3節	災害通信計画（総務班・情報班）	225
第4節	災害広報計画（広報班）	227
第5節	生活関連総合相談計画（生活再建支援プロジェクト）	229
第3章	消防計画（消防班、消防団）	230
第4章	罹災者救助保護計画	231
第1節	災害救助法の適用計画（福祉班）	231
第2節	避難計画（総務班）	234
第3節	食糧供給計画（物資対応プロジェクト）	242
第4節	給水計画（水道班）	244
第5節	物資供給計画（物資対応プロジェクト）	246
第6節	住宅・宅地対策計画（住宅調査班）	248
第7節	医療助産計画（保健医療班）	251
第8節	罹災者救出計画（消防班）	253
第9節	住居等の障害物除去計画（建設班）	255
第10節	災害弔慰金等支給及び災害援護資金等貸付計画（出納班）	256
第11節	遺体搜索処理計画（住民班、環境衛生班）	257
第12節	災害義援金品配分計画（出納班）	259
第13節	避難行動要支援者対策計画（福祉保健対策部、関係各班）	260
第14節	石綿飛散防止対策計画（環境衛生班）	261
第5章	保健衛生計画	262
第1節	防疫計画（環境衛生班、上下水道班）	262
第2節	清掃計画（環境衛生班、上下水道班）	263
第3節	精神保健福祉対策計画（保健医療班、福祉班）	266
第4節	動物保護管理計画（環境衛生班）	268

第6章 公共土木施設等応急対策計画（建設班、下水道班）	269
第7章 文教対策計画	270
第1節 児童・生徒の安全確保（教育総務班）	270
第2節 学校給食関係の計画（教育総務班）	272
第3節 学用品支給計画（教育総務班）	273
第4節 認定こども園等の措置（生活保育班）	274
第8章 災害対策要員計画	275
第1節 ボランティア受入れ計画（福祉班、有田川町社会福祉協議会）	276
第2節 労働者の確保計画（本部調整班）	278
第9章 交通輸送計画	279
第1節 道路交通の応急対策計画（警察、建設班）	279
第2節 輸送計画（管理班、消防班、物資対応プロジェクト）	283
第10章 自衛隊派遣要請等の計画	285
第1節 自衛隊派遣要請（総務班）	285
第2節 派遣部隊の受入れ体制（総務班）	286
第3節 自衛隊の活動範囲（総務班）	287
第4節 派遣部隊等の撤収要請（総務班）	289
第5節 緊急消防援助隊の要請及び受入れ体制（消防班、総務班）	289
第11章 県防災ヘリコプター活用計画（総務班、消防班）	290
第12章 相互応援計画	292
第1節 応援の要請（総務班、消防班）	292
第2節 職員の派遣要請（総務班）	293
第3節 近畿地方整備局による災害時の応援（総務班）	294
第13章 被災者支援計画（生活再建支援プロジェクト）	295
第1節 被災者支援対応計画（生活再建支援プロジェクト）	295
第2節 住家等被害認定調査計画（生活再建支援プロジェクト）	296
第3節 罹災証明書の発行計画（生活再建支援プロジェクト）	297
第4節 生活資金等の支給・融資計画（出納班）	298
第5節 災害義援金等の配布（出納班）	299
第5編 災害復旧計画	301
第1章 施設災害復旧事業計画	303
第1節 事業計画の種別（全課）	303
第2節 災害復旧対策（全課）	304
第2章 災害復旧支援計画	305
第1節 災害復旧資金計画（各課）	305
第2節 仮施設整備計画（商工観光課、産業課）	306
第3章 災害復興計画	307
第1節 災害復興方針及び計画の策定（全課）	307

第2節 災害復興本部の立ち上げ（全課）	307
第3節 災害復興事業の実施（全課）	307
第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画	309
第1章 総則	311
第1節 推進計画の目的	311
第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	311
第2章 災害対策本部等の設置等	311
第1節 災害対策本部等の設置（総務班）	312
第2節 災害対策本部等の組織及び運営（総務班）	312
第3節 災害応急対策要員の参集（総務班・本部調整班）	312
第3章 関係者との連携協力の確保	313
第1節 資機材、人員等の配備手配（総務班・本部調整班）	313
第2節 他機関等に対する応援要請（総務班）	313
第3節 他機関等に対する受援体制（総務班）	313
第4節 帰宅困難者への対応（総務班・広報班）	313
第4章 地震発生時の応急対策等	314
第1節 地震発生時の応急対策（全班）	314
第2節 資機材、人員等の配備手配（総務班）	316
第3節 他機関に対する応援要請（総務班）	316
第5章 地震発生時の応急対策等	317
第1節 地震からの防護のための施設の整備等（建設班）	317
第2節 地震に関する情報の伝達等（総務班・広報班）	317
第3節 避難対策等（総務班・福祉班・避難所対応プロジェクト）	317
第4節 消防機関等の活動（消防班）	318
第5節 水道、下水道、通信、電気、ガス、放送関係（各班）	319
第6節 交通対策（建設班）	319
第7節 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策（各班）	320
第8節 迅速な救助（消防班）	321
第6章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	322
第1節 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件等（総務班）	322
第2節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)に対する災害応急対策（総務班）	323
第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対する災害応急対策（総務班）	323
第4節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に対する災害応急対策（総務班）	324
第7章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画（各班）	325
第8章 防災訓練計画（総務班・消防班）	326
第9章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画（各班）	327

第1編 総 則

第1章 総 則

第1節 目 的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第42条の規定に基づき、有田川町防災会議が作成する計画であって、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が有する機能を有効に発揮して、町の地域におけるすべての災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町土並びに町民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 有田川町地域防災計画は、防災関係機関が処置しなければならない町の地域に係る防災に関する事務または業務について、総合的な運営を計画化したものであり、時系列的に「災害予防計画」「災害応急対策計画」「災害復旧・復興計画」「南海トラフ地震防災対策推進計画」で構成する。
- 2 有田川町地域防災計画の策定、実施にあたっては防災基本計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密な連携を図っていくものとする。
- 3 本計画は、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡・調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めるものとする。
- 4 災害発生時には、まず「自分の生命は自分で、家族の生命は家族で、自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、町民自身および自主防災組織等町民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は関係する事項について、毎年有田川町防災会議が指定する期日までに計画修正案を提出する。

また、災害対策は相互に有機的・一体的なつながりを保持することが不可欠であることから、和歌山県地域防災計画に準じて修正を行い、これを超えない範囲とする。

第4節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによるものとする。

- 1 基 本 法 …………… 災害対策基本法
- 2 救 助 法 …………… 災害救助法
- 3 本 部 …………… 有田川町災害対策本部
- 4 県 本 部 …………… 和歌山県災害対策本部
- 5 県 支 部 …………… 和歌山県災害対策本部の支部
- 6 計 画 …………… 有田川町地域防災計画
- 7 県 計 画 …………… 和歌山県地域防災計画
- 8 本 部 長 …………… 有田川町災害対策本部長
- 9 県本部長 …………… 和歌山県災害対策本部長
- 10 県支部長 …………… 和歌山県災害対策本部の支部長
- 11 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

なお、本計画中次の組織名称は本部設置の如何にかかわらず、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本 部	有 田 川 町
本 部 長	有 田 川 町 長
県 本 部	和歌山県危機管理部災害対策課
県 本 部 長	和歌山県知事
本部・班	有田川町部課
県本部・班	和歌山県部課
県 支 部	有田振興局（地域づくり課）
県 支 部 長	有田振興局長

第2章 有田川町の地勢と災害

第1節 地理的概観

1 位置

本町は、紀伊半島の北西部、和歌山県の中央部の北寄りに位置し、東は奈良県境に接し西は有田市、南は日高川町、北は海南市に接している。

2 面積

本町の面積は351.84km²（東西約33km、南北約16km）で、和歌山県の総面積4,725km²の7.4%を占めている。

3 地形

本町の地形は、北は長峰山脈、南は白馬山脈に挟まれ、その間を高野山に源を発する有田川が町の中央部を西に蛇行しながら有田川流域を形成している。林野面積は、268.66km²で町全体の76.4%を占めている。また、農用地は9.5%の3,344haで有田川沿いに広がり、町の主力産業であるみかん畑が平地ばかりでなく山地まで広がっている。

4 地質

地質は、長峰山系を形づくっている三波川変成帯（塩基性片岩が主である）と、有田川から南部一帯にかけては秩父累帯（古生層及び中生層）で、粘板岩や砂岩、泥岩の堆積物からなっている。

5 地盤

有田川下はかなり広く沖積層が広がっている。

第2節 気象条件

気候については、太平洋高気圧の影響を受け温暖多雨で、年平均気温の平年値は13.9℃、西部地域では厳寒のときでも零度を下回ることは少ないが、東部地域では毎年積雪が観測される。年降水量の平年値は2,097.3mmとなっている（和歌山地方気象台清水地域気象観測所）。

また、大雨や台風による気象災害が発生しやすい。

第3節 社会条件

1 人口・世帯

令和2年国勢調査による本町の人口は25,258人、世帯数は9,506世帯となっている。

2 土地利用

本町は、平坦地の土地利用は、ほとんどがみかん畑地に転換され、その土壌と自然条件が柑橘栽培に適し、全国的に有名な「有田みかん」の本場を形成している。

町の面積は351.84km²で、土地利用区別は農用地9.27%、森林76.66%、宅地1.75%、道路2.34%、水面・河川・水路2.27%、その他7.71%となっている。（平成26年度土地利用現況把握調査）

3 鉄道・道路網

交通輸送面では、JR紀勢線藤並駅が玄関口として重要な役割を果たしている。幹線道路としては、国道42号、国道424号が市街地の中央部をそれぞれ南北に縦走し、東西に流れる有田川に沿って国道480号が走っている。また、阪和自動車道及び一般有料道路・湯浅御坊道路のインターチェンジがあり、京阪神方面への交通の要として、重要な役割を果たしている。

第4節 災害とその特性

気象現象を主な原因として起こる気象災害には、台風・大雨・強風など短期間に災害を引き起こす性質のものと、干ばつや長雨など比較的長期にわたり農作物などに被害を与える災害に大別できる。

1 災害の特性

(1) 災害の特性

本町の冬の気候は比較的温暖で、雪による災害は軽微である。気象災害のうち、本町で特に警戒しなければならないのは、大雨による洪水や土砂災害である。また台風においては暴風にも警戒しなければならない。過去の災害履歴から見ると台風や梅雨末期の前線活動に伴う豪雨による災害が幾度も起こっている。

(2) 火災

火災は、気象が直接的原因となって起こることは希であるが、1年間の平均火災件数は10件程度である。中でも、気象の影響を受けるたき火が原因の火災が最も多く発生している。

2 災害の履歴

(1) 台風

① 室戸台風（昭和9年9月21日：1934年）

9月21日早朝に室戸沖から徳島西方を通過（午前6時頃）して阪神方面に入った台風は、室戸岬で気圧911.9hPaに達する非常に強い台風で、風速45メートル、瞬間最大風速60

メートルを記録した。特に和歌山県下では、高潮による被害が甚大であった。県下の被害は、死者31名、行方不明者6名、負傷者434名、家屋全壊2,628戸、同半壊2,602戸、同流失117戸、床上浸水1,600戸、床下浸水2,565戸、その他、甚大な被害を受けた。

湯浅署管内の被害は、死者1人、負傷者10人、家屋全壊15戸、同半壊24戸、床下浸水120戸、電柱倒壊95本などであった。また、箕島商業の教室と演武場が倒壊し、湯浅港が半壊、平松酒造（本町下津野）の酒蔵が倒壊するなどの被害をうけた。

② 洞爺丸台風（台風15号）（昭和29年9月25～26日：1954年）

この台風はカロリン群島東部から九州南東部・中国を通過して日本海上に出た後、北海道西方海上に去った。函館で洞爺丸をはじめとする青函連絡船の大半が遭難し、千数百人の犠牲者を出した。和歌山県下でも、この台風の余波で9月25日昼過ぎから風が強まり、26日6時前からは烈風となった。雨は比較的少なく、主として風害を被った。有田郡内では、家屋全壊2戸、同半壊91戸、床上浸水4戸などで、り災者数は632人に及んだ。

③ 伊勢湾台風（台風15号）（昭和34年9月23～26日：1959年）

26日18時潮岬の西から紀伊半島に上陸し、24時過ぎに富山市を通過し日本海に進んだ。

有田川の水位は金屋（警戒水位5.0m）で3.25mであったが、紀ノ川や日高川、熊野川などでは警戒水位を大幅に上回り、大きな被害を被った。有田郡内では、家屋全壊2戸、同半壊26戸、床下浸水7戸などの被害があり、うち本町では家屋全壊1戸の被害にとどまった。

④ 第2室戸台風（台風18号）（昭和36年9月14～16日：1961年）

9月8日、マーシャル群島で発生した台風18号は、昭和9年の室戸台風とほぼ同じ進路を取りながら、同15日には超大型台風に発達した。16日9時には室戸岬の南西50kmに達し、同13時には淡路島から大阪湾へと進んだ。この間、和歌山地方気象台では、16日12時43分に最大瞬間風速56.7m/s、同12時45分に最低気圧939.3hPaを記録した。

15、16両日の総雨量は、湯浅町で232.0mm、旧清水町二川で339.0mmに上った。このため、有田川では16日夕方に金屋（警戒水位5.0m）で最高水位5.9mを記録した。

有田郡内では、死者1人、負傷者9人、家屋全壊290戸、同半壊811戸、同流失49戸、床上浸水853戸、床下浸水1,879戸などの被害があり、うち本町では負傷者2人、家屋全壊39戸、同半壊176戸、床上浸水7戸、床下浸水391戸の被害が出た。この台風の暴風雨による人的被害は比較的少なかったものの、総被害額は339億円を超え、昭和28年の7月18日の水害（後述）に次ぐ大きなものとなった。また、17日17時、本町にも災害救助法が適用された。

⑤ 台風19号（平成2年9月19日）

19日に中心気圧945hPa、中心付近の最大風速45m/sと大型で強い勢力を保ったまま白浜町周辺に上陸し、停滞していた前線の活動を活発化させて、西日本の太平洋側では多

い所で総降水量が600～1,000mmに達した。県下では、死者41人、負傷者114人、住宅の全壊・流失160棟、半壊・一部破損3,143棟、床上・床下浸水41,017棟、橋の流失46か所、堤防決壊51か所、道路損壊・がけ崩れ1,313か所などの被害を受けた。

⑥ 台風12号（平成23年9月2日～4日）

8月25日9時にマリアナ諸島の西の海上で発生した台風第12号は、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、28日には強風半径が500キロメートルを超えて大型の台風となり、30日には中心気圧が965ヘクトパスカル、最大風速が35メートルの大型で強い台風となった。9月2日には暴風域を伴ったまま北上して四国地方に接近し、3日10時前に高知県東部に上陸した。その後、台風はゆっくりと北上して四国地方、中国地方を縦断し、4日未明に日本海に進んだ。台風が大型で、さらに台風の動きが遅かったため、長時間台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、西日本から北日本にかけて、山沿いを中心に広い範囲で記録的な大雨となった。

特に紀伊半島では、8月30日17時からの総降水量は広い範囲で1,000ミリを超え、奈良県上北山村にあるアメダスでは72時間雨量が1652.5ミリとこれまでの国内の観測記録である1,322ミリ（宮崎県神門（みかど））を大幅に上回り、総降水量は1,808.5ミリに達し、一部の地域では解析雨量で2,000ミリを超えるなど、記録的な大雨となった。

このため、土砂災害、浸水、河川のはん濫等により、和歌山県、奈良県、三重県などで多数の死者、行方不明者が発生したほか、北海道から四国にかけての広い範囲で床上床下浸水などの住家被害、田畑の冠水などの農林水産業への被害、鉄道の運休などの交通障害が発生した。

本町においては、町東部において継続した降雨となり清水地区では一部国道への浸水が発生した。有田川の増水に伴い二川ダムの最大流入量が $1,619\text{m}^3/\text{s}$ となり、対して最大放流量が $1,497\text{m}^3/\text{s}$ となった。この流量で金屋観測所での最高水位は7m23cmまで達した。ダム放流量変更の通知を受け有田川沿岸23地区に避難勧告を発令し、その後さらに浸水のおそれのあった3地区に避難指示を発令した。

家屋では床上浸水1棟、半壊1棟の被害を受け、農林水産物では被害額は2億円を超えた。国道・県道・町道・農道・林道も各所において寸断され、7箇所の上下水道施設も被害を受けることとなり、被害は近年にない甚大なものとなった。

(2)集中豪雨

① 7月10日水害（昭和27年7月10～11日：1952年）

紀伊半島沖に停滞していた梅雨前線が北上したため、和歌山市及びその周辺を中心として記録的な豪雨に見舞われた。和歌山測候所観測によると、10日21時から11日6時までの9時間に354.6mm、24時間降水量が393.6mmで、観測開始以来最大の豪雨となった。被害は和歌山市及びその周辺各地に甚大で、明治22年の大水害に次ぐ大水害といわれている。

る。湯浅署管内では、床下浸水83戸、罹災者数約150人、道路損壊6か所などの被害が出た。

② 7月18日水害 （昭和28年7月17～18日：1953年）

7月17日夜から18日朝にかけて県北部を襲った梅雨前線による豪雨は雷を伴った所が多く、短時間に希有の大雨を降らし、未曾有ともいうべき惨禍をもたらした。有田日高両郡東部から奈良県南部にかけて、24時間降水量は400mm以上にも及び、旧龍神村では450mm、旧清水町沼では430mmを観測した。しかも、そのほとんどの雨は18日未明の数時間内に集中したため、有田川や日高川をはじめとする各河川が増水し、記録的な大洪水となった。

この水害による県下の被害は、死者639人、行方不明者376人、負傷者5,709人、家屋全壊3,209戸、同半壊1,678戸、同流失3,896戸、床上浸水12,734戸などの大災害で、18日9時25分、災害救助法が適用されたが、復興にはかなりの日数を要した。

当町においても堤防の決壊、道路・橋梁の流失、土砂崩れ等により壊滅的状况となり、死者55人、行方不明者138人、負傷者1,145人、家屋全壊862戸、同半壊546戸、同流失1,138戸、床上床下浸水3,146戸の甚大な被害となった。

旧吉備町では特に御霊地区及び田殿地区が大打撃をうけた。御霊地区では有田川の濁流が金屋橋付近で右岸に突き当たり、そのはね返りが西方へ流れ、付近の家屋を一飲みにしてしまい、多くの人的被害をもたらした。又田殿地区においては、庄の北方から西流する有田川が出を直撃したため、堤防が決壊し、その濁流が田殿田圃全域へと広がり、出・尾中地区では流失家屋が多数に上り、長田の西から上中島へと濁流が押し寄せ、ほとんどの家屋、田畑を流出、浸水し、孤立状態となった。

旧金屋町では川口地区と宇井荅地区で壊滅的ともいうべき被害となった。川口地区では有田川が満水となり濁流が国道480号（当時県道高野湯浅港線）を越え住宅地に侵入し、毎分0.3メートルの速度で増水し、地域住民が避難し始めた頃県道が決壊し、避難民の多くが濁流にその手を遮られ多くの犠牲者を出した。宇井荅地区では、当時42戸の住宅があったが、内40戸が流失埋没に依り全壊、1戸が半壊という壊滅的な被害をうけた。

旧清水町では各地で河川が氾濫し国道480号（当時県道高野湯浅港線）は一部4キロばかりを残す以外は全て決壊・流失し、又各地で山津波が起こり、街の商店街が跡形もなく流出し、その上に膨大な崩土が居座ったというところもあったほどすさまじい状況で、死者行方不明者を合わせると87名という大惨事となった。

第5節 地域の災害危険性

1 土砂災害

本町の地形の特徴は、大別すると長峰山系の北部地帯、紀伊山地系の東部地帯、有田川の堆積作用による西部、三本松峰を頂点とした比較的緩傾斜の南部山地、白馬山系に区分することができる。

地質構造は、有田川の北岸のほとんどを形づくっている三波川変成帯と有田川南部に分布している秩父累帯に分かれ、さらに秩父累帯については、トリ阿斯紀層と白亜紀層に分かれる。およそ、西部の大半はこの秩父累帯に占められ、市街地を形成しているが、中央部、南部、北部においては、有田川支川の多くに集落が点在し、地すべり防止区域が指定されている。また、小規模の地すべり等が発生しており、豪雨等による土石流・地すべり・崩壊等が十分予想される。

(1) 土砂災害警戒区域等（土石流）

本町の土砂災害警戒区域等（土石流）は385箇所で砂防指定地は107箇所指定されている。特に本町北部、中央部、南東部は急峻な地形や脆弱な地質をもったところが多いにもかかわらず、わずかな平地に集落が密集し豪雨により多量の土砂が流出し易い状態の場所が多く点在している。

(2) 土砂災害警戒区域等（地すべり）

本町の土砂災害警戒区域等（地すべり）は69箇所、22箇所が地すべり防止区域の指定を受けている。

(3) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）

本町の土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）は1,142箇所、急傾斜地崩壊危険区域は31箇所指定を受けている。また、山腹崩壊危険地区は727箇所、崩壊土砂流出危険地区は679箇所の指定を受けている。

2 風水害

(1) 河川

有田川町の河川は、有田川をはじめとする2級河川や普通河川が多くあり、重要水防箇所が指定されている。重要水防箇所は54箇所、34箇所が重要度Aとして県の指定を受けている。

(2) ため池

警戒を要するため池は103箇所あり、集水区域の開発に伴い、豪雨時には常に溢水状態の箇所が多く、町としては、改修の促進を図っている。

3 予防対策

以上の事情をふまえ、改修工事の促進はもとより、予防対策として河川・排水路等のしゅんせつを実施し、水害の防除に努めている。

第6節 地震被害想定

県の地震被害想定調査（平成18年5月及び平成26年10月）の想定から有田川町に係る被害想定を整理すると次のとおりである。

1 目的

和歌山県周辺では、近い将来の発生が予想されている東海・東南海・南海地震（以下「3連動地震」という。）のほか、南海トラフ巨大地震や中央構造線断層帯の活動による地震等の発生が懸念されており、これらの地震が発生すると、県内に重大な被害をもたらす、社会生活にも大きな影響を及ぼすことが指摘されている。

県の地震被害想定調査は、これらの地震が発生した際に予想される物的被害や人的被害、また社会活動に関わる影響を予測することによって、地震が発生した際の「災害像」を確立し、今後の防災対策を検討していくための基礎資料とすることを目的としている。

2 想定条件

(1) 想定地震

想定する地震は、本県に大きな影響を及ぼす可能性のある以下の地震とする。

- ① 3連動地震（Mw8.7）
- ② 南海トラフ巨大地震（Mw9.1）
- ③ 和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震（M8.0相当）
- ④ 田辺市付近直下を震源とする地震（M6.9相当）

(2) 想定のとおりまとめ

本計画の前提として想定する地震は、3連動地震及び南海トラフ巨大地震とする。

3 有田川町における想定概要

(1) 震度の予測

① 3連動地震

西部の市街地部は「震度6弱」、その他の地域は主に「震度5強」

② 南海トラフ巨大地震

西部の市街地部は「震度6強」、その他の地域は主に「震度6弱」

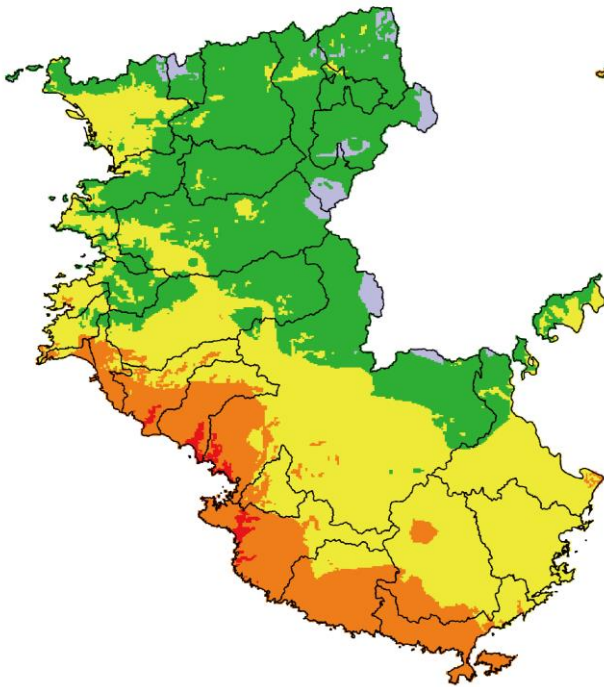
③ 和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震

吉備地域、金屋地域及び清水地域北部は主に「震度6強～震度6弱」、その他の地域は主に「震度5弱」

④ 田辺市付近直下を震源とする地震

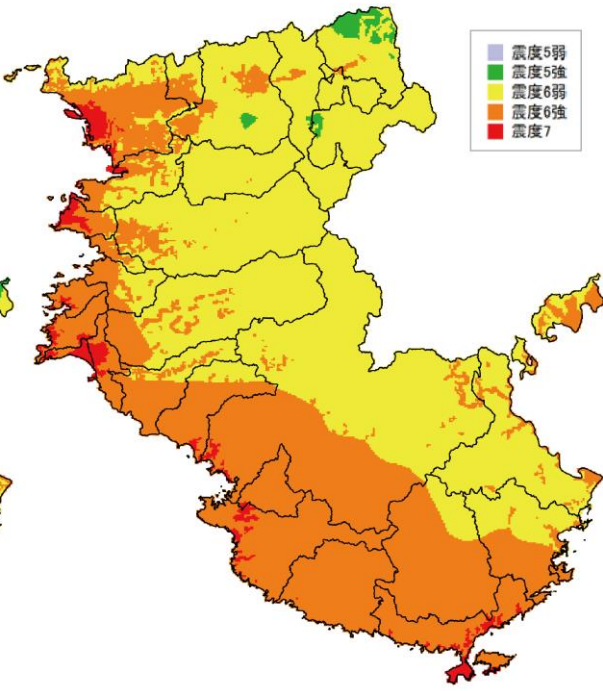
町内全域で最大「震度5弱」

■ 3連動地震



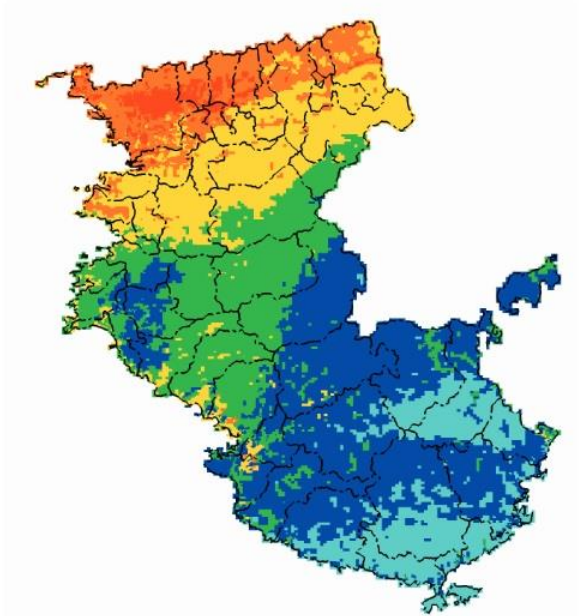
平成 26 年和歌山県地震被害想定調査

■ 南海トラフ巨大地震



平成 26 年和歌山県地震被害想定調査

■ 中央構造線の地震

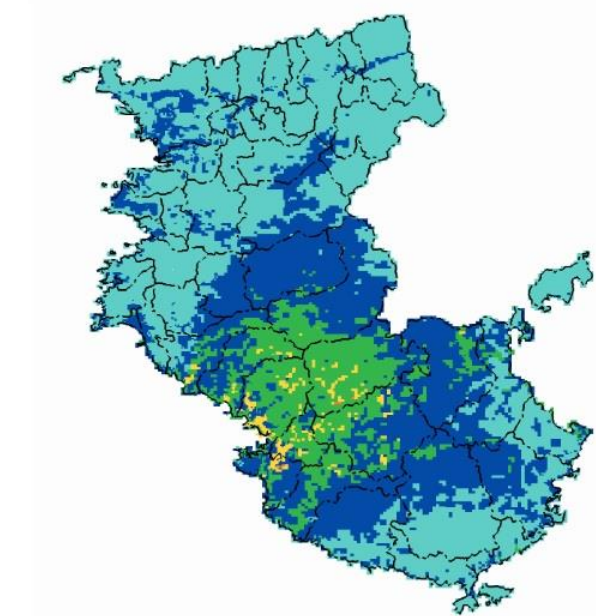


震度

- 震度4以下
- 震度5弱
- 震度5強
- 震度6弱
- 震度6強
- 震度7

平成 18 年和歌山県地震被害想定調査

■ 田辺市付近の地震



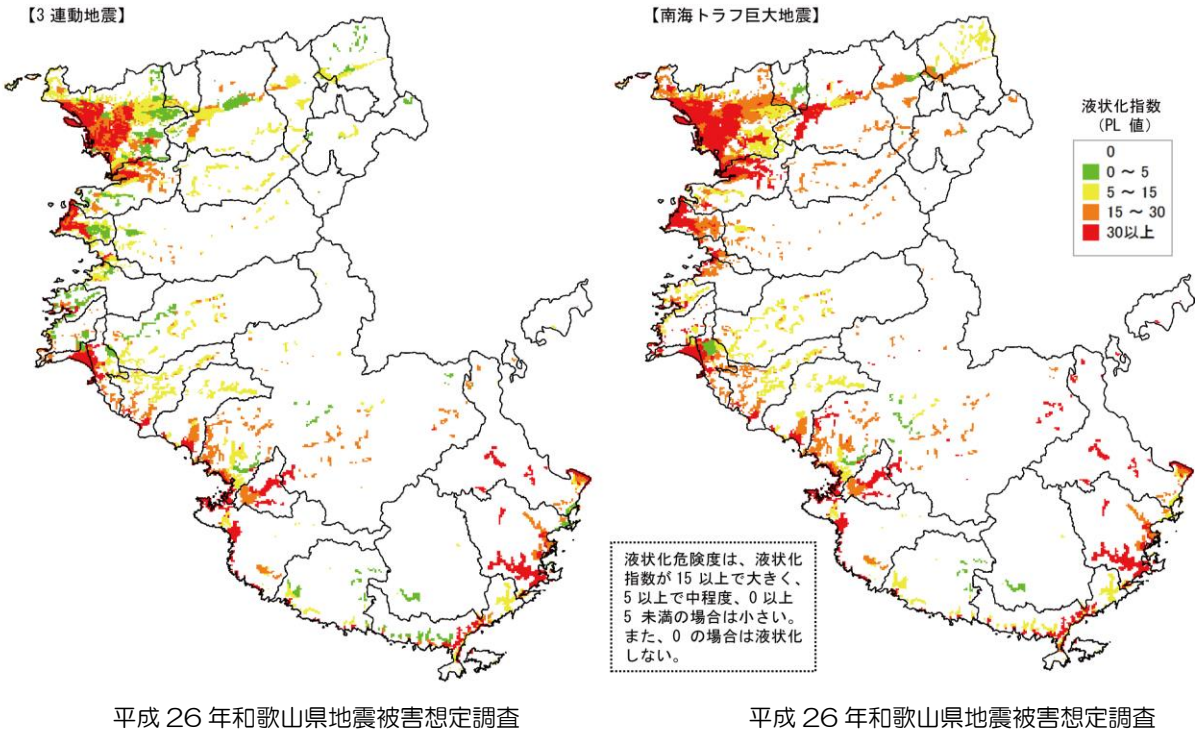
震度

- 震度4以下
- 震度5弱
- 震度5強
- 震度6弱
- 震度6強
- 震度7

平成 18 年和歌山県地震被害想定調査

(2) 液状化の予測

3連動地震及び南海トラフ巨大地震において、液状化が発生する予測となっており、液状化指数（PL値）が15～30の地点もあると予測されている。



(3) 建物被害の予測

複数予測したケースのうち、最大の被害となる冬の夕方18時、風速8mの場合を示しました。総棟数 16,600 棟のうち、3連動地震による全壊が66棟、南海トラフ巨大地震では全壊が890棟です。

想定地震	焼失棟数（棟）	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）
3連動地震	3	66	790
南海トラフ巨大地震	15	890	3,200

※全壊棟数には焼失分を含む。

(4) 人的被害の予測

複数予測したケースのうち、最大の被害となる冬の夕方18時、風速8mで、最も避難が遅いケースの場合を示しました。この時期の18時は日没後であるので、夜間の避難条件を適用しています。人口26,900人のうち、3連動地震による死者数が3人、南海トラフ巨大地震では死者数が38人となっています。

想定地震	死者数（人）	重傷者数（人）	軽傷者数（人）	閉込者数（人）
3連動地震	3	4	110	2
南海トラフ巨大地震	38	55	490	23

(5) 上水道被害の予測

上水道については、水道人口26,200人のうち、3連動地震では発災直後の断水人口が22,700人で、南海トラフ巨大地震では発災直後の断水人口が25,600人となっています。

想定地震	断水人口（人）			
	発災直後	1日後	1週間後	1カ月後
3連動地震	22,700	15,200	7,600	0
南海トラフ巨大地震	25,600	22,200	11,100	3,800

(6) 下水道被害の予測

下水道については、下水道人口10,600人のうち、3連動地震では被害は想定されておらず、南海トラフ巨大地震では発災直後の下水道支障人口が260人となっています。

想定地震	支障人口（人）			
	発災直後	1日後	1週間後	1カ月後
3連動地震	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震	260	200	0	0

(7) 電力施設被害の予測

電力施設については、需要家軒数16,600軒のうち、3連動地震は発災直後の停電率は28%で、南海トラフ巨大地震では発災直後の停電率が100%となっています。

想定地震	停電率（%）			
	発災直後	1日後	1週間後	1カ月後
3連動地震	28	0	0	0
南海トラフ巨大地震	100	100	0	0

(8) 通信施設被害の予測

通信施設については、固定電話の回線数7,100件のうち、3連動地震は発災直後の不通率が59%で、南海トラフ巨大地震では発災直後の不通率が100%となっています。また携帯電話の不通状態については、3連動地震・南海トラフ巨大地震ともに発災直後は非常に繋がりにくくなることが予測されています。

想定地震	固定電話・不通率（%）			
	発災直後	1日後	1週間後	1カ月後
3連動地震	59	2	1	0
南海トラフ巨大地震	100	100	2	0

想定地震	携帯電話・不通状態			
	発災直後	1日後	1週間後	1カ月後
3連動地震	非常に繋がりにくい	被害なし	被害なし	被害なし
南海トラフ巨大地震	非常に繋がりにくい	非常に繋がりにくい	被害なし	被害なし

(9) 道路施設被害の予測

道路施設については、3連動地震では地震被害箇所数が15箇所、南海トラフ巨大地震では地震被害箇所数は18箇所となっている。

想定地震	地震被害箇所数（件）
3連動地震	15
南海トラフ巨大地震	18

※予測は、県全域の被害想定として算出しており、被害箇所を特定するものではなく、地域ごとの高速道路、直轄国道、補助国道、県道を対象とした被害の度合いを評価したもの

(10) 鉄道施設被害の予測

鉄道施設については、3連動地震では地震被害箇所数が6カ所で、南海トラフ巨大地震では地震被害箇所数は8箇所となっている。

想定地震	地震被害箇所数（件）
3連動地震	6
南海トラフ巨大地震	8

(11) 避難者数の予測

避難者の予測（夏12時、風速4m、全員直接避難の場合）は、被災時人口26,100人のうち、1日後には3連動地震は避難者総数（避難所に避難する者＋避難所外生活者）94人、南海トラフ巨大地震では1,200人となっています。

想定地震	避難者総数（人）		
	1日後	1週間後	1カ月後
3連動地震	94	4,100	2,100
南海トラフ巨大地震	1,200	4,000	4,600

(12) 帰宅困難者数の予測

帰宅困難者の予測は、3連動地震・南海トラフ巨大地震ともに5,300人となっています。鉄道全線の不通及び道路の通行止めが多く発生すると予想され、これが要因となっています。

想定地震	帰宅者総数（人）	帰宅困難者（人）
3連動地震	22,100	5,300
南海トラフ巨大地震	22,100	5,300

(13) 必要物資数の予測

必要物資数の予測（夏12時、風速4m、全員直接避難の場合）は、3連動地震において発災1日後～3日後までに、食料は610食、飲料水は136,400リットル必要となります。南海トラフ巨大地震においては、1日後～3日後までに、食料は7,500食、飲料水は199,700リットル必要となります。

想定地震	1日後～3日後（3日間）			4日後～7日後（4日間）			毛布 (枚)
	避難所避難者数 (人)	食料 (食/3日間)	飲料水 (ℓ/3日間)	避難所避難者数 (人)	食料 (食/4日間)	飲料水 (ℓ/4日間)	
3連動地震	57	610	136,400	2,100	29,000	159,100	4,100
南海トラフ巨大地震	700	7,500	199,700	2,000	28,200	232,900	4,000

(14) 災害廃棄物の予測

災害廃棄物の予測（冬の夕方18時、風速8mの場合）は、3連動地震では4,700 t で、南海トラフ巨大地震では66,000 t となっています。

想定地震	可燃物（t）	不燃物（t）	合計（t）
3連動地震	1,200	3,500	4,700
南海トラフ巨大地震	17,000	49,000	66,000

第3章 防災行政の基本方針

自然災害及び地域開発に伴う環境の変化などによる多種多様な災害に対応するため、治山治水をはじめとする防災施設の整備、情報伝達網の充実、災害時における緊急輸送道路の確保を図るとともに、町・県・防災関係機関及び町民が一体となって地域に密着した総合的な防災体制を推進する。

1 町土保全施設の整備

(1) 治 山

- 緊急かつ計画的に荒廃地及び荒廃危険地の施設整備を進める。
- 緊急かつ重点的に山地災害危険地区の施設整備を進めるとともに、災害予測技術の確立に努める。
- 森林の有する公益的機能を高度に発揮するため、保安林の整備を推進する。

(2) 治 水

- 河川・砂防の基本施設及び地域防災施設については、所要の安全度をおおむね確保する。
- 治水安全度を向上するため、防災施設の整備を推進するとともに土地利用のあり方、避難誘導についても検討し、流域を一体した総合的な治水施策を進める。
- 防災施設の整備にあたっては、河川空間の活用を求める声が高まりつつあることから、歴史・伝統・地域文化に根ざした活動の場、レクリエーション活動の場として、ゆとりとうるおいのある豊かな水辺環境を創造する。
- ホームページや携帯電話等の情報通信端末を活用して雨量や河川水位、ダム情報等を住民にわかりやすく提供し、洪水への関心や防災意識の向上を図る。

2 防災活動の強化

- 町土並びに住民の生命・身体及び財産を災害から守る防災対策の基本となる地域防災計画、耐震改修促進計画などの各種防災計画に常に検討を加え、防災体制の整備と強化を図る。
- 災害発生時の被害状況を速やかに収集し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するための多種多様な情報伝達網の整備を促進する。
- 円滑な防災活動が実施できるよう、自主防災組織等の地域の防災体制の強化を図る。
- 広報紙、報道機関、講演会、学校教育などのあらゆる手段や機会を活用して、災害危険箇所等の防災情報の提供や防災知識の普及に努める。
- 防災機関・その他関係機関が一体となって、地域ぐるみの各種防災訓練を実施する。
- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- 耐災害性を備えた防災拠点施設の整備を促進する。
- 災害時に迅速かつ的確な災害対応が実施できるよう、職員の防災対応力強化に努める。

第4章 防災に関する事務又は業務の大綱

町、県並びに和歌山県の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項について、おおむね次の事務又は業務を処理するものとし、その際相互に協力するよう努めなければならない。

第1節 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、指定行政機関及び指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町、県、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 町の処理すべき事務又は業務の大綱

1 有田川町

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
有 田 川 町	ア 有田川町防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、り災者の救助保護 カ 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ り災者に対する融資等の対策 ク 被災町営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害対策要員の動員並びに雇用 サ 災害時における交通、郵送の確保 シ 被災施設の復旧 ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2 和歌山県

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
和 歌 山 県	ア 県防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、り災者の救助保護 カ 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ り災者に対する融資等の対策 ク 被災県営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害時における公安対策 サ 災害対策要員の動員並びに雇用 シ 災害時における交通、郵送の確保 ス 被災施設の復旧 セ 市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等

3 消防

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
有田川町消防本部 吉備金屋消防署 清水消防署 消防団	ア 災害時における情報の収集及び伝達、広報 イ 災害時における被災者の救急、救助業務 ウ 火災発生における消防業務 エ 危険物等の災害に関する指導等災害予防業務 オ 消防組織、消防施設の強化

4 警察

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
有田湯浅警察署	ア 災害時における町民の生命、身体、財産の保護 イ 災害時における犯罪予防及び取締り、治安維持のための警察活動 エ 災害時における交通の混乱防止、交通秩序の確保 オ 災害時における緊急車両のための交通規制 カ 遺体の検視及び身元確認 キ 他の機関の行う緊急活動に対する協力援助

5 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
和歌山地方気象台	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
近畿地方整備局 （和歌山河川国道 事務所、紀南河川 国道事務所、紀伊 山系砂防事務所）	ア 土木施設の整備と防災管理 イ 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ウ 被災土木施設の災害復旧 エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

6 自衛隊

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第37普通科連隊	ア 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の 応急啓開 イ 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

7 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西日本旅客鉄道 株式会社近畿統括本部 和歌山支社	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査と災害復旧
西日本電信電話 株式会社和歌山支店 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急電話の取り扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
日本郵便株式会社 (和歌山中央郵便局)	ア 災害時における郵便業務の確保並びに災害時特別事務の取 り扱い及び援護対策の実施 イ 被災郵便業務施設の復旧 ウ 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資 エ 民間災害救援隊に対する災害ボランティア口座寄附金の公 募・配分に関すること
日本赤十字社 和歌山県支部	ア 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ウ 義援金品の募集配布
西日本高速道路(株) 関西支社	ア 災害時における輸送路の確保 イ 有料道路の災害復旧
日本通運株式会社湯 浅営業センター	ア 災害時における救助物資の輸送の確保 イ 災害時における緊急陸上輸送
日本放送協会 和歌山放送局	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
関西電力送配電株式 会社 和歌山支社	ア 災害時の電力供給 イ 被災施設の調査と災害復旧 ウ ダム施設等の整備と防災管理

8 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
有田川土地改良区	ア 土地改良施設の整備と防災管理 イ 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧 ウ 農地たん水の防除施設の整備と活動 エ 災害防除と拡大の防止
機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
株式会社 和歌山放送	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
株式会社テレビ 和歌山	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
社団法人和歌山県医 師会・有田医師会	ア 災害時における医療救護の実施 イ 災害時における防疫の協力
有田鉄道株式会社	ア 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送
有田交通株式会社	ア 災害時における被災者及び避難者の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送
株式会社酒本運送	ア 災害時における救助物資の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送

9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
病院等経営者	ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 被災時の病人等の収容保護 ウ 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設の経 営者	ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における収容者の収容保護
学校法人	ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
和歌山県農業協同 組合	ア 町本部が行う農業関係の被害調査等応急対策への協力 イ 農作物等の災害応急対策についての指導 ウ 被災農業者に対する融資又は斡旋 エ 農業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧

	才 飼料、肥料、その他資材等の確保又は斡旋
有田川町商工会	ア 町本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
運送会社	ア 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送

第2編 災害予防計画

第1章 地震・防災対策アクションプログラム

1 現 況

南海トラフ沿いの3つの領域（東海・東南海・南海）では、90年から150年周期で繰り返す津波を伴う地震が発生しており、南海トラフでは今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は、80%程度と見込まれている。

県地震被害想定調査によると南海トラフ巨大地震が発生した場合、県内の被害は最大で死者約9万人、建物全壊・焼失棟数約16万棟と甚大な被害が予測されている。

有田川町においても死者38人、重傷者55人、建物全壊・焼失棟数890棟の甚大な被害が予測されている。

2 計画方針

南海トラフ地震など大規模災害に事前に備え、災害発生時に迅速適切な対策を実施し、被害を最小限にすることを目的とした「有田川町地震防災対策アクションプログラム」については、5年毎に見直しを行う。

また、町・県・防災関係機関及び町民が一体となって総合的な防災対策の推進を展開する。

3 計画内容の概要

（1）基本理念

南海トラフ地震などの大地震に備え、「自助・共助・公助」が相互に連携して活動する防災協働社会を構築することで、安全で安心な有田川町の実現を目指す。

（2）減災目標

南海トラフ地震などの大規模災害による死者及び重傷者を今後10年間で半減する。

（3）予防・応急対策・復旧・復興の4つの目標

① 大地震に着実に備える。

備えとしての予防対策を着実に実施する。

② 災害発生時に迅速適切な応急対策を実施する。

防災時に的確な応急対応を実施するため今から体制を整えておく。

③ 復旧・復興を進め安全で安定した生活を構築する。

復旧・復興をスムーズに進めるため予め方針や計画を定めておく。

（4）重要テーマ

- ・耐震化と災害に強いまちづくりの推進
- ・防災意識の普及推進
- ・地域の防災体制づくりの推進
- ・行政の防災体制の強化推進
- ・災害応急対策の整備推進
- ・被災後の生活支援体制の充実
- ・迅速確実な復旧・復興の推進

第2章 河川防災計画（建設課・総務課）

1 現 況

本町には、有田川をはじめ県管理の河川が多くあり、重要水防箇所が54箇所指定されている。河川改修が完了している区間はあるものの土砂の堆積により河床が高くなっている箇所もあり増水時に氾濫の危険性がある。

2 計画方針

本町は、過去に台風襲来や有田川の洪水被害に見舞われ尊い人命や財産に被害をもたらしており、洪水等に対する安全性の向上に努めることが必要である。

そこで、次の基本方針により整備を進める。

- (1) 過去の大水害の実績や、流域の開発にあわせ、増水を安全に流下させるため、県との協議を通じて緊急性等を考慮して河川護岸改修・拡幅工事を順次推進し、河川の安全性の向上を図る。
- (2) 過去の災害を教訓として、流域の土地利用、治山・治水等を勘案し、災害の発生に注意すべき区域の巡視、警戒・避難体制等予防対策を充実する。

3 事業計画

(1) 河川改修整備事業の推進

河川改修整備基本計画による河床整備事業等の河川改修事業を県と協議し町が実施する。

(2) 堤防整備の推進

堤防の改修工事の推進、平成10年度から引き続き実施することとなっている。

(3) 水防箇所の巡視・点検

河川及び河川周辺の巡視、水防危険箇所等の点検を定期的に町・県が連携し実施する。

(4) 水防箇所の表示

河川水防箇所を町民や来訪者にわかるように、看板や道路交通法第39 条第1 項で表示する。

(5) 有田地域等における大規模氾濫減災協議会

国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした大規模氾濫減災協議会を活用し、密接な連携体制の構築を図る。また、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」を推進する。

4 震災対策

町の管理する河川・水路については、地震時に周辺の人等等に被害をもたらすおそれもあり、地震防災上緊急性の高いものから計画的に改良・改修を実施し、地震による浸水等を防止する。

第3章 砂防防災計画（建設課・総務課）

1 現況

本町には、土砂災害警戒区域等（土石流）は、385箇所指定されている。崩壊土砂は、降水及び流水等によって土石流災害を引き起こすことが各地で報告されており、地盤のゆるみや溪流への崩壊土砂の堆積によって荒廃溪流及び土石流危険溪流はもちろんのこと、それ以外の比較的安全な溪流においても二次的な土石流災害の危険性が増しており、砂防対策は急務な課題となっている。

2 計画方針

- (1) 土砂災害警戒区域等（土石流）に指定された溪流を中心に、砂防ダム・流路工・床固工等の砂防工事を県との協議を通じて実施する。
- (2) 巡視の実施とともに、土石流災害に備えて危険な溪流については町民への周知を徹底し、警戒・避難体制を確立する。

3 事業計画

(1) 砂防事業の推進

県に対して、土砂災害警戒区域等（土石流）で土砂流出のおそれのある溪流について、逐次、砂防指定地の指定と砂防事業の推進を要請する。

(2) 広報・啓発

- ① 防災知識の普及のため、土砂災害防止月間等の機会を通じ、土砂災害を想定した訓練の実施やパンフレットの配布等の砂防に関する情報提供を実施する。
- ② 梅雨期から秋季にかけての長雨や集中豪雨により、土石流が発生するおそれのある危険溪流への看板設置や資料配布等による危険溪流の周知徹底、防災知識の普及を行う。
- ③ 土砂災害警戒区域の指定があった時は、当該区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

(3) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

有田川町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難に関する事項を定めた計画（「避難確保計画」）を作成し、計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を有田川町長に報告する。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第4章 山地防災計画（建設課・総務課）

1 現況

本町には、山腹崩壊危険地区は727箇所、崩壊土砂流出危険地区は679箇所が設定されている。それらの多くは、清水地区、金屋地区の山間地域に指定されており、山間地域の集落に近接した危険地区については、降雨量が多い場合は巡視を実施している。

2 計画方針

- (1) 山地災害危険地区対策として、集落に近接した山地における山地災害の防止、荒廃山地の復旧等を重点的に、県との協議と通じて危険度、危険性の高い地区から、積極的かつ効率的に実施する。
- (2) 豪雨時には危険地区を点検し、危険と認められた場合には関係者へ周知を図るとともに、要配慮者への避難準備の呼びかけを早目に伝達する。

3 事業計画

- (1) 指導・監督
森林内での開発行為については、森林がもつ防災機能及び公益的機能の点に十分注意し、指導・監督を行う。
- (2) 危険地区の巡視・点検
危険地区周辺の巡視、点検を定期的を実施する。
- (3) 危険地区の表示
危険地区について、看板や標識で表示を行い地元住民への周知に努める。
- (4) 伝達体制の整備
要配慮者への避難準備の呼びかけを早目に伝達する体制を整備する。

第5章 地すべり防止計画（建設課・総務課）

1 現況

本町の土砂災害警戒区域等（地すべり）は69箇所、22箇所が地すべり防止区域の指定を受けている。清水地区、金屋地区の山間地域に多く指定されている。

2 計画方針

- （1） 地すべり災害による災害を未然に防止または軽減するため、法指定並びに地すべり防止工事を実施し、安全で安心できる地域づくりを支援する。
- （2） 豪雨時には土砂災害警戒区域等（地すべり）を点検し、危険と認められた場合には関係者へ周知を図るとともに、要配慮者への避難準備の呼びかけを早目に伝達する。

3 事業計画

- （1） 土砂災害警戒区域等（地すべり）の巡視・点検
土砂災害警戒区域等（地すべり）周辺の巡視、点検を定期的実施する。
- （2） 広報・啓発
 - ① 平素より地すべりによる被害のおそれのある地元住民に対して、土砂災害警戒区域等（地すべり）の周知徹底や防災知識の普及を行う。
 - ② 土砂災害警戒区域の指定があった時は、当該区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。
- （3） 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。有田川町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難に関する事項を定めた計画（「避難確保計画」）を作成し、計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を有田川町長に報告する。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第6章 急傾斜地崩壊防止計画（建設課・総務課）

1 現況

本町には、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）が1,142箇所、内急傾斜地崩壊危険区域は31箇所指定されている。

2 計画方針

- (1) がけ崩れ災害から土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）周辺の住民の生命を保護するため、県との協議を通じて急傾斜地崩壊防止工事を実施し、安心できる地域づくりを支援する。
- (2) がけ崩れ災害に対する警戒避難活動を目的として、要配慮者への避難準備の呼びかけを確実に実施する体制の整備を進める。

3 事業計画

- (1) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の巡視・点検
土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）周辺の巡視、点検を定期的実施する。
- (2) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の表示
土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）を町民や来訪者にわかるように、看板や標識で表示する。
- (3) 広報・啓発
防災意識の普及のため、土砂災害防止月間等の機会を通じ、パンフレットの配布等、防災情報の提供を実施する。また、定期的に県が実施する調査については、調査結果を速やかに広報誌等を通じて住民に周知・公表する。
- (4) 警戒避難体制の整備
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。有田川町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難に関する事項を定めた計画（避難確保計画）を作成し、計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を有田川町長に報告する。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第7章 ため池防災計画（建設課）

1 現 況

本町には、警戒を要するため池が103箇所ある。

2 計画方針

近年における土地開発や土地利用の変化等に伴う流出量の増加等により危険な状況となるため池が増加すると考えられ、崩壊すればその被害は農業関係に止まらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことが考えられる。このため、このような危険ため池数の把握を行い、計画的な改修を進めるとともに、管理者に対して日常の点検、維持保全の徹底を図る。

管理体制の強化に向け改修補強に係る農家負担分の軽減を町において検討し、改修補強を強力に推進し、災害発生の未然防止を図る。

また、ため池の決壊による危険性について住民へ周知し、人的被害の未然防止を図る。

3 事業計画

(1) 点検調査の実施

要改修ため池に重点をおいた定期的な点検調査を継続する。

(2) 防災対策工事の推進

危険性の高いため池について管理者に注意を促すとともに、必要な改修工事や対策を行うよう指導する。

(3) 点検管理体制の強化

農業施設の災害予防計画の一環として、農業土木技能を有する退職者等を活用したため池施設の巡視活動を常時行う点検管理体制の整備に努める。

(4) 溜め池ハザードマップの作成

ため池の決壊の危険性について住民に周知するため、ハザードマップの作成等を実施する。

第8章 道路防災計画（建設課・商工観光課）

1 現 況

本町の道路は、国道や主要地方道など地域間を結ぶ幹線道路は、幅員6m以上を概ね確保できているが、古くからの市街地は、区画道路の道路密度は高いものの、道路幅員が4m未満の路線が多く、緊急自動車等の通行上問題となるところが多くみられる。また、山間部における主要地方道においても、道路幅員が狭い箇所があり通行上問題となっている。

道路危険予想箇所（一般国道・主要地方道・一般県道）

路 線 名	要対策箇所数
国道480号	35箇所
国道424号	2箇所
国道371号	0箇所
主要地方道2路線・ 一般県道7路線	133箇所

2 計画方針

道路の災害予防としては、災害により、道路施設等が被災し利用できない状況を未然に防ぐ目的で、事前対策事業を計画的に実施し災害に強い道路づくりを推進する。

また、災害等により、道路施設の被害が発生し、通行不能状態に至った場合を想定した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係各機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指す。

3 事業計画

災害に強い道づくりを推進するため、危険度が高い箇所（道路防災総点検結果情報等）をはじめ、緊急輸送道路へのアクセス道路を重点とし緊急輸送ルート、孤立地域等の調査情報を元にプライオリティを定め、計画的に防災対策を実施する。

また、危機管理体制の実現に向けた各種調査、マニュアルの検討・策定、支援資機材の配備、訓練を実施する。

(1) 災害に備えた道路ネットワークの構築

災害による被害発生時の円滑な救助・救援活動実施のため、命の道となる高速道路や緊急輸送道路のダブルネットワーク化など、道路ネットワークの整備を進めるとともに、緊急輸送道路等の防災・減災対策を推進する。

(2) 道路施設の被害情報収集体制の確立

災害発生時には、道路や橋梁等、交通施設の被害状況を迅速に把握できる体制を構築し、初動期の被害情報収集に備える。

(3) 大迂回路や局地迂回路の選定

災害により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

既存集落の生活道路の整備については、障害者対策、防災対策等安全性に配慮して、拡幅、構造上の整備、改良を促進する。

(4) 他機関との情報交換体制の確立

災害により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合の被害情報、通行の禁止または制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うと共に、通信手段の多ルート化に努める。

(5) 道路網の整備

災害時の代替路としての林道整備を実施する。

路線名・・・峠上二澤線、日物川境川線

4 その他

・「道の駅」防災利用に関する基本協定と「道の駅」の利用

今後発生が予想される南海トラフの巨大地震又は紀伊半島大水害に代表される豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的かつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的に2015年から国、県及び道の駅がある市町村との間で基本協定を締結している。

・災害発生時の道の駅の役割

① 道路情報、被災情報の提供

② 道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所として機能するよう防災拠点駐車場の指定を推進する。

③ 道路利用者等の一時避難場所としての機能を考慮し、各駅の立地、ハザードを踏まえ、BCP策定の中で支援物資等の必要な備え・ルールの策定を進める。

第9章 火災予防計画（消防本部）

1 現 況

社会経済活動の複雑化を反映して、災害事象の様相も拡大・複雑化を呈してきており、これに対処すべき消防業務も質・量ともに増大し、住民の消防に対する期待もますます高くなってきている。

増大する災害に対処するため、消防施設の充実・強化を図り、より効果的な消防技術、消防体制を整備推進するとともに、火災予防の徹底を図り、地域全体としての火災、その他の災害に対する防御策を確立していくことが必要となっている。

2 計画方針

増大しつつある災害に対処するため、消防施設等の充実・強化を図り、より効果的な消防体制を整備推進する。

また、大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大である。したがって震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、震災時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多目的な対策を実施する。

3 事業計画

(1) 予防啓発の強化

町民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、次の方法により行うものとする。

ア 法で設置が義務づけられた住宅用火災警報器設置、維持管理の普及啓発を実施するとともに、秋・春2回の火災予防運動及び文化財防火デー、山火事予防運動等を通じ火災予防思想の普及徹底を図る。

イ 火災警報を発令した場合、広報車又は防災行政無線を通じて火災予防を周知徹底させる。（火災警報を一般住民に周知させるときは、町火災予防条例に定める禁止行為についてもあわせて広報するよう努める。）

(2) 予防査察体制の充実強化

次により消防機関の予防査察体制の強化充実を図る。

ア 秋・春2回の火災予防運動期間中に予防査察を実施する。

イ 火災警報発令中には、火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。

ウ その他、必要に応じ特別査察を実施する。

(3) 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、

次の措置をとる。

ア 消防法、火災予防条例に基づき学校、病院、事業所等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を励行し、また、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。

イ 消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者の選任を期し、その有資格者を養成するため、防火管理者資格講習会の開催、また、防火管理者に対し講習会を開催することにより、その資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、防火避難訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用について十分な指導を行う。

なお、防火管理者の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の修得研修の機会を提供する。

また、旅館、ホテル等の特定防火対象物の安全対策については、上記の事項を徹底させるほか、表示、公表制度を重点とし、さらに、宿泊客に対する予防知識の啓発、避難経路等の周知徹底について強力な指導を行うとともに、毎年数回予防査察を実施して出火防止に努める。

ウ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着工の届出、火災予防条例の定める防火対象物使用開始の届出及び、防火対象物用途変更の届出の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防を強化する。

(4) 消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対するきめ細かい予防活動、啓発活動等幅広い分野でも活躍している。

その一方で、住民の意識の希薄化や過疎地域における若年層の減少等の影響で、団員数の減少、高齢化の問題が生じており、消防団の充実強化を一層推進していくことが課題となっている。このため、消防操法大会等の開催による地域住民の理解と認識を深めるとともに、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。また、今後も若年層への積極的な参加の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。

(5) 自主防火防災組織の育成強化

ア 幼年消防クラブ、婦人防火クラブ等の育成強化を図るとともに、各クラブ間の連絡調整及び指導を行う。

イ 地域に組織されている自主防火防災組織の育成強化を図る。

ウ 火災予防思想の普及及び家庭等における防火知識の向上を図るため、幼年消防クラブ、

婦人防火クラブ等地域自主防火組織を通じ防火研修会の開催、その他防火思想の向上のための必要な事業を行う。

(6) 初期消火活動体制の強化

出火初期段階における住民及び自主防災組織等の消火活動体制(初期消火)の強化を図る。

(7) 消防体制の充実強化

次により消防体制の充実強化を推進し、県から必要な助成等を受ける。

- ア 消防ポンプ自動車等消防施設の更新増強等により、消防力の充実強化を図る。
- イ 消防水利の確保及び水利の多元化のため、防火水槽等の消防施設の整備を図る。
- ウ 高度化、多様化する消防業務に対応するための十分な消防職員の確保と育成を図る。

第10章 林野火災予防計画（消防本部・林務課）

1 現況

本町における林野面積割合は、76%を占めており、町土の保全、水資源の確保、自然景観、保養等の場の提供など幅広く町民生活に密着した関係が続けてきている。このような森林を適正に保全することはきわめて重要な課題として位置づけ、林野火災を未然に防止するため、諸事業を展開している。

2 計画方針

林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、その殆どは一般火災と同様にたばこの投げ捨て、たき火等の人為的な要因で発生しているため、予防を主体にした対策を講ずる。

また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

3 事業計画

(1) 入山者等に対する措置

ア 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。

イ みだりに火をたく者に対する警告等を行う。

ウ 観光関係者による防火意識の啓発を図る。

(2) 予防施設の整備

防火水槽、自然水利利用施設等を整備するとともに、防御資機材の整備に努める。

(3) 防火意識の普及

林野火災が発生しやすい時期を重点的に地域住民や入山者に対して火災予防の広報を行う。

ア ポスター、看板等の設置

イ 広報車等による注意の喚起

(4) 消防対策

ア 消防計画の樹立

消防区域に関係ある所有者、森林組合長、関係団体の長、隣接市町村長等と消防計画に必要な事項について協議し、必要に応じ次の事項について計画する林野火災消防計画を樹立するものとする。

- ① 消防方針
- ② 特別警戒区域
- ③ 特別警戒時期
- ④ 特別警戒実施計画
- ⑤ 消防分担区域
- ⑥ 火災防御訓練

- ⑦ 出動計画
- ⑧ 資機材整備計画
- ⑨ 防護鎮圧要領

イ 共助協力体制の整備充実

林野火災の予防、警戒、鎮圧活動は、森林関係行政機関、山林所有者、山林作業従事者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には消防地域の接する市町村消防隊の相互援助協力によって目的を達することが多いことから、これらの関係機関及び団体等と共助協力体制の整備充実に努める。

ウ 教育訓練の実施

林野火災の鎮圧要領等の訓練は、林野火災の発生するおそれのある地域を所轄する消防職団員に対して教育を行い、毎年１回以上現地において消火訓練を行うものとする。

エ 空中消火に関する事項

林野火災における空中消火は効果的であり、和歌山県防災航空隊等のヘリコプターによる消火も考慮し、訓練等を通じ連携を密にするものとする。

第11章 建造物災害予防計画（建設課）

1 現 況

本町においては、駅周辺の市街地の高度利用また密度化し、その用途、設備も多種多様で複雑化している。また、郊外での開発も一部見られ、地震、火災、風水害等の災害時には人的被害等につながることが予想される。

2 計画方針

地震、火災、風水害等の災害に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止するため、すべての災害に対応し、未然防止及び円滑な復旧を図り、関係機関との協力等を図る総合的な防災対策を推進する。

3 事業計画

(1) 建築物の防災対策

一般住宅に対して建築物災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携のうえ対策を講ずる。

ア 建築物の耐震改修の促進

建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及と啓発を図るとともに、関係団体に対する法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努め、建築確認申請時等において防火上及び耐震上等の指導を行う。

また、特に大地震時に多大な被害が予測される古い住宅については、耐震改修に取り組みされる方の負担を軽減するために、県・町が連携し、耐震診断や耐震改修、危険ブロック塀の撤去及び改修等に要する費用の一部を助成するなどして耐震改修を支援する。

イ ポスター掲示及びパンフレット配布

建築物防災週間を中心に、公共施設、公民館、その他人目につきやすい場所に掲示したり、回覧や防災訓練等においてパンフレットの配布を行う。

ウ 官報、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及

エ 市街地再開発事業や各種まちづくり事業の啓発

オ 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備

(2) 耐震改修促進計画の策定

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改定に基づき、新たな対象として追加された公共施設について、地震による建築物の倒壊等の被害防止並びに軽減を図るため、公共施設の建築物に対する耐震診断と耐震化の目標設定や避難路の沿道の民間建物についても、斜線制限による建物の耐震化対象建物の検討が求められている。

耐震診断及び耐震改修にあたっては、昭和56年6月1日施行の建築基準法施行令以前の耐震基準で建築された建築物を重点に実施する。

第12章 下水道等施設災害予防計画（上下水道課）

1 現 況

本町における下水道の普及率は令和6年3月末現在92.1%（浄化槽、農業集落排水、簡易排水含む）となっている。

下水道等は、居住環境の改善、浸水の防除のための基幹的施設として欠くことのできないものであるとともに、川などの水環境の水質保全のためにも重要な施設であり、生活基盤を支える重要なライフラインのひとつであることから、災害時における安全性を確保する。

2 計画方針

災害時においても安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道等の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復ができるよう、安全性の確保に努める。

3 事業計画

ア 下水道施設の構造面での耐震化を図る。

イ 下水道施設の施工にあたっては、自家発電装置や設備の二元化など災害に強い下水道等の整備を図る。

ウ 被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を保全・整備する。

また、点検・復旧要員の応援が必要な場合には県を通じ、下水道事業災害時近畿ブロック応援体制等の活用を図る。

第13章 上水道施設災害予防計画（上下水道課）

1 現 況

本町における水道普及率は、令和6年3月末現在97.26%であり、管路の老朽化に伴う改修工事においては、耐震補強の方針に基づいて、工事を進めている。

2 計画方針

大規模な地震災害の発生に備え、水道施設の防災対策の強化を図るとともに、被害を受けた施設の復旧を速やかに行い、飲料水を確保することを目的とする。

3 事業計画

ア 水道施設についての優先度に応じて、順次耐震化を進める。

イ 給配水施設については平常時から巡回点検を行い、給水量及び水位等について記録し、災害時には、破損・寸断等の早期発見に努める。

ウ 平常時から給水タンク等の点検・整備及び耐震性貯水槽等の整備を行い、災害時の飲料水の確保に努める。

エ 災害時、単独で水道施設の応急対策ができない場合、水道災害相互応援協定に基づき、速やかに応援要請できるよう連絡体制の強化を図る。

第14章 文化財災害予防計画（社会教育課）

1 現 況

本町の文化財保護法により指定された重要文化財及び記念物等並びに県文化財保護条例及び町文化財保護条例により指定された有形文化財及び記念物等として国指定は25、県指定は32、町指定は144となる。

有田川町指定文化財の現況

種別 指定別	有形文化財							記念物			文化的景観	民俗文化財
	建造物	美術工芸品						史跡	名勝	天然記念物		
		絵画	彫刻	工芸品	考古資料	書籍 典籍 古文書	歴史資料					
国指定・選定	8	1	11					2			1	2
県指定	3	3	4	6	1		1	5		5		4
町指定	34	6	37	6	13	12	1	10	5	12		8

2 計画方針

町内には、歴史的に価値の高い文化財が存在し、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の啓発、普及及び指導を推進する。

3 事業計画

本町、消防機関及び文化財の所有者又は管理者は連携し災害に対して、火災・地震・雷火等の対策を講じるなど総合的な災害防止対策を推進する。

4 文化財の被災状況の報告

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被害を受けた場合は、その被害状況を直ちに町教育委員会に報告する。町教育委員会は、管内の文化財の被災状況を取りまとめ、県教育委員会に報告する。

第15章 危険物等災害予防計画（消防本部・環境衛生課）

第1節 火薬類災害予防計画

1 現 況

火薬類取締法に基づき、家屋等に対して安全な距離を確保するとともに、公共の安全確保並びに災害防止に努めている。

有田川町火薬類関係事業所一覧

火 薬 庫 （棟数）					販 売		煙 火	
1 級	2 級	3 級	実包	煙火	火薬	銃砲	製造	販売
				4			1	1

2 計画方針

火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を重点に災害対策を推進する。

3 事業計画

火薬類を取り扱う事業所の管理責任者、保安責任者等に対し、保安管理体制の向上を図るための指導強化及び立入検査等を通じ、常に把握しておくとともに、災害防止、事故発生時を想定した活動方法を策定しておくものとして、次の事業を行う。

(1) 保安思想の啓発

- ア 火薬類取締法の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 火薬類取扱い等の指導
- エ 危害予防週間における各種事業の開催

(2) 規制の強化

- ア 事業所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の実施
- イ 各事業所における火薬類の取扱状況並びに保安管理体制等の実態把握と各種保安指導
- ウ 関係機関との密接な連携による保安維持の推進

(3) 自主保安体制の整備

- ア 和歌山県銃砲火薬商組合等を中心とした火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する保安教育の充実・強化
- イ 資格者の充実と資質の向上
- ウ 和歌山県銃砲火薬商組合の育成と自主保安活動の指導
- エ 各事業所における保安教育の実施
- オ 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底

第2節 危険物施設災害予防計画

1 現 況

町内には石油類等の危険物を貯蔵・取扱いをする貯蔵所、取扱所等があり、新設から年数が経過した施設も見受けられ、災害が発生すると甚大な被害が予想される。

2 計画方針

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、立入検査の強化を図るとともに危険物の保安に関する自主的な活動の促進を図り、災害予防対策を推進する。

3 事業計画

危険物施設等については、消防法及び関係法令により、その技術基準が定められており、町はこれにより危険物施設の新設及び変更の許可並びに危険物施設への立入検査等を通じ、災害に対する安全化指導をより一層推進する。

(1) 保安思想の啓発

- ア 危険物の保安の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 危険物取扱い・貯蔵の指導
- エ 危険物安全週間における啓発活動の実施

(2) 規制の強化

- ア 貯蔵所、取扱所の保安検査及び立入検査の実施
- イ 各事業所における実態把握と各種保安指導の実施

(3) 自主保安体制の整備

- ア 危険物安全協会等を中心とした危険物取扱者に対する保安講習の受講
- イ 資格者の充実と資質の向上
- ウ 法令に規定された法定点検の実施
- エ 各事業所における保安教育の実施
- オ 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施

第3節 高圧ガス等災害予防計画

1 現 況

町内には、液化石油ガスの関係事業所（販売事業所）は15箇所あり、液化石油ガスは、各家庭で燃料として使用されている。また、事業所においては各種高圧ガスを貯蔵及び材料として使用されている。

2 計画方針

高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、各事業所の保安意識の高揚、立入検査等の強化を図るとともに、高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する自主的な活動の促進を図り、災害予防対策を推進する。

3 事業計画

町内の高圧ガス施設の設置事業所の管理責任者、保安責任者等に対する保安管理体制の向上を図るための指導強化及び立入検査等を通じ、常に把握しておくとともに災害防止上特に重要な施設については、事故発生時を想定した活動方針を策定しておくものとし、次の事業を行う。

(1) 保安思想の啓発

- ア 高圧ガスの保安の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 高圧ガス取扱い等の指導
- エ 保安活動促進週間における各種事業の開催
- オ L P ガス消費者安全月間における啓発活動の実施

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の実施
- イ 各事業所における実態把握と各種保安指導の実施

(3) 自主保安活動の促進

- ア 各事業所における定期自主検査と自主保安体制の確立
- イ 自主保安教育の実施徹底
- ウ 有資格者の充実と資質の向上
- エ 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底
- オ 安全器具等の設置促進
- カ 町内L P ガス関係団体の育成と自主保安活動の促進

第4節 危険物、高圧ガス、毒・劇物、火薬類車両災害予防計画

1 現 況

危険物、高圧ガス等の消費、取扱量が増加しているため、危険物等積載車両による輸送が増加しているが、交通事情の悪化や長大トンネルの増加に伴い、事故発生の危険性は高く、2次災害等大事故になる危険性がある。また、火薬類については消費、取扱量等は減少しているが、危険性が極めて高い。

2 計画方針

危険物、高圧ガス、毒、劇物、火薬類等の車両による輸送中における災害の発生及び被害の拡大を防止するため、各関係機関は相互に連携を保ち、事故発生時における応急措置について万全の対策を講じるとともに、関係機関による輸送車両の査察等を強化する。

3 事業計画

(1) 運送事業者及び従事者の自主保安体制の確立

- ア 車両の整備点検
- イ 有資格者の乗務（危険物取扱者、移動監視者等）
- ウ 道路交通法規の遵守
- エ 標識、警戒標等の掲示
- オ 消火器、信号用具、防災資機材等の携行
- カ 保安教育の徹底
- キ イエローカードの普及啓発

(2) 予防査察

- ア 関係機関合同による街頭一斉立入査察の実施
- イ 常置場所における立入検査の実施

(3) その他

和歌山県危険物安全協会、和歌山県銃砲火薬商組合、和歌山県高圧ガス地域防火協議会等による指導

第5節 有害物質流出等災害予防計画

1 計画方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散による住民の健康被害防止のため、平常時に本計画により予防対策を講じる。
- (2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
 - ア 待機汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
 - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び町と連携して実施する。

2 事業計画

- (1) 石綿飛散防止対策（上記1-(2)-アの物質）
 - ア 県は、著しく飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている可能性がある建築物の調査を行い、アスベスト台帳を作成し、その情報を町と共有する。
 - イ 県及び町は、吹付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について、災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築するとともに、県が作成した「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」により、県と連携した体制を構築する。
 - ウ 県及び町は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿防露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。
- (2) 有害物質流出防止対策（上記1-(2)-イの物質）
 - ア 県は、有害物質貯蔵事業所の情報を把握し、町と情報を共有する。
 - イ 事業者は、県が作成したマニュアルを参照し、災害時の有害物質流出防止計画を作成し、施設の改善、流出時の対応方法の検討及び定期的な訓練を実施する。
 - ウ 県、町及び事業所は、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。
- (3) 有害物質等予防対策の普及

日頃から、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の普及を実施する。

第16章 公共的施設災害予防計画（事業者）

1 計画方針

災害時における町民の安全を確保するため、公共的施設等の防災機能の強化に努めるとともに、ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

2 通信施設

通信事業会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災対策の推進と防災体制の確立を図るものとする。

災害による故障等が発生した場合には、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、孤立防止無線の回線を整備して、遠隔地の通信途絶の防止化等、通信サービスの確保に努めるものとする。

ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。

イ 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。

ウ 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保する。

エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。

3 電力施設

電力会社は、施設の耐震性強化、通信設備の確保等電力施設の被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう万全の措置を講じるものとする。

ア 社外機関との協調

イ 防災教育

ウ 防災訓練

エ 電力設備の災害予防措置

- ・水害対策
- ・風害対策
- ・雪害対策
- ・雷害対策
- ・地盤沈下対策
- ・火災、爆発等の対策
- ・土砂崩れ対策

オ 施設及び設備の整備

- ・観測、予報施設及び設備
- ・通信連絡施設及び設備

- ・水防、消防に関する施設及び設備
- ・その他災害復旧用施設及び設備

力 資機材等の確保及び整備

キ 広報活動

4 鉄道施設

鉄道施設における災害防止については、線路設備の実態を把握し併せて周囲の諸条件を調査して、災害時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

(1) 西日本旅客鉄道株式会社

- ア 橋梁の維持、補修及び改良
- イ 河川改修に伴う橋梁改良
- ウ のり面、土留の維持及び改良
- エ 落石防止設備の強化
- オ 建物設備の維持、修繕
- カ 電力、通信設備の維持、補修
- キ 空高不足による橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- ク 線路周辺の環境条件の変化における線路警戒体制の確立
- ケ 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
- コ 鉄道事故及び災害応急処理要領に基づく、旅客対応支援体制の推進
- サ その他防災上必要な設備改良

第17章 地震防災施設緊急整備計画（総務課）

町は、県の策定した地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の推進を図る。

1 計画方針

地震防災緊急事業五箇年計画は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、知事が計画を作成するものであり、令和3年度から令和7年度までに実施する事業を第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画の効率的かつ効果的な事業の推進を図る。

2 事業計画

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である地域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送道路等
- (6) 共同溝等
- (7) 医療機関
- (8) 社会福祉施設
- (9) 公立認定こども園等
- (10) 公立小中学校等
- (11) 公立特別支援学校
- (12) 公的建造物
- (13) 河川管理施設等
- (14) 砂防設備等
- (15) 地域防災拠点施設等
- (16) 防災行政無線
- (17) 水・自家発電設備等
- (18) 備蓄倉庫
- (19) 応急救護設備等
- (20) 老朽住宅密集対策

第18章 防災救助施設等整備計画（消防本部・総務課・財務課）

町及び関係機関は、災害時の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう、組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連携を強化し、総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

第1節 組織整備計画（総務課）

1 災害時における組織体制の整備

ア 災害対策本部その他の組織について整備するとともに、災害時、有効に機能するよう絶えずその改善に努める。

イ 防災関係機関は、基本法第47条の規定に基づき、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努める。

2 町の動員体制の整備

職員の配備基準、内容については、「防災組織計画」に定めるところによるが、職員は、職員初動マニュアルにもとづいて、日頃から災害時における自らの役割について、習熟に努めるとともに、個々の災害対策要員の配備体制（動員計画）及び役割についてあらかじめ定め、また、勤務時間外についても緊急連絡網を定め、迅速な防災活動体制の確保に努めるものとする。

第2節 施設・設備、資機材等の整備（消防本部・総務課・財務課）

1 消防施設整備

近年における災害の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設の計画的な整備や他消防関係機関との連携を推進し、消防力の充実強化に努める。

(1) 消防車両及び機械器具の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、積載車及び救助・救急資機材の整備等、基幹消防力の充実を図る。

(2) 消防水利の整備

消火栓の新設、増設、防火水槽及び耐震性貯水槽等の整備により消防水利の確保に努める。

(3) 消防指令業務の強化

県下の他消防本部との連携を推進するとともに、高機能指令システムの整備、更新を図る。

2 水防施設整備

洪水による災害に対処するため、県、関係機関等と連携し、平常時から水位・雨量の観測施設、資機材、保管水防倉庫の整備・充実を推進する。

(1) 水防倉庫及び資材等

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を備えるものとし、定期的に整備点検、補充を行う。

(2) 雨量、水位等設備の整備

雨量、水位等の情報を正確、迅速に収集、把握するため、県、関係機関等と連携し、観測施設の整備・充実と観測体制の整備を推進する。

3 地震観測施設の整備

地震に関する情報を的確に把握するため、県、関係機関等と連携し、観測施設の整備・充実と観測体制の整備を推進する。

4 防災拠点施設の整備

吉備庁舎及び消防庁舎を防災拠点施設とし、国土交通省住宅局の「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」に基づき、大災害時においても継続した災害対策本部機能を維持し、迅速かつ適切な災害応急活動ができるよう、耐災害性を備えた地域防災拠点施設の整備に努めるものとする。また、金屋庁舎、清水行政局、その他災害対応実施施設においても庁舎機能を維持し、迅速かつ適切な災害応急活動ができるよう、耐災害性を備えた施設の整備に努めるものとする。

5 避難施設の整備

避難施設において、非常発電設備の整備、空調設備の整備、情報通信設備や情報収集設備、応急救助を行う上での必要機材等の整備等を図るものとする。また避難者が安心して避難生活を送れるよう、感染症対策やトイレ等の生活環境整備に努めることとする。

6 災害通信施設等の整備

災害時における被害情報収集をはじめ、防災関係機関相互の通知、要請、伝達などの通信連絡を迅速かつ円滑に行うとともに、町民への的確な広報活動ができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や通信施設の整備・点検、通信手段の多重化・複数化を図るものとする。

また、和歌山県総合防災情報システムの活用により、県、県下自治体及び防災関係機関と迅速かつ的確な情報共有を図るため、県の更新等に合わせ、必要な対応をとるものとする。

7 災害対策本部施設等の整備

災害対策本部設置時の各部局間の連携及び本部会議の開催等については、分庁制により迅速な対応が困難になることが予想されるため、テレビ電話会議設備の導入や衛星及び無線通信設備の強化等、各庁舎間の通信設備の整備を図る。

第3節 物資確保体制の整備（総務課）

災害時、応急対策活動を迅速に行えるよう、救助物資、資機材等の充実及び適正配置を図り定期的に点検を行うとともに、必要物資が不足する場合に対処するため、他市町村、民間業者等との協定締結を推進し、緊急調達体制の確立に努める。また、各家庭及び企業に対して、最低3日分、できれば一週間程度の水や食糧、生活必需品の消費しながらの備蓄を推進するものとする。

1 備蓄

災害時には、一時的に流通機構が混乱するため、被災者や防災作業従事者に対して緊急に供給すべき食糧や生活必需品の確保が困難になることが予想される。また、救助活動等、災害応急対策を円滑に実施する必要がある。

町においてはこのような事態に備え、今後必要な備蓄用品を確保し、県等と連携しながら、必要な食糧、飲料水、生活必需品及び資機材等の備蓄を行い、その補充及び更新を行う。

2 供給体制の整備

ア 民間業者との協定の推進

備蓄だけでは緊急に必要な生活必需品が不足することが予想される。

そのため、災害時における食料、生活必需品の供給を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、主食、副食、日用品及び資機材等の関係業界と協議し、事前に調達に関する協定を締結する。協定を締結した場合は、定期的に物資保有数量報告による在庫量の確認、協定先の見直しを行い、事情の変化に対応する。

イ 広域相互応援体制の推進

大規模災害の場合、町の防災能力では対応することは困難となることが予想される。そのため、県外を含め、広域の市町村と、物資その他についての相互応援協定の締結を推進する。

ウ 応援要請、供給体制の整備、県、食料事務所等への応援要請体制、物資の受入れ体制、物資の供給・炊出し実施体制等の整備を図る。

3 備蓄倉庫の整備

災害対策基本法及び災害救助法、その他により実施する災害応急対策を円滑に実施することを目的として、救助物資の備蓄倉庫の整備を図る。

第4節 避難体制整備計画（総務課）

災害時において、町民が安全かつ速やかに避難できるよう、適切な施設を避難場所として指定し、その整備を図るとともに、随時検討を加え、見直しを行うものとする。また、避難場所の周知徹底に努め、避難体制の整備を図る。

有田川町避難所運営マニュアルにより、各避難所の開設から運営に係る町職員の行動について定め避難所の円滑な運営を図る。

1 避難場所等の選定、整備

(1) 避難場所等の選定

施設管理者と協力し、災害の発生が予想される時、また現に災害が発生し家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする町民を臨時に収容することのできる避難場所等を選定する。選定にあたっては、小・中学校、公民館、集会所等を主とし、集落・住居等の分布や避難対象世帯数、避難経路、誘導体制、避難所の安全性等を考慮し選定する。

避難場所等の考え方

種別	説明
指定緊急避難場所	災害対策基本法第49条の4に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、安全性等の一定の基準を満たす施設または場所で、町が指定するものをいう。
指定避難所	災害対策基本法第49条の7に基づき、災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。安全性等の一定の基準を満たす施設等で、町が指定するものをいう。
福祉避難所	高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等であって、避難施設での生活において特別な配慮を必要とする者を収容し、保護する施設であり、「二次的避難所」である。
地区緊急避難場所	災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、安全性等の一定の基準を満たす建物または場所で、各地区において指定するものをいう。

(2) 避難路の選定

洪水、浸水及び土砂災害等に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた避難路を選定する。

(3) 避難所の環境整備

避難所においては、非常発電設備の整備、空調設備の整備、情報通信設備や情報収集設備、応急救助を行う上での必要機材等の整備を図ることとする。また避難者が安心して避難生活を送れるよう、感染症対策、簡易ベッドの設置、簡易トイレ等の確保、栄養バランスのとれた適温の食事提供等の生活環境整備に努める。

(4) 避難場所の安全性の確保

町内の山間部では土砂災害警戒区域の指定が多くされており、安全性を確保できる避難場

所の選定が困難なことから、県や関係機関と連携の上、避難場所の安全性の確保のための砂防工事などを推進する。

2 避難誘導体制の整備

ア 避難誘導体制

自主防災組織等と連携し、地域の特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に配慮し、民生委員などと連携した体制づくりを図る。

イ 避難施設管理者との協議

避難施設開設時、迅速で適切な対応がとれるよう施設の管理者と平常時から連携体制の強化や適切な鍵の管理徹底に努める。

3 避難行動に関する情報の周知等

ア 避難場所の周知、避難誘導標識の設置、避難施設の位置を示した地図（防災マップ）、広報誌の配布、防災訓練等を通じて、避難場所等の周知を図る。

イ ハザードマップの配布などにより災害危険箇所の周知を図るとともに、災害危険箇所に居住等していない住民においては、在宅避難を推進する。

第19章 防災行政無線整備計画（総務課）

1 現況

本町の災害時における通信手段は次のとおりである。

(1) 県総合防災情報システム

県及び県出先機関、県内の市町村、消防本部及び防災関係機関が県総合防災情報システムによりネットワーク化され、災害情報の収集、伝達の中心的な通信手段として導入されている。

(2) 有田川町防災行政無線

ア 同報系無線システム

屋外拡声支局が吉備地区、金屋地区を中心に、又戸別受信機が清水地区を中心に各戸に設置されており、災害等の緊急時の緊急伝達や避難情報等の発令の際に使用する。

イ 移動系無線システム

各庁舎、各避難所や孤立が想定される地区集会所等に配備され、移動局相互間及び基地局・移動局間の情報収集・伝達に使用する。

2 計画方針

有線通信が途絶した場合にも備えた通信手段の整備を図り、孤立しやすい集落等についても被害状況を的確に把握するとともに、被災者や住民に対して正確な情報提供や必要な指示ができる体制を確立する。

3 事業計画

(1) 通信機器の習熟

緊急時に防災行政無線操作ができるよう、職員研修等を実施する。

(2) 同報系無線システムの的確な運用

同報系無線システムの的確な運用と維持管理に努めることとする。

また、町ホームページや防災アプリ、メール配信サービス、SNS、電話応答等さまざまな媒体への配信連携を実施し、幅広い情報配信に努めるものとする。

(3) 同報系防災行政無線戸別受信機の設置

戸別受信機は、原則下記に設置するものとする。

① 戸別受信機

ア 長谷、糸川、修理川の一部、宇井苔、立石、生石及び清水地域に居住の町民世帯

イ 町指定避難所等

ウ 公共施設

エ 地区集会所及び消防団詰所等

オ 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設

② 文字表示機能付き戸別受信機

聴覚障害を理由として身体障害者手帳の交付を受け、かつその障害程度が２級の者が属する世帯に文字表示機能付き戸別受信機を設置する。

(4) 移動系無線システムの更新

既設のアナログ移動系無線システムの更新を図る。確実な通信の確保について検討し、デジタル化、もしくは携帯電話回線等を活用した通信手段の整備を推進する。

第20章 防災訓練計画（総務課・消防本部）

1 計画方針

地震や風水害に備えて、全職員の実践的実務の習熟と、防災関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策に当たる体制を整備強化するとともに、町民の防災意識の高揚を図るため、有田川町防災訓練・研修体系に基づき、毎年、有田川町防災訓練・研修計画を策定し訓練を実施する。

住民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するよう努めるものとする。

2 事業計画

訓練を行うに当たっては、防災関係機関との発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫する。

訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う等、事後評価を行う。

(1) 防災訓練

地震、洪水及び土砂災害等大規模な災害を想定し、町及び防災機関が一体となって各種別ごとの防災訓練を年1回以上実施する。防災訓練を行うに当たっては、上記事項を踏まえ、より実践的なものになるよう工夫し、訓練結果を検証することで、訓練内容が充実したものになるよう努めるものとする。

(2) 職員参集訓練

職員の職務の習熟等を図ることを目的として、職員の参集訓練を年1回以上実施する。

(3) 災害対策本部運営訓練

災害時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、災害対策本部の設置、被害情報等の収集、整理、伝達等の訓練を行い、訓練結果を検証し、必要に応じ体制等の見直しを行う。

(4) 広域的な防災訓練

近隣市町や協定締結自治体等と広域的な防災訓練の実施に努めるものとする。

(5) 防災関係機関の訓練

各防災関係機関において、それぞれの計画に基づき、個別に又は共同で訓練を実施するものとする。

実施方法については、各防災関係機関で定める訓練計画により実施する。

第21章 防災知識普及計画（総務課・消防本部・こども教育課）

1 計画方針

有田川町及び防災関係機関は、関係職員及び児童・生徒等に対して防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、災害予防及び防災体制の充実に資する。

またその際は、要配慮者、外国人及び男女のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無における被災時のニーズの違いについても配慮するよう努めるとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図るものとする。

2 事業計画

(1) 職員に対する防災教育

全職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な推進を期するため、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

- ア 講習会、研修会等の開催
- イ 防災活動の手引等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

(2) 一般住民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、単独又は共同して、住民の災害時における心得等防災に関する知識の高揚を図るため、下記の媒体等の利用により防災広報に努める。

- ア 広報誌、広報車の利用
- イ ホームページ、SNS
- ウ 防災アプリ、メール配信サービス
- エ パンフレットの利用
- オ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- カ 防災マップ等の作成、住民への配布
- キ 地震体験車の利用
- ク トイレカーやトイレトレーラー、高付加価値コンテナ等による普及
- ケ 県災害対応シミュレーションゲームの利用

(3) 学校等での防災教育

児童生徒が、自らが命を守る主体者となるため下記の取り組みに努める。

- ア 「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習
- イ 歴史資料等を活用した防災文化の形成
- ウ 気象とその変化に対する科学的な見方や考え方の育成
- エ 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練

(4) 広報の内容

防災知識の普及は、おおむね次の事項を中心に、その徹底を図る。

ア 防災気象に関する事項

イ 過去の主な被害事例

ウ 地域防災計画の概要

エ 地震、火災、風水害時における家屋の事前補修や浸水予防対策等

オ 災害危険箇所（浸水想定区域や土砂災害警戒区域等）

カ 平常時の心得（準備）

a 食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレトーパー等の備蓄（家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い1週間分程度とする）

b 非常持ち出し品の準備

c 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策

d 感震ブレーカーの設置による通電火災対策

e 避難路及び避難場所及び所要時間の把握

f 災害時の家族内の連絡体制の確保

g 避難所運営の方法

h 要配慮者の所在把握

i 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得

j 家庭動物との同行避難の方法や受入れる避難所の場所、避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）

k 正確な情報の入手方法

l 地震保険・共済加入の検討

m 自動車へのこまめな満タン給油

キ 災害時の心得

a 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること

b 災害情報等の聴取方法

c 停電時の処置

d 避難に関する情報の意味

e 避難場所の的確な選定と避難行動

ク 家具等の転倒防止対策

ケ 応急手当の普及

第22章 自主防災組織整備計画（総務課）

1 計画方針

和歌山県防災対策推進条例においても定められているとおり、住民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の整備充実、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであるため、全ての地区における自主防災組織の結成を推進し、これの育成強化を図る。

また、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造、若しくは保有する工場、事業所等においても、自主的な防災組織を編成し、大規模な災害、事故等に備える必要がある。

(1) 自主防災組織の責務

自主防災組織は、地域住民と協力して、地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。又、地域住民の自ら行う防災対策に協力し、地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、県及び町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町及び防災関係機関等と連携し、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、避難所の運営及び地域における防災活動を実施するよう努めるとともに、特に、災害が発生した場合においては、初期消火並びに負傷者の救出及び救護を積極的に実施するよう努めるものとする。

(3) 住民組織の必要性の啓発と指導

町は、自主防災組織の設置を促進するため、地域防災計画に必要事項を明示するとともに、地域住民に対し自主防災組織の必要性について、広報等の指導と防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、組織の整備拡充に努める。その際、女性の参加の促進に努める。

また、地域の防災力の向上を総合的に推進するため、自主防災組織と、地域の環境や事情に精通していると同時に消防に関する豊富な知識や経験、技術を有する消防団との連携、協力関係の構築を図る。

2 事業計画

〔住民による自主防災組織〕

(1) 地域防災計画の修正

自主防災組織の整備にかかる計画を定め、自主防災組織の役割、設置方法、自主防災組織に対する育成、指導等を記載する。

(2) 住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び研修会、訓練等の実施に積極的に取り組む。

(3) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、適正な規模の地域を単位として組織の設置を図る。

ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(4) 既存組織の活用

特に、自治会等の最も住民に密接な関係にある組織を有効に活用して、自主防災組織の育成強化を図る。

(5) 町の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、町は、自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行うとともに、組織の核となるリーダーへの研修を実施する。

(6) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておくものとする。

(7) 自主防災組織の活動

平常時

ア 防災に関する知識の普及

イ 防災訓練の実施

ウ 火気使用設備器具等の点検

エ 防災資機材の備蓄

オ 近隣の高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者の所在把握

カ 災害危険箇所の確認等（井戸等の所在の把握含む）

災害時

ア 情報の収集伝達

イ 出火防止、初期消火及び消防機関への協力

ウ 責任者による避難誘導、救出、救護（特に要配慮者に配慮する。）

〔事業所の自衛防災組織〕

災害が発生した場合、中層建築物、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保管する施設又は多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な災害発生が予想されることから、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自衛防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画をたてておく。

また、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時

における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

(1) 対象施設

- ア 中層建築物、大規模量販店、旅館、学校、病院等多数の人が利用し又は出入りする施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類、劇毒物等を貯蔵し又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所等で災害防止に当たることが効果的である施設
- エ 雑居ビルのように同一施設内の複数の事業所

(2) 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において、適切な規約及び自主防災計画を策定する。

(3) 自主防災計画

自主防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成する。

①予防計画

- ア 予防管理組織の編成
- イ 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物の点検整理
- ウ 消防用設備等の点検整備

②教育訓練計画

- ア 防災教育
- イ 防災訓練

③応急対策計画

- ア 応急活動組織の編成
- イ 情報の収集伝達
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 避難誘導
- オ 救出、救護

(4) 自衛防災組織の活動

①平常時

- ア 防災訓練及び地域の防災訓練への積極的な参加
- イ 施設及び設備等の点検整備
- ウ 従業員等の防災に関する教育の実施

②災害時

- ア 情報の収集伝達
- イ 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ウ 避難誘導、救出、救護

第23章 災害時緊急医療体制確保計画（健康推進課・消防本部）

1 計画方針

大規模災害時における多数の負傷者の発生に備えて、消防本部における救急救助体制の整備を図ると共に、医師会、医療機関、住民の協力のもと、救急・救助、医療体制の整備に努める。

2 計画内容

(1) 救急・救助体制の整備

消防本部等は、大規模災害時には同時に多数の要救助者や負傷者が出ることを想定し、救急・救助体制の充実強化を図る。

① 救助・救急用資機材等の整備

ア 救助資機材、情報通信体制の整備

イ 救急救命士の養成

② 講習会、訓練等の実施

ア 職員、消防団員への救急救命講習会、訓練の実施

イ 学校、自主防災組織、事業所、団体等での応急手当講習会等の開催

③ 広域的な連携体制の整備

周辺地域との相互応援協定の締結を推進し、広域的な救急・救助体制の充実を図る。

(2) 応急医療体制の整備

災害時の医療活動が迅速かつ適切におこなえるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集・伝達体制、医療体制、医薬品の確保等を整備するものとする。

① 救護体制の整備

ア 救護所の設置

救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況により、必要に応じて設置できる体制を整える。

a 町保健センター等の公共施設

b 集中して負傷者が出る地域

c 避難所

d その他救護所の設置が必要な場所

イ 連絡体制の整備

町、医療関係機関は、連携して災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

② 医薬品等の確保供給体制の整備

医療救護活動に必要な医薬品、輸血用血液製剤等について、備蓄を進めるとともに、「和歌山県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、卸業者からの調達、県への要請等による確保、供給体制の整備を図る。

第24章 避難行動要支援者対策計画（やすらぎ福祉課）

1 計画方針

高齢者、障害者（児）、難病等の患者、妊婦、乳幼児、外国人等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）についての対策は、以下のとおりとする。

また避難行動要支援者は、災害時の生活において支障を生じることが予想されるため、これらの者に対し必要な支援策を円滑に実施できるよう、「有田川町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。

2 事業計画

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 対象者の範囲

防災上把握を必要とする避難行動要支援者は、おおむね、在宅で生活を営む次のような者とする。

- (ア) 65歳以上の一人暮らし高齢者
- (イ) 65歳以上の高齢者のみ世帯の者
- (ウ) 要介護認定において要介護3以上の判定を受けている者
- (エ) 身体障害者手帳を有する者で、障害の程度が1級又は2級の者
- (オ) 療育手帳を有する者で、障害の程度がA判定の者
- (カ) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (キ) 特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児
- (ク) その他町長、又は自治会等が必要と認める者

イ 避難行動要支援者の把握及び情報収集

関係各課の情報を集約するとともに、把握できない情報については、県等その他関係機関に対し情報提供を求め、また、自治会、民生委員児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿（災害対策基本法第49条の10第1項）の作成に必要な情報の取得を行う。

ウ 記載事項

避難行動要支援者名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。

エ 更新及び管理方法

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、有田川町避難行動要支援者避難支

援プラン全体計画に基づき、「避難行動要支援者台帳」及び「個別避難計画」については、クラウド型被災者支援システム等の導入によりデータ及び書類により管理を行い、また定期的に関係機関から情報を得て、台帳を更新する。

オ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から自治会、民生委員児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、消防機関、警察、その他避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することとする。ただし、平常時からの外部提供は、避難行動要支援者の同意を得た者の名簿のみを対象とする。

カ 避難行動要支援者名簿情報の漏洩防止にかかる措置

(ア) 町が講ずる措置

- ① 秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ② 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることについて、十分な説明を行う。

(イ) 町が求める措置

- ① 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製させない。
- ② 避難行動要支援者名簿の提供を受けた団体は、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定する。

(2) 個別避難計画

避難行動要支援者台帳に登録された要支援者のうち、避難時に家族等が身近におらず避難支援を受けられない者や、同居する家族がいても家族の力だけでは避難することが困難な者に対して、個別避難計画を作成する。

(3) 災害時における避難行動要支援者名簿の活用

ア 避難のための情報伝達

(ア) 情報伝達時の配慮

避難等に関する情報の発令及び伝達は、要配慮者一人一人に的確に伝わるように分かりやすい言葉や表現を用いるとともに、高齢者や障害者（児）に応じた情報を選択して提供する。また、避難所等における要配慮者への情報伝達手段として、専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムについても整備する。

(イ) 情報伝達手段の確保

緊急かつ着実な情報が伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を考慮し、防災行政無線、広報車による情報提供に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールの活用など複数の手

段を有機的に組み合わせて、情報の伝達を行う。

イ 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

(ア) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援の実施に必要な限度で、避難支援等関係者、その他の者に名簿情報を提供する。

(イ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏洩の防止

名簿使用后、提供した避難支援等関係者、その他の者に対し、返却又は廃棄するよう指導する。

(4) 避難支援等関係者等の安全確保対策

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、他の避難支援等関係者と協力しながら避難行動要支援者の支援を行う。

(5) 避難行動要支援者の安全確保対策

避難行動要支援者が災害時に安全に避難できるよう、避難支援等関係者と連携しながら災害時の避難支援プランを作るとともに、適切に行動できるよう、広報を行うとともに、避難等に関する避難支援マニュアル等の配布を行う。また、発災後安否未確認の避難行動要支援者がいる場合は、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を行う。

(6) 公共施設、社会福祉施設等における対策

ア 施設のバリアフリー化の促進

避難行動要支援者が安全に避難できるよう施設や設備のバリアフリー化等の整備改善を行う。

イ 避難訓練の実施

福祉施設等では、入居者・通所者の安全な避難を確保するため、災害発生時の避難体制や地域住民・消防団との連携等について訓練を実施する。

第25章 ボランティア活動環境整備計画（やすらぎ福祉課）

1 計画方針

災害時において、町をはじめ防災関係機関は、被災者の救助・救援活動・ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、町民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。

そのため、社会福祉協議会、各種ボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備に努めるものとする。

2 事業計画

（1）受入体制の整備

町並びに社会福祉協議会及び関係機関は、災害時に支援を申し出たボランティア及びボランティア団体に対し、その円滑な活動が行われるよう受入・活動の調整を行うための窓口の運営について、連絡調整を行う。

ア 町は、有田川町社会福祉協議会及び関係機関と連絡調整の上、受け入れ機関となる災害ボランティアセンターを設置する。

イ 有田川町社会福祉協議会は、町及び関係機関と連絡調整を行い、受け入れ機関となる災害ボランティアセンターを運営するものとし、災害対策本部と協議・調整し活動計画を定める。

ウ 災害時にボランティア及びボランティア団体が円滑に組織化され活動できるよう、ボランティア活動のリーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が積極的に行われるよう住民意識の高揚を図る。

（2）人材の育成、活動支援体制の整備

町及び関係機関は、有田川町社会福祉協議会と連携を図り、町内のボランティア組織に対する防災教育、訓練等の充実を図るとともに、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、災害時のボランティアの受入及び活動のための拠点を整備するとともに、ボランティアセンターの運営に協力いただくボランティアとは、平時から訓練・研修を行い、有事に備える。

（3）粉塵暴露防止対策

作業にあたるボランティアに対し、石綿暴露防止に関する教育を実施し、防塵機能を有するマスクの使用を促す。また、町においても必要な量を予め備蓄することに努める。

第26章 保健衛生・防疫体制整備計画（健康推進課・環境衛生課）

1 計画方針

災害が発生した場合に必要な防疫対策、保健衛生対策、遺体への対応等の活動を迅速かつ的確に行うための体制整備に努めるものとする。

2 事業計画

(1) 感染症対策

災害発生時に円滑な感染症対策を行うため、感染症対策等のマニュアル作成を行う。また、災害時の衛生や安全に関わる事項や、避難所における衛生管理対策について町民に周知を図る。

(2) 保健衛生対策

災害時の保健救護活動及び健康相談を適切に実施するため、マニュアルの作成を行う。また、町民の自主的な健康づくりを促進するため、保健・医療・福祉機関等と連携して、地域住民の健康増進、疾病予防に努める体制・ネットワークづくりを行う。

(3) 遺体対策

迅速かつ的確に遺体対応を行うため、遺体安置所候補場所の選定、必要物品の調達計画、広域応援の要請についてマニュアル等の作成を行う。

(4) し尿処理対策

避難所等への仮設トイレの設置に係る必要数を算定し、備蓄及び調達体制、搬送に関するマニュアルの作成、応急処理方法について検討を行う。

第27章 被災者生活再建支援計画（税務課）

1 計画方針

被災者の生活の再建支援のためには、迅速に罹災証明を発行することや被災者台帳によるきめ細やかな支援が必要不可欠です。こうした課題に対応するため、被災者支援のためのシステムの整備に努め、復旧・復興を通じた被災者支援体制の構築を行う。

2 事業計画

（1）被災者台帳の整備

個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の整備を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

内閣府のクラウド型被災者支援システムの導入などにより、確実な台帳整備に努める。

（2）罹災証明の発行体制の整備

災害時に罹災証明の交付が迅速に実施できるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進める等、罹災証明書の交付に必要な業務の効率的な実施体制の整備に努める。

（3）町民生活の再建復興の推進

災害により経済的、肉体的、精神的な被害を受けた被災者に対し、生活支援や復旧活動を迅速かつ的確に実施するための体制の整備に努める。

第 28 章 廃棄物処理にかかる防災体制整備計画（環境衛生課）

1 計画方針

地震・風水害により大量に発生する災害廃棄物の処理に備えた防災体制を整備するため、平常時から以下の措置を講じる。

2 事業計画

町は、不測の事態に備え、大規模災害時の具体的な行動指針となる災害廃棄物処理計画を策定するとともに、次のことを推進し、防災体制の整備に努める。

- ① 周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等との災害時の相互協力体制を整備する。
- ② 災害廃棄物等の仮置場の配置計画、広域的な処理・処分計画等について検討を進める。
- ③ 被災した家屋等の解体・撤去は、原則、所有者の責任において実施することになるが、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施することも想定し、発災時に速やかに対応できる体制を準備する。

第29章 防災公園整備計画（建設課・総務課）

1 現 況

本町には、現時点において防災活動拠点となるような公園が少なく、地震・洪水災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の収集集積拠点、周辺地区からの避難者を収容し、避難者の生命を保護する避難地等として機能する都市公園等について緊急的に整備を推進する必要がある。

2 計画方針

防災公園は平常時に住民に親しまれる憩いの場、多目的なレクリエーションとして利用するため、多世代が集う居心地の良い都市公園として基本的な機能を確保しつつ、特に若者世代を魅了する価値の高い地域づくりに資する事業展開を目標とし、また、大規模災害時には、広域避難地や救助活動拠点、建設型応急住宅用地等として活用できるよう、防災拠点として重要な役割を担うものとする。

3 事業計画

計画地の選定は、町民はもとより、県内外からの来訪者で賑わう都市公園であると同時に、大規模災害への柔軟かつ高い対応能力を見込むため、総合的なバランスを重視する必要がある。

（1）平常時は町民や来訪者が利用しやすい場所

平常時は、町民や来訪者で賑わう誰もが利用しやすい公園として、最大限のポテンシャルを見込む必要があり周辺の土地利用状況、人口密度また主要アクセス道路等を総合的に勘案し選定する必要がある。さらに、発災時において、防災拠点として効果的に活用されるためには、平常時から多くの町民に利用され、知ってもらうことが重要であることから、日常から「防災意識の啓発」に繋がる場として身近な場所であることが重要である。

（2）大規模災害時には有効に機能する場所

洪水及び土砂災害時において被害が及ばない場所、また災害対策本部や緊急輸送道路（阪和自動車道等）からアクセスしやすく円滑な災害対応が見込める場所を選定する必要がある。

第 3 編 風水害等応急対策計画

第1章 防災組織計画（全部課・全班）

第1節 組織計画（総務班）

1 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策実施責任機関は、必要に応じそれぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

2 有田川町の組織

(1) 警戒及び配備体制

- ① 町長は、風水害等により、災害の発生が予想されるとき、おおむね次の基準により、気象情報等の収集及びその通報並びに被害状況等を取りまとめ、連絡調整の万全を期する警戒体制を整えるものとする。
- ② 町長は、発令の基準に基づいて、配備体制の指令発令と同時に庁内に災害対策連絡室を設置し、配備体制の強化を図る。
配備体制2号が発令されたときは、全部長、全局長、全課長、全班長、全室長、全副班長及び災害担当部全職員は自動参集のこと。
- ③ 町長は、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。
- ④ 町長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策が概ね終了したと認められる時、警戒及び配備体制を解除する。
- ⑤ 尚、消防本部の職員については別途消防本部にて定めた災害時の警戒、配備体制及び非常招集等に関する運用基準による。

●風水害等の発令の基準

体 制	基 準	体制の内容
警戒体制1号	①水防配備体制1号が発令されたとき ②高野山、護摩壇山周辺に50ミリ/時以上の降雨量が観測されたとき。 ③「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」が県内に発表されたとき。	災害対策準備室を設置し、防災担当部の必要人員をもって、情報収集、県への連絡及び警戒体制2号への移行体制が円滑に行える体制
警戒体制2号	①有田川町に大雨・洪水いずれかの警報が発表されたとき。 ②台風の接近により厳重な警戒が必要なとき。 ③水防配備体制2号が発令されたとき。 ④総務政策部長が必要と認めたとき。	災害関係部の必要人員（部及び部長から指示を受けた職員）をもって、被害情報収集・把握・連絡活動及び住民への周知、災害応急活動が速やかに実施できる体制 必要に応じ、自主避難者への対応が速やかに実施できる体制

体 制	基 準	体制の内容
配備体制 1 号	①金屋水位観測所又は粟生水位観測所の水位が避難判断水位に達すると判断したとき。 ②有田川上流部に50ミリ/時以上の降雨量が観測され、水害の危険があるとき。 ③土砂災害警戒情報が発令され土砂災害警戒基準に達したとき。 ④「顕著な大雨に関する気象情報」が県内に発表され、災害が発生する恐れがあると判断したとき。 ⑤台風または線状降水帯により重大な災害が発生する恐れがあると判断したとき。 ⑥副町長が必要と認めたとき。	災害対策連絡室を設置し、災害関係部の長との協議により必要とみとめたときは、副町長は各庁舎ごとの班体制を配備する 事態の推移に伴い、班体制を強化すると共に、速やかに災害対策本部を設置できる体制
配備体制 2 号	①水防配備体制 3 号が発令されたとき。 ②大雨もしくは暴風の特別警報が発表されたとき。 ③災害救助法の適用をしなければならないような災害が予想されるとき。 ④町長が必要と認めたとき。	

■水防団配備体制 1 号（待機）

今後の気象情報に注意し警戒する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするに到るまでは、かなり時間的余裕があると認められる時に指令する。上級幹部と連絡を常に時れる体制をとると共に少人数の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては直ちに招集、その他の活動が出来る状態とする。

■水防団配備体制 2 号（準備）

水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間以内に水防活動の開始が考えられる時に指令する。班長以上及び班長から指示のあった者は、詰所に詰め、資材機材及び器具の整備点検、作業員の配備計画にあたり、危険箇所の巡視、堤防の巡視等実施する。

■水防団配備体制 3 号（出動）（全団員）

事態が切迫し、水防活動の必要が予想される時に指令する。全団員を出動させ、完全な水防態勢である。この態勢は、事態に応じて第 1 配備指令から第 3 配備指令を発する場合もある。

- 有田川洪水注意報：有田川の基準地点である粟生、金屋水位観測所の水位が、氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
- 有田川洪水警報：有田川の基準地点である粟生、金屋水位観測所の水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

・水防警報発令区域等

河川名	区 域	対象量水標	水 位	振興局建設部	担当水防管理団体
有田川	金屋橋上流 500メートルの地点 {（左岸）有田郡有田川町徳田 （右岸）有田川町金屋} から海まで	金屋	水防団待機水位 （通報水位） 2.60 氾濫注意水位 4.10	有 田	有田市 有田川町

・水防警報を実施する対象水位観測所及び諸元

河川名	観測所名	観 測 者 (振興局建設部)	位置	水位		堤防高	
				水防団待機水位	氾濫注意水位	左岸	右 岸
有田川	金屋	有田振興局建設部	有田郡有田川町金屋	2.6	4.1	8.6	7.9

(2) 災害対策準備室・連絡室の事務分掌

①災害対策準備室の事務分掌

防災担当課の職員又は災害関係課の職員をもって、被害情報収集、県への連絡に当たるものとする。

②災害対策連絡室の事務分掌

災害関係課の職員又は災害関係課の職員に加え副町長が指示した職員をもって、被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整に当たるものとする。

配備体制2号が発令されたときは、全部長、全局長、全課長、全班長、全室長、全副班長及び災害担当部全職員は自動参集のこと。

③災害対策本部の設置準備（配備体制2号において、移行できる体制）

事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

部 名	課 名	災害対策準備室・連絡室の事務分掌
総務政策部	総務課 財務課 企画調整課	連絡調整、被害状況の取りまとめ。庁舎・設備の被害に関すること。 消防及び気象情報に関すること。県への報告、連絡に関すること。 避難誘導の広報に関すること。 町民データの保全・管理に関すること。 職員の動員、緊急車両の確保に関すること。
住民税務部	住民課 税務課 会計課	住民の安否確認に関すること。 住家の被害調査に関すること。 準備室、連絡室設置に伴う一般経理に関すること。
建設環境部	建設課 上下水道課 環境衛生課	河川の水防情報に関すること、土砂災害情報に関すること。 道路・農地・林地の被害に関すること。 下水道施設の被害に関すること。 水道施設の被害に関すること。応急給水に関すること。 ごみ処理や清掃、仮設トイレに関すること。
産業振興部	産業課 林務課 商工観光課	農地・林地の被害に関すること。 商工観光施設における被災者支援、被害に関すること。 物品調達、搬送、供給に関すること。
福祉保健部	やすらぎ福祉課 長寿支援課 健康推進課	避難所の被害に関すること。避難所の開設準備運営に関すること。 ボランティア受入れに関すること。要援護者等に関すること。 医療救護全般に関すること。
議会事務局		総務政策部への応援に関すること。
教育部	こども教育課 社会教育課	園児児童生徒の安否確認、学校・認定こども園等の被害に関すること。 応急給食対策及び炊き出しに関すること。 社会教育施設の被害調査及び運営安全管理に関すること。
清水行政局	各室	清水行政局管内に関する所管業務、施設の被害に関すること。

(3) 担当部名（各庁舎・消防本部）

種 別		担 当 課 名
警戒体制 災害対策準備室	1号	総務政策部の職員 消防本部：別途定める基準による職員
	2号	上記（警戒体制1号）を含め、総務政策部、建設環境部及び福祉保健部の職員、また各庁舎において総務政策部長から指示のあった職員 消防本部：別途定める基準による職員
配備体制 災害対策連絡室	1号	上記（警戒体制2号）を含め、総務政策部（総務課全職員）、建設環境部（建設課全職員）、全部長、全課長及び副町長から指示のあった職員 消防本部：別途定める基準による職員
	2号	全部の部長・局長・課長・班長・副班長、総務政策部・建設環境部の全職員および町長から指示のあった職員 消防本部：別途定める基準による職員

3 有田川町災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置・廃止

① 発令の基準

ア 町長は、町内に大規模な風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、設置基準に基づき非常体制を発令する。

イ 町長は、発令と同時に庁内に「有田川町災害対策本部」を設置し、本部会議を直ちに開催する。

ウ 全職員で災害応急対策を直ちに実施する。

エ 町長は、災害発生のおそれが解消した時、災害応急対策がおおむね終了した時、その他本部長が必要なしと認めたとき有田川町災害対策本部を廃止する。

●非常体制における指揮者

指 揮 者
町長（町長不在時には、①副町長→②消防長→③教育長→④総務政策部長の順位による）

●設置基準

	基 準	配備人員
非常体制 災害対策本部設置	①二川ダムが緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施するとき。 ②町内で災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。 ③大規模事故等が発生し、町長が必要と認めたとき。 ④その他の災害が発生し、町長が必要と認めたとき。	全 職 員

②災害対策本部設置の連絡

災害対策本部を設置した場合は、利用可能な通信手段を用い、職員に直ちに通知するとともに、県、有田川町防災会議委員、関係機関等に通知する。

災害対策本部設置の各班にて連絡網を作成し活用する。

③災害対策本部設置の準備

災害対策本部の設置が決定された場合、各班は本部に必要な資機材等の確保を行う。

●備品・資機材

班	備品・資機材等
総 務 班	・ 消防団・各防災関係機関の連絡先名簿 ・ 被害状況連絡票その他の報告書・様式類 ・ テレビ・ラジオ（停電時も使用可能なもの） ・ 掲示板 ・ 停電用照明器具 ・ 初動マニュアル ・ 和歌山県地域防災計画書 ・ 有田川町地域防災計画書 ・ 職員名簿 ・ 防災無線のセットアップ
情 報 班	・ 通信手段（パソコン、FAX）の確保 ・ 衛星携帯電話
管 理 班	・ 発電機 ・ 緊急車両の手配
広 報 班	・ 広報用例文 ・ 広報記入様式 ・ 広報車の手配
本部調整班	・ 職員名簿
環境衛生班	・ 仮設トイレ
避難所対応プロジェクト	・ 避難所一覧及びカギ ・ 備蓄毛布 ・ 避難行動要支援者名簿
物資対応プロジェクト	・ 備蓄物資
建 設 班	・ 管内図及び住宅地図等、地図類 ・ 土嚢、ブルーシート
消 防 班	・ 消防本部地震等大規模災害時における活動計画

班	備品・資機材等
清水総務班 (清水行政局)	・ 消防団・各防災関係機関の連絡先名簿 ・ 被害状況連絡票その他の報告書・様式類 ・ テレビ・ラジオ（停電時も使用可能なもの） ・ 掲示板 ・ 停電用照明器具 ・ 初動マニュアル ・ 和歌山県地域防災計画書 ・ 有田川町地域防災計画書 ・ 職員名簿 ・ 防災無線のセットアップ ・ 衛星携帯電話 ・ 発電機
清水住民福祉班 (清水行政局)	・ 避難所一覧及びカギ
清水産業振興班 (清水行政局)	・ 備蓄物資
清水建設環境班 (清水行政局)	・ 管内図及び住宅地図等、地図類 ・ 土嚢、ブルーシート

4 災害対策本部会議の開催

(1) 本部員の参集

① 吉備庁舎会議室への参集

本部会議を構成する、本部長（町長）、副本部長（副町長、消防長、教育長）、本部員、事務局員は、速やかに吉備庁舎内の対策本部（会議室）に参集する。

② 吉備庁舎が被災した場合

本部長（町長）、副本部長（副町長、消防長、教育長）、本部員、事務局員は、速やかに金屋庁舎に、又金屋庁舎が被災した場合は消防本部に参集する。

③ 清水庁舎会議室への参集

清水地内において大規模な災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、清水庁舎会議室に参集する。

(2) 本部会議の開催

本部会議は、本部長、副本部長、本部員（代理）が出席の上開催する。

本部会議の進行は、総務班長（総務政策部長）が進め、本部長が総括する。

(3) 本部会議の協議内容

災害応急対策の基本方針の決定、その他必要事項を協議することとし、会議内容はおおむね次のとおりとする。

① 職員の参集状況、初動体制に関すること。

② 一次情報収集、被害調査に関すること。

- ③ライフライン(電気、ガス、上水道、電話等)の被害状況に関する事。
- ④医療機関の被害状況に関する事。
- ⑤鉄道、バス等公共交通機関の被害状況に関する事。
- ⑥道路、橋りょうの損壊状況に関する事。
- ⑦家屋等の被害状況に関する事。
- ⑧避難指示及び避難誘導に関する事。
- ⑨避難所の開設に関する事。
- ⑩避難場所の利用状況に関する事。
- ⑪緊急輸送路の確保に関する事。
- ⑫行方不明者・負傷者の救助対策に関する事。
- ⑬自衛隊、緊急消防援助隊、県及び他の市町村への派遣要請に関する事。
- ⑭災害救助法の適用に関する事。
- ⑮災害対策経費に関する事。
- ⑯その他災害対策の重要事項等に関する事。

(4) 本部会議の指示

本部会議において決定した事項は、速やかに各班長(部長、局長、課長、室長)に伝達する。

5 災害対策本部の組織体系

災害対策本部の組織体系は、「有田川町災害対策本部条例」及び「有田川町災害対策本部規程」並びに本計画の定めるところによるものとする。

(1) 役職

① 対策部長

対策部長(部局長)は、各対策部の業務が円滑に実施できるよう各対策部を統括する。

② 班長

班長(局課室長)は、各班を統括し、対策部長を補佐する。

③ 副班長

副班長(班長)は、各班長を補佐し、不在時には代行する。

(2) 災害対策本部の応援体制

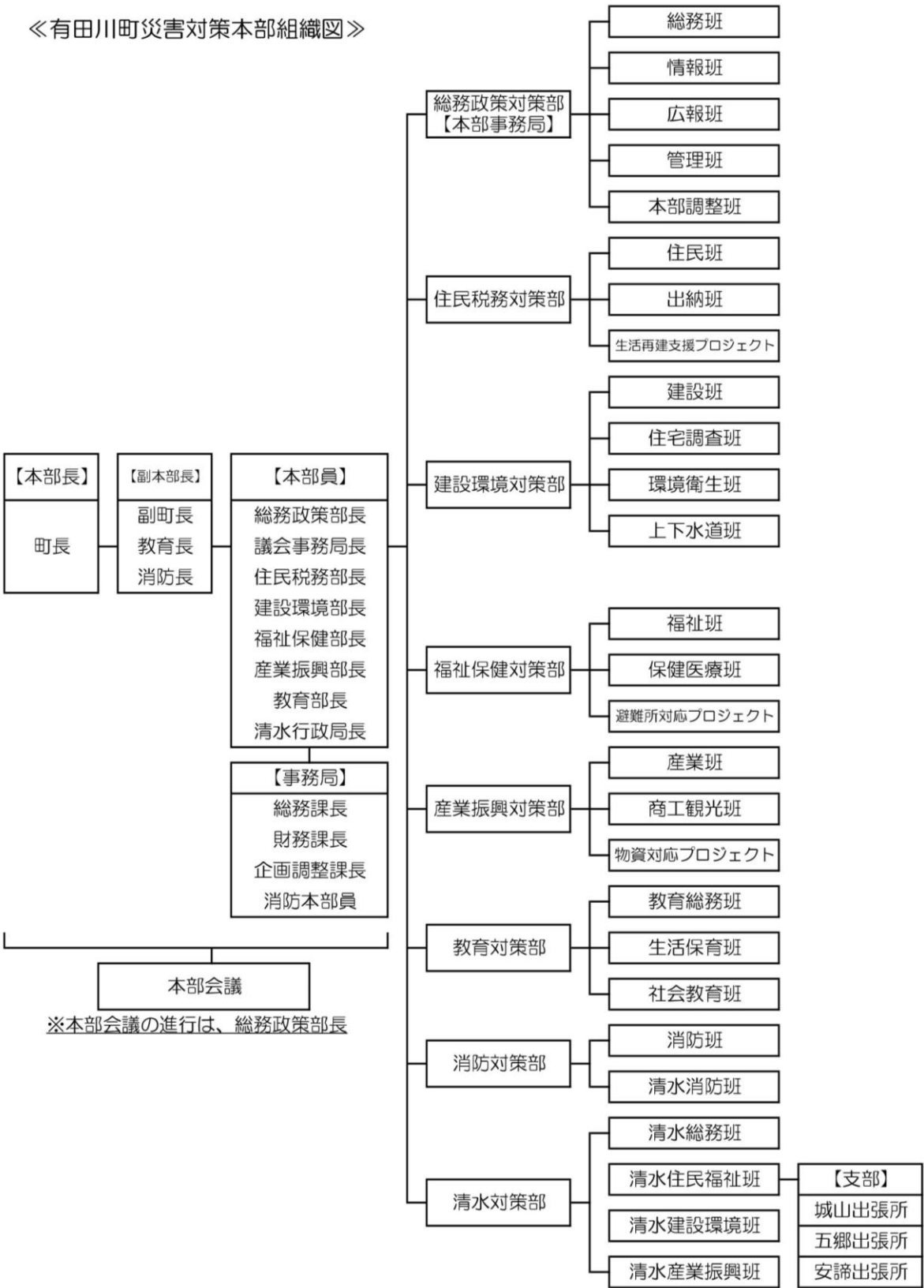
① 各対策部内による応援

原則、割り当てられた災害対応業務は、各対策部内の応援に努めることとする。特に各プロジェクトは、被災者支援の観点から特に重要で膨大な業務が見込まれるため、各対策部内での応援体制を整えることとする。

② 各対策部外からの応援

各対策部内での応援だけでは迅速な対応が困難と考えられる場合は、本部調整班へ各対策部外からの応援を要請することとする。

6 災害対策本部組織図



7 災害対策本部の事務分掌

部	班	担当課	事務分掌
総務政策対策部【本部事務局】	【部長：総務政策部長】		総務政策対策部の統括
	総務班	総務課総務班 財務課財政班 【班長：総務課長】	●災害情報の受理及び伝達に関すること ●災害対策本部の設置・運営に関すること ●本部会議の運営に関すること ●職員の配備・出勤に関すること ●自衛隊の派遣要請に関すること ●県及び市町村への応援要請に関すること ●応援の受援に関すること ●県、関係機関への被害状況等の報告に関すること ●避難情報の発令に関すること ●防災行政無線、通信機器に関すること ●清水対策部との連絡調整に関すること ●職員の動員に関すること ●自主防災組織、自治会との連絡調整に関すること ●公用令書に関すること ●水防活動に関すること ●消防本部、消防団との連絡調整に関すること ●その他災害対策全般に関すること
	情報班	企画調整課 【班長：企画調整課長】	●各種被害情報の収集に関すること ●被害状況の集計、とりまとめに関すること ●情報管理機器の維持管理に関すること ●災害写真等の収集、災害記録に関すること
	広報班	議会事務局 企画調整課 【班長：議会事務局長】	●報道機関との連絡と相互協力に関すること ●災害対策活動の広報に関すること ●議会事務局に関すること
	管理班	財務課管財検査班 【班長：財務課長】	●庁舎の建物、設備などの被害調査に関すること ●町所管の建物、設備などの被害調査に関すること ●車両や燃料などの確保に関すること
	本部調整班	総務課人事秘書班 【班長：総務課長】	●各部との調整及び指示に関すること ●部内各班の応援に関すること ●職員の動員に関すること ●職員の健康管理・安全管理に関すること ●職員の給食に関すること ●職員の人員調整に関すること

部	班	担当課	事務分掌
住民税務対策部	部長：住民税務部長		住民税務対策部の統括
	住民班	住民課住民班 【班長：住民課長】	●被災者の安否問い合わせに関する事 ●町民個人情報のデータ管理に関する事 ●被災者の実態調査に関する事 ●埋火葬許可書、処理台帳などに関する事
	出納班	会計課 (税務課) 【班長：会計課長】	●本部の一般経理に関する事 ●義援金受理及び管理に関する事 ●義援金の配分に関する事 ●被災者生活再建支援金の支給に関する事 ●災害弔慰金・見舞金等の支給に関する事 ●生活資金等の貸与に関する事 ●住宅被災者に対する融資などに関する事
	生活再建支援プロジェクト	税務課 住民課保険年金班 (建設課、福祉保健部、こども教育課) 【班長：税務課長】	●住家等被害認定調査に関する事 ●罹災証明書に関する事 ●被災者支援相談窓口の設置に関する事 ●被災者生活再建支援の相談対応に関する事 ●被災者台帳に関する事 ●税の減免に関する事

部	班	担当課	事務分掌
建設環境対策部	部長：建設環境部長		建設環境対策部の統括
	建設班	建設課土木班 建設課農林班 【班長：建設課長】	●道路、公共土木施設の被害調査に関する事 ●農地・林地の被害調査に関する事 ●土木建築関係業者への支援要請に関する事 ●重機による救助活動に関する事 ●応急復旧資機材の調達及び保管に関する事 ●関係機関との連絡調整に関する事 ●障害物の除去に関する事 ●道路の通行止めに関する事 ●公共土木施設の応急対策及び復旧に関する事 ●農林地の応急対策及び復旧に関する事
	住宅調査班	建設課都市整備班 【班長：建設課長】	●住宅及び宅地、町営住宅の被害調査に関する事 ●応急仮設住宅建設に関する事 ●住宅の応急修理に関する事 ●建築物の応急危険度判定に関する事 ●被災建築物の応急措置の技術指導に関する事
	環境衛生班	環境衛生課 【班長：環境衛生課長】	●ごみ処理及び清掃に関する事 ●避難所の衛生管理に関する事 ●遺体の収容、処理及び埋火葬に関する事 ●被災地域の防疫及び消毒に関する事 ●上下水道を除く水の消毒に関する事 ●災害廃棄物の処理に関する事 ●仮設トイレに関する事 ●災害廃棄物の一時収集場所の確保に関する事
	上下水道班	上下水道課 【班長：上下水道課長】	●水道施設の被害調査に関する事 ●水道に関わる広報活動に関する事 ●飲料水の確保及び応急給水活動に関する事 ●水道施設の応急対策及び復旧に関する事 ●下水道管・施設の被害調査に関する事 ●市街地の排水対策に関する事 ●マンホールトイレの設置に関する事 ●し尿処理施設等の被害調査に関する事 ●し尿処理施設等の応急対策に関する事 ●下水道施設の応急対策及び復旧に関する事

部	班	担当課	事務分掌
福祉保健対策部	部長：福祉保健部長		福祉保健対策部の統括
	福祉班	やすらぎ福祉課 長寿支援課 【班長：やすらぎ福祉課長】	●福祉避難所の開設、運営、閉鎖に関すること ●日赤奉仕団等の応援要請、受け入れに関すること ●ボランティアの受入れに関すること ●避難行動要支援者に関する人的被害調査に関する ●避難行動要支援者支援に関すること ●要配慮者利用施設の被害調査に関すること ●被災高齢者等の援護に関すること ●災害救助法に関すること ●住民班、出納班の支援に関すること
	保健医療班	健康推進課 【班長：健康推進課長】	●保健所、医療機関との連絡調整に関すること ●救護班の編成に関すること ●医療救護所の設置に関すること ●医療救護全般に関すること ●感染症の予防に関すること ●被災者の健康管理に関すること ●衛生医薬品等の確保に関すること ●助産ケア及び乳幼児の救護に関すること ●被災者のメンタルヘルスに関すること
	避難所対応プロジェクト	長寿支援課 【班長：長寿支援課長】	●避難所の開設、運営、閉鎖に関すること ●避難所における食糧、物資の配布に関すること ●収容避難者への対応及び調査に関すること
産業振興対策部	部長：産業振興部長		産業振興対策部の統括
	産業班	産業課 【班長：産業課長】	●物資対応プロジェクトへの応援に関すること ●農林生産物、農林業施設の被害調査に関すること ●農林漁業者に対する再建支援に関すること
	商工観光班	商工観光課 【班長：商工観光課長】	●商工観光施設の被災者支援に関すること ●商工観光施設の被害調査に関すること ●中小企業被災者に対する再建支援に関すること ●生業資金の貸し付けに関すること
	物資対応プロジェクト	林務課 【班長：林務課長】	●緊急輸送活動に関すること ●備蓄物資の搬送、供給に関すること ●飲食料の調達・管理・搬送・供給に関すること ●生活用品の調達・管理・搬送・供給に関すること ●県及び協定業者からの物資調達に関すること ●救援物資の受入、供給に関すること

部	班	担当課	事務分掌
教育対策部	部長：教育部長		教育対策部の統括
	教育総務班	こども教育課 教育総務班 調理員 【班長：こども教育課長】	●児童・生徒の避難及び救護に関すること ●教職員の動員に関すること ●教育機関への広報活動に関すること ●児童・生徒の被災状況調査に関すること ●応急教育に関すること ●学用品及び教科書の調達、配分に関すること ●学校施設の被災調査に関すること ●避難指定施設（学校施設）の運営及び保安全管理に関すること ●学校施設の応急対策及び復旧に関すること ●学校関係機関、その他団体との連絡調整に関すること ●応急給食対策に関すること ●炊出しに関すること
	生活保育班	こども教育課 こども教育班 保育士 【班長：こども教育課長】	●園児の避難、保護に関すること ●園児の被災状況調査に関すること ●各保育施設の被害調査及び応急対策に関すること ●保育機関への広報活動に関すること ●災害時の応急保育に関すること
	社会教育班	社会教育課 【班長：社会教育課長】	●社会教育施設の利用者の避難に関すること ●社会教育施設の被害状況調査に関すること ●避難施設（社会教育施設）の運営保安全管理に関すること ●社会教育施設の応急対策及び復旧に関すること ●社会教育団体との連絡調整に関すること ●文化財の被害調査、応急対策及び復旧に関すること ●被災者支援事業の実施に関すること

部	班	担当課	事務分掌
消防対策部	部長：消防長		消防対策部の統括
	消防班	消防本部 【班長：次長】 吉備金屋消防署 【班長：吉備金屋消防署長】	●被災者の救助、救出、救急搬送に関すること ●人的被害に関すること ●消火活動に関すること ●災害の予防、警戒及び防御に関すること ●行方不明者の捜索に関すること ●避難誘導に関すること ●緊急消防援助隊に関すること ●消防団に関すること ●消防本部、消防署の業務計画に従う
	清水消防班	清水消防署 【班長：清水消防署長】	●清水管内における消防対策部に関すること
清水対策部	部長：清水行政局長		清水対策部の統括
	清水総務班	総務政策室 【班長：総務政策室長】	●清水管内における総務政策対策部に関すること
	清水住民福祉班	住民福祉室 【班長：住民福祉室長】	●清水管内における住民税務対策部に関すること ●清水管内における福祉保健対策部に関すること
	清水建設環境班	建設環境室 【班長：建設環境室長】	●清水管内における建設環境対策部に関すること
	清水産業振興班	産業振興室 【班長：産業振興室長】	●清水管内における産業振興対策部に関すること

第2節 動員計画（総務班、本部調整班）

1 計画方針

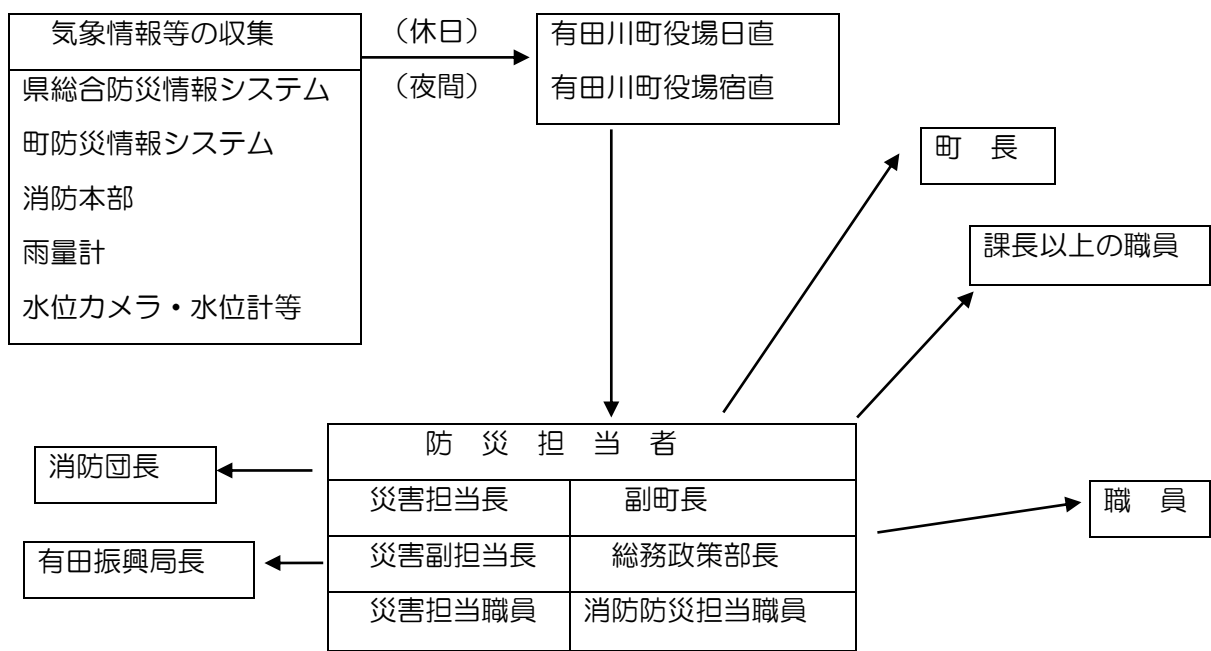
災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員の動員について定める。

2 事業計画

(1) 動員系統図

本部における職員の動員は、本部長の決定に基づき次の系統で伝達し動員する。

配備についての伝達系統



(2) 動員伝達

ア 勤務時間内

勤務時間内における配備指令は、災害担当者が協議のうえ、各部局長に連絡するとともに、職員メール等にて伝達する。また、令和5年3月に気象警報等の発表区域が2区域に分割されたことにより、気象警報等が発表された地域への必要な人員配備を検討する。

イ 勤務時間外における配備指令

- (ア) 日直又は宿直員は、気象予警報、防災関係機関や住民等からの通報があったときは、直ちに総務政策部長に連絡する。
- (イ) 総務政策部長は、上記情報を確認のうえ、副町長と協議し、町長に報告する。
- (ロ) 各部局長は、配備指令に基づき職員を直ちに非常招集する。
招集方法は、次の手段による。
 - a 電話・携帯電話・職員メール・防災アプリ
 - b 防災行政無線放送

ｃ その他必要によって使徒等

ウ 自主参集

災害が発生し、災害対策本部の設置が予想されるときは、原則として全職員が自主的にあらかじめ決められた場所に参加する。

3 所属職員の掌握

各班長は所属職員の掌握を行い、各対策部長及び本部事務局（本部調整班）に報告する。

4 動員・参集における留意点

- ①常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意すること！
- ②不急の行事、会議、出張等は中止すること！
- ③正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと！
- ④勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること！
- ⑤自らの言動で住民に不安、誤解を与えないこと！

5 動員・参集における注意

- ①服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること！
- ②初動マニュアル、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集すること！
- ③参集途上においては、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、水害、水防活動の状況、ライフライン状況等の一次被害情報の収集を行うこと！
- ④参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考えること！
- ⑤参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、第三者へ引き継いだ後、職員本人はできる限り迅速な参集を行うこと！
- ⑥交通機関の途絶、道路等の遮断で決められた場所に参加することが困難な場合は、最寄りの庁舎、避難所施設へ参集し、班長への連絡に努めるとともに、応急救護活動に従事すること！
- ⑦必ず家族の安否確認を行った後、速やかに参集すること！

6 情報の収集・報告

（１）１次被害情報の収集

非常体制が発令された時、参集した職員は、速やかに管内の災害発生状況、被害状況、地域住民の安否確認などの１次被害情報の収集に努める。

収集した情報については、内容を確認（人的被害は注意）し、本部事務局（情報班）に報告する。

■収集すべき一次被害情報

- 1 被災者（死亡、重傷、軽傷）数
- 2 道路等の破損状況
- 3 建物の倒壊、損傷の状況
- 4 火災の発生、消火活動の状況
- 5 水害の発生、水防活動の状況

- 6 土砂災害の前兆現象・発生状況
- 7 ライフラインの状況
- 8 救助活動の状況（自主防災組織、自治会）
- 9 避難所の被災状況
- 10 情報の入手時間

（２）各班における情報の収集・報告

①情報の収集

班長は、動員された職員、関係機関、民間事業者等により、被害状況、各班の活動に関係する必要な情報を組織的に収集する。

②報告

収集した情報は、直ちに班長に、班長は各対策部長及び本部事務局（情報班）に報告する。

（３）参集途上における一次被害情報の収集

夜間・休日等に災害が発生し、庁舎等に参集する際は、参集途上において収集できる被害状況を把握し、第１次被害状況調査票に記載し班長に報告する。

参集途上においては、携帯電話（写真機能）、メモに状況を記録する。参集途上においては、参集を第一に心がけること。

（４）町防災アプリを活用した被害情報の収集・報告

職員は、参集途上または災害業務対応中などにおいて収集した被害情報を、町防災アプリの写真投稿機能を活用し積極的に報告するものとし、町防災情報システムにて情報の集約を行うものとする。

■参集途上に収集すべき一次被害情報

- ・被災者、救助活動の状況
- ・道路等の状況
- ・建物の倒壊、損傷の状況
- ・火災の発生、消火活動の状況、水害の発生、水防活動の状況
- ・ライフラインの状況

第2章 情報計画（総務班、情報班）

第1節 気象警報等の伝達計画（総務班）

1 計画方針

気象、地象、洪水、に関する注意報及び警報等の周知徹底は、本計画による。

2 事業計画

(1) 注意報、警報及び特別警報

ア 注意報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、気象現象等により県内のどこかに災害の発生が予想される場合、その旨を注意して行う予報で、その種類、発表の基準は別表1のとおりである。

イ 警報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、洪水等により県内のどこかに重大な災害の発生が予想される場合、その旨を警告して行う予報で、その種類、発表の基準は別表1のとおりである。

ウ 特別警報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨等の予想される現象が特に異常であるため、県内のどこかに重大な災害の発生するおそれが著しく大きいとき、その旨を警告して行う予報で、その種類、発表基準は、別表2のとおりである。

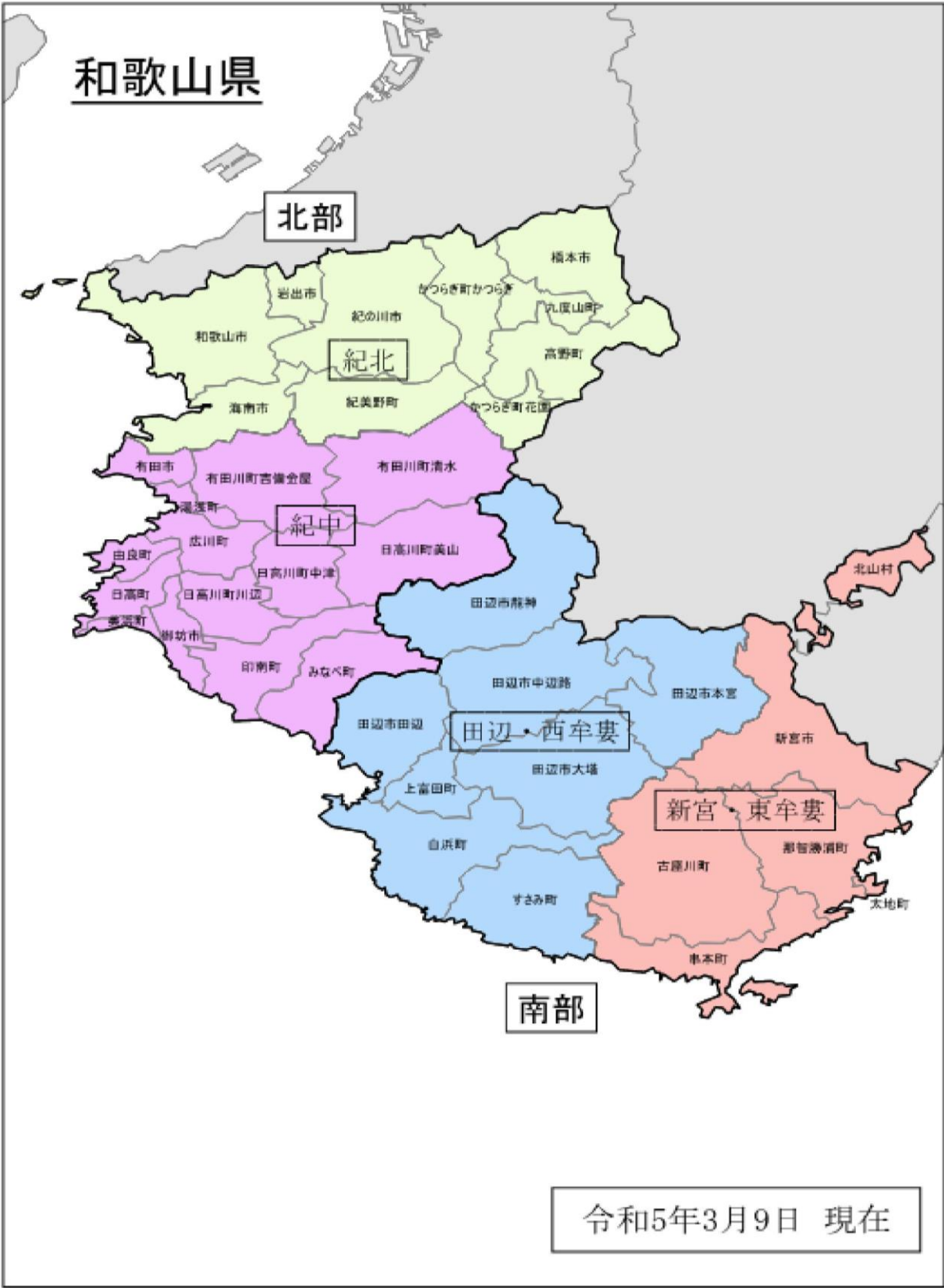
エ 注意報・警報・特別警報における細分区域

和歌山地方気象台が注意報・警報・特別警報を発表する場合は、二次細分区域単位で発表する。

有田川町の発表区域は、令和5年3月9日より、有田川町吉備金屋、有田川町清水の2区域に分割されている。このことにより、区域毎の気象状況に応じて適時、適切に発表された気象警報等により、危険性が高まっている区域を絞り込むことができ、よりの確な防災対応が可能となる。

名 称	区 域
有田川町吉備金屋	和歌山県有田郡有田川町のうち旧吉備町、旧金屋町管内
有田川町清水	和歌山県有田郡有田川町のうち旧清水町管内

気象警報等の細分区域



別表1 和歌山地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び発表基準

有田川町	府県予報区		和歌山県			
	一次細分区域		北部			
	市町村等をまとめた地域		紀中			
	二次細分区域			有田川町吉備金屋		有田川町清水
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準		21	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準		170	
	洪水		流域雨量指数基準	鳥尾川流域=7.7、早月谷川流域=15.4、修理川流域=16、玉川流域=7.7、五名谷川流域=9.2、天満川流域=6.5、熊井川流域=4.8	四村川流域=17.3、湯川川流域=18.9、室川谷川流域=11.1	
			複合基準*1	—		
			指定河川洪水予報による基準	和歌山県有田川水系有田川〔粟生・金屋〕		
	暴風		平均風速		20m/s	
	暴風雪		平均風速		20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 15cm		12 時間降雪の深さ 30cm
			山地	12 時間降雪の深さ 30cm		
	注 意 報	大雨		表面雨量指数基準		12
土壌雨量指数基準				120		
洪水		流域雨量指数基準	鳥尾川流域=6.1、早月谷川流域=12.3、修理川流域=12.8、玉川流域=6.1、五名谷川流域=7.3、天満川流域=5.2、熊井川流域=3.9	四村川流域=13.8、湯川川流域=15.1、室川谷川流域=8.8		
		複合基準*1	早月谷川流域=(10、12.3)、天満川流域=(6、5.2)、熊井川流域=(6、3.8)	—		
		指定河川洪水予報による基準	和歌山県有田川水系有田川〔粟生・金屋〕			

	強風	平均風速		12m/s		
	風雪	平均風速		12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5cm	12 時間降雪の深さ 15cm	
			山地	12 時間降雪の深さ 15cm		
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	濃霧	視程		100m		
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%				
	なだれ	積雪の深さ 50cm 以上あり高野山（アメダス）の最高気温 10℃ 以上又はかなりの降雨				
	低温	沿岸部で最低気温-4℃以下				
	霜	晩霜期 最低気温 3℃以下				
着雪	24 時間降雪の深さ：平地 20cm 以上、山地 40cm 以上 気温：-2℃～2℃					
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量		110mm		

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※水防活動の利用に適合するものについては、次のとおりである。

種類		発表基準
注意報	水防活動用気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	水防活動用洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ
	有田川洪水注意報	有田川の基準地点である粟生、金屋水位観測所の水位が、氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。ただし、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。
警報	水防活動用気象警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
	水防活動用洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ
	有田川洪水警報	有田川の基準地点である粟生、金屋水位観測所の水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。ただし、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。

警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪・高潮・波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「……以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「……以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、洪水警報・注意報の複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。

(13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(14) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

別表2 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断を行う。

(2) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに和歌山地方気象台が和歌山県知事に対して通報し、和歌山県を通じて有田川町や有田川町消防本部に伝達される。

火災気象通報を行う場合の基準

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準に該当すると予想された場合。

但し、降雨、降雪が予想される場合は通報しない。

(3) 指定河川（有田川）の洪水予報

水防法及び気象業務法に基づき、和歌山地方気象台と和歌山県が「有田川」をそれぞれ共同して雨量、水位又は流量を示して、洪水についての水防活動の利用に適合する予報を行うものである。

ア 洪水予報の実施区域

(平成25年6月11日和歌山県告示第707号)

河川名	実施区間
有田川	左岸 和歌山県有田郡有田川町大字東大谷855地先から海まで 右岸 和歌山県有田郡有田川町大字二川502地先から海まで

イ 洪水予報の種類と基準

種類	標 題	発 表 基 準
洪水 注意 報	有田川 氾濫注意情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び栗生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」に相当。
洪水 警報	有田川 氾濫警戒情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び栗生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる「警戒レベル3」に相当。
	有田川 氾濫危険情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び栗生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	有田川 氾濫発生情報	洪水予報区内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

ウ 対象量水標

河 川 名	区 域	対象量水標
有 田 川	幹 川	粟 生 金 屋

(4) 水防警報

水防警報とは水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川について、洪水により相当な損害を生じる恐れがあると認めて指定したものについて、国土交通大臣の指定する紀の川については国土交通省近畿整備局和歌山河川国道事務所長が、熊野川については国土交通省近畿整備局紀南河川国道事務所長が気象予報又は自らの判断によって、また、知事の指定する河川については振興局建設部長が現地の雨量、水位等の状況を判断して、または水防本部長の指令に基づいて行うものをいい、その内容は次のとおりである。

○ 知事の指定する河川の水防警報

① 水防警報発表区域等

河川名	区 域	対象量水標	水 位	振 興 局 建設部	担当水防 管理団
有田川	金屋橋上流500m の地点{(左岸)有田 郡有田川町徳田(右 岸)有田郡有田川町 金屋} から海まで	金 屋	水防団待機水位 2.60 氾濫注意水位 4.10	有 田	有田市 有田川町

② 水防警報を実施する対象水位観測所及び諸元は次のとおりである。

河川名	観測所名	観 測 者 (振興局建設部)	位 置	水 位		堤 防 高	
				水 防 団 待 機	氾 濫 注 意	左 岸	右 岸
有田川	金 屋	有田振興局建設部	有田郡有田川町金屋	2.6	4.1	8.6	7.9

(5) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる二次細分区域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、和歌山県と和歌山地方気象台から共同で発表される。二次細分区域内で危険度が高まっている詳細な領域は土

砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

土砂災害警戒情報の警戒対象地域についても、気象警報等の発表区域変更に併せて、有田川町吉備金屋、有田川町清水の2区域に分割した新たな二次細分区域としている。

なお、次の事象が発生した場合は、暫定基準を適用する場合がある。

- ・震度5強以上の地震を観測した場合。
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される事象が発生した場合。

（6）和歌山県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。

（7）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

（8）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況となっているときに、和歌山県北部または南部を対象に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が和歌山県北部または南部を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

（9）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

- ・「危険」(紫)：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

イ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

浸水キキクルは、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

ウ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

洪水キキクルは、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km毎に5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」(紫)：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

エ 流域雨量指数の予測値

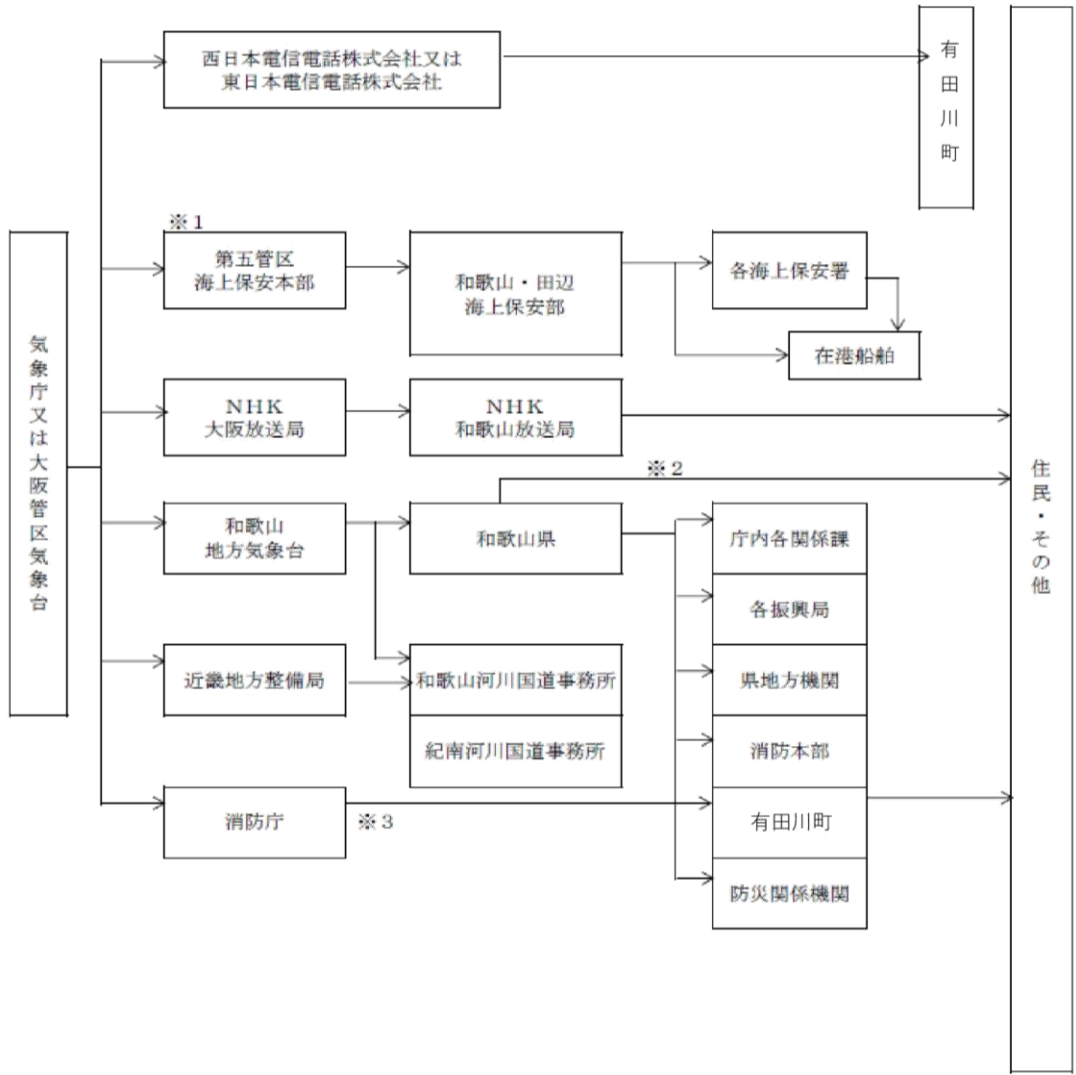
指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分毎に更新している。

（１０）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性を【高】、【中】の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って和歌山県北部と南部を対象に発表する。2日先から5日先にかけては日単位で和歌山県全域を対象に発表する。大雨に関して、【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(11) 警報等の伝達
ア 気象警報等の伝達経路

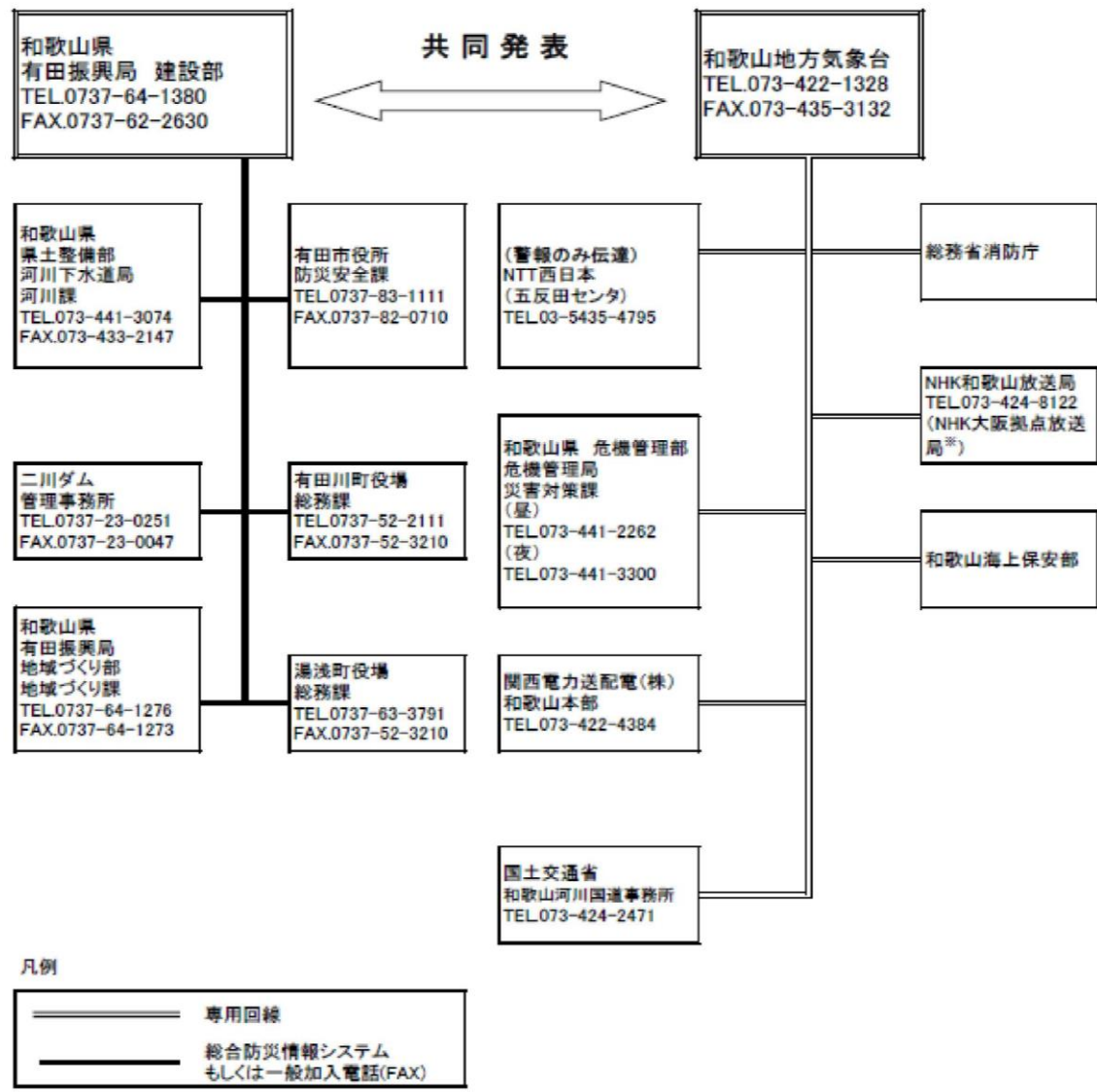
令和6年4月1日現在



- (注) 1 ※1は、神戸地方気象台から伝達する。
- 2 ※2は、防災わかやま、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール・緊急速報メール、和歌山県防災ナビアプリ、防災わかやまX（旧Twitter）による。
- 3 ※3は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。

イ 有田川洪水予報伝達経路図

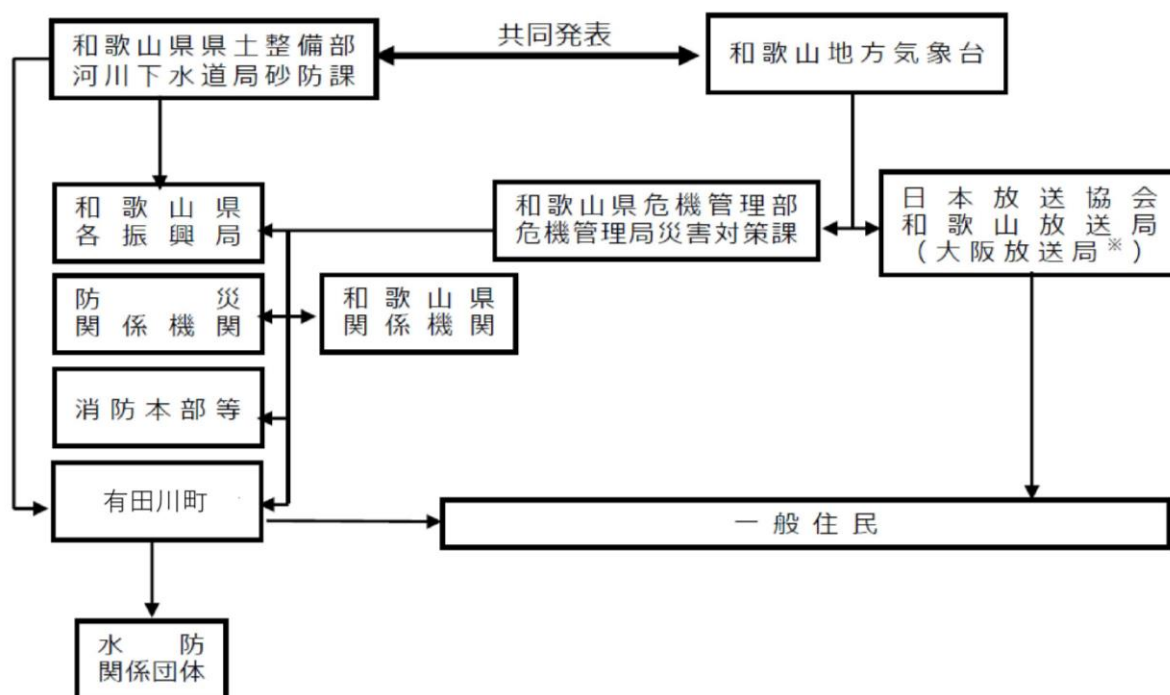
令和6年4月1日現在



※ 夜間等の代行により日本放送協会大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

ウ 土砂災害警戒情報伝達経路図

令和6年4月1日現在



※ 障害時や日本放送協会和歌山放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。

(12) 予報の周知徹底

有田川町長は、県の機関又は警察の機関から予報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、町内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。

周知方法は、おおむね次のとおりとする。

- ・ 広報車、宣伝車
- ・ 防災行政無線
- ・ 伝達組織を通じる方法
- ・ サイレン、警鐘等
- ・ HP、SNS、防災メール、防災アプリ等

ア 有田川町長は上記の周知徹底のためあらかじめ関係者の間において予報等の受領伝達その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

イ 有田川町長は、NTT西日本から、予報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該予報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される予報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。

ウ 有田川町長は、県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努めるものとする。

エ 有田川町長は災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、予報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報するものとする。

オ 有田川町長は、予報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。

(13) 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は次の方法により関係機関に通報する。

ア 発見者の通報

異常現象を発見したものは、有田川町長、警察官に通報する。

イ 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は直ちに有田川町長及び有田湯浅警察署長に通報する。

ウ 町長の通報

上記のア・イによって異常現象を承知した有田川町長は、速やかに和歌山地方気象台に、また災害の予想される他の市町村長、並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

エ 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。

(ア) 気象に関する事項、竜巻、強い降ひょう、豪雨等、著しく異常な気象現象

(イ) 水象に関する事項、異常潮位（津波を含む）異常波浪

(ウ) 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

オ 周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

第2節 被害情報等の収集計画（総務班、情報班）

1 計画方針

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、有田川町及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに管内の状況を把握して和歌山県総合防災情報システムに入力し県知事に報告する。

2 被害情報収集

被害が発生したときは、町は、直ちに被害情報の収集活動を開始、必要に応じて消防本部、有田湯浅警察署その他関係機関と密接な連絡をとりながら、災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

○ 収集の方法

- (1) 職員からの情報収集
- (2) 防災関係機関や住民等からの情報収集
- (3) 町防災情報システムによる情報収集
- (4) 職員による町防災アプリの写真投稿機能を活用した情報収集
- (5) 無人航空機等による情報収集

○ 収集すべき情報

(1) 災害発生時

- ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- イ 住宅被害の状況
- ウ 二次災害の発生状況・危険性
- エ 避難の必要性の有無及び避難の状況
- オ 住民の動向
- カ 観光客等の状況
- キ 道路交通の状況
- ク 役場等所管施設の破損状況
- ケ その他災害の発生・拡大防止上必要な事項

(2) 被害状況

- ア 被害状況
- イ 避難所の設置状況
- ウ 傷病者及び災害弱者の収容状況
- エ 応急給水の状況等

3 被害情報のとりまとめ

(1) 情報の総括・報告責任者

被害情報は情報班で取りまとめ、情報の総括・報告責任者は、総務政策対策部長とする。

(2) 県への応援要請

被害が甚大なため町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

(3) 各班から本部長への報告

各班は災害が発生してから被害に関する応急対策が完了するまでの間、被害状況及び災害応急対策の活動状況を総務政策対策部長を通じて本部長に報告する。

(4) 報告すべき災害

ア 発生原因

暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害

イ 報告の基準

この計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行うものとする。

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(イ) 有田川町が災害対策本部を設置したもの

(ウ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

(エ) 災害による被害が当初は軽微であっても、(ア)～(ウ)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

(オ) 災害の発生が県下で広域に及び、有田川町地域に相当の被害が発生したと認められるもの

(カ) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

ウ 災害報告の種類

(ア) 災害即報（被害状況即報及び災害概況即報様式）

(イ) 被害状況報告（被害状況報告及び附表・明細表）

(5) 災害即報及び被害状況報告要領

ア 災害即報

① 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告するものとする。

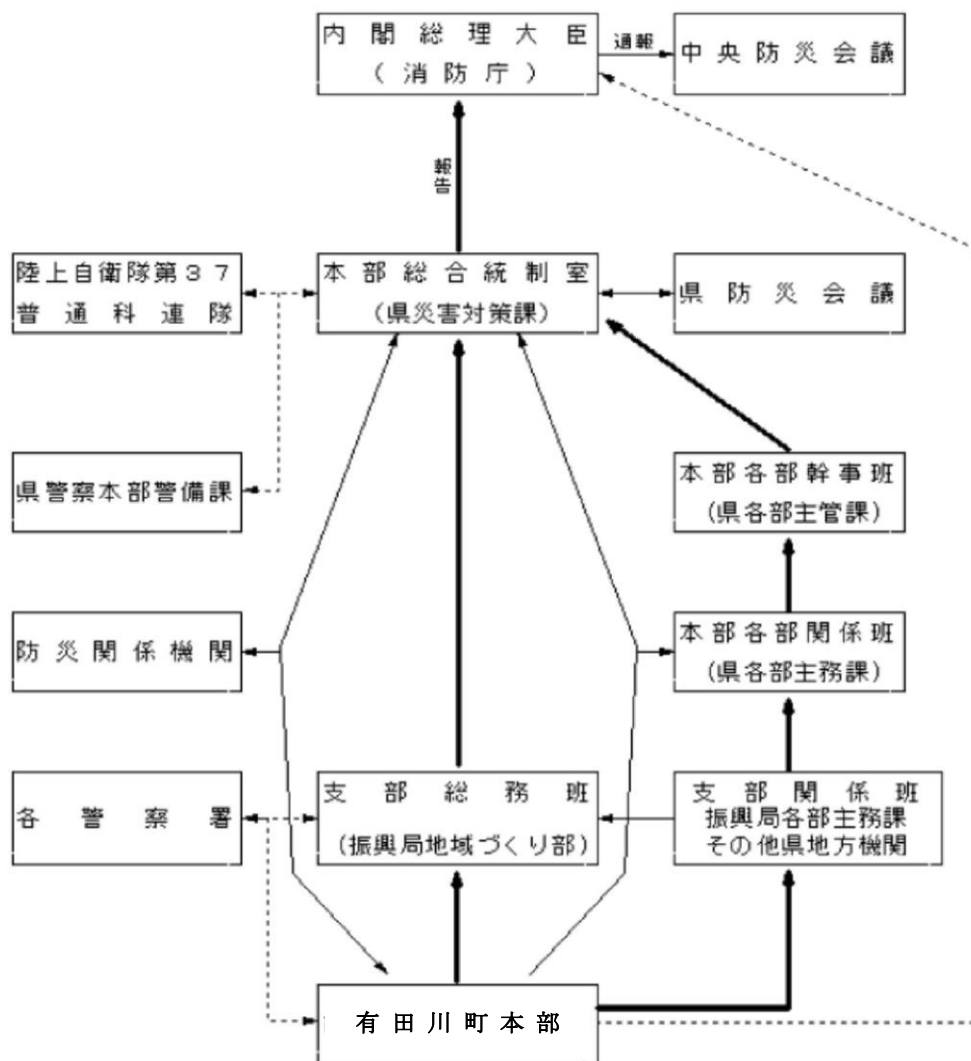
② 災害即報は、次の系統により和歌山県総合防災情報システム等を利用して迅速に行うものとする。

ただし、町が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第53条第1項）

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対しても行うものである。

- ③ 119番殺到状況については、町から県その他、直接国へも報告する。
- ④ 町及び防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早くわかる範囲で国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- ⑤ 報告に当たっては、和歌山県総合防災情報システム、（地域衛生通信ネットワーク）、加入電話、ファクシミリ等によって即報するもので、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。
- ⑥ 災害即報事項は、管内の警察署（駐在所、派出所を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うものとする。
- ⑦ 人家等にかかる土砂災害については、上記報告に加え有田振興局建設部及び県庁砂防課へ別途報告する。

災害即報系統図



(注) ① 市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第53条第1項）

通常時（消防庁応急対策室）

消防防災無線 防災電話番号：8-90-49013 防災FAX番号：78-90-49033（県庁からのみ使用可）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49013 防災FAX番号：7-048-500-49033

NTT回線 電話番号：03-5253-7527 FAX番号：03-5253-7537

夜間・休日時（消防庁宿直室）

消防防災無線 防災電話番号：78-90-49102 防災FAX番号：78-90-49036（県庁からのみ使用可）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49102 防災FAX番号：7-048-500-49036

NTT回線 電話番号：03-5253-7777 FAX番号：03-5253-7553

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

② 市町村は、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告すること。

③ 市町村は、被害の有無に関わらず、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合、直ちに消防庁及び県に対し報告すること。

④ 市町村は、支部総務班を通じて本部総統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって本部総統制室に直接報告すること。

⑤ 本部が設置されない場合も上図に準じる。

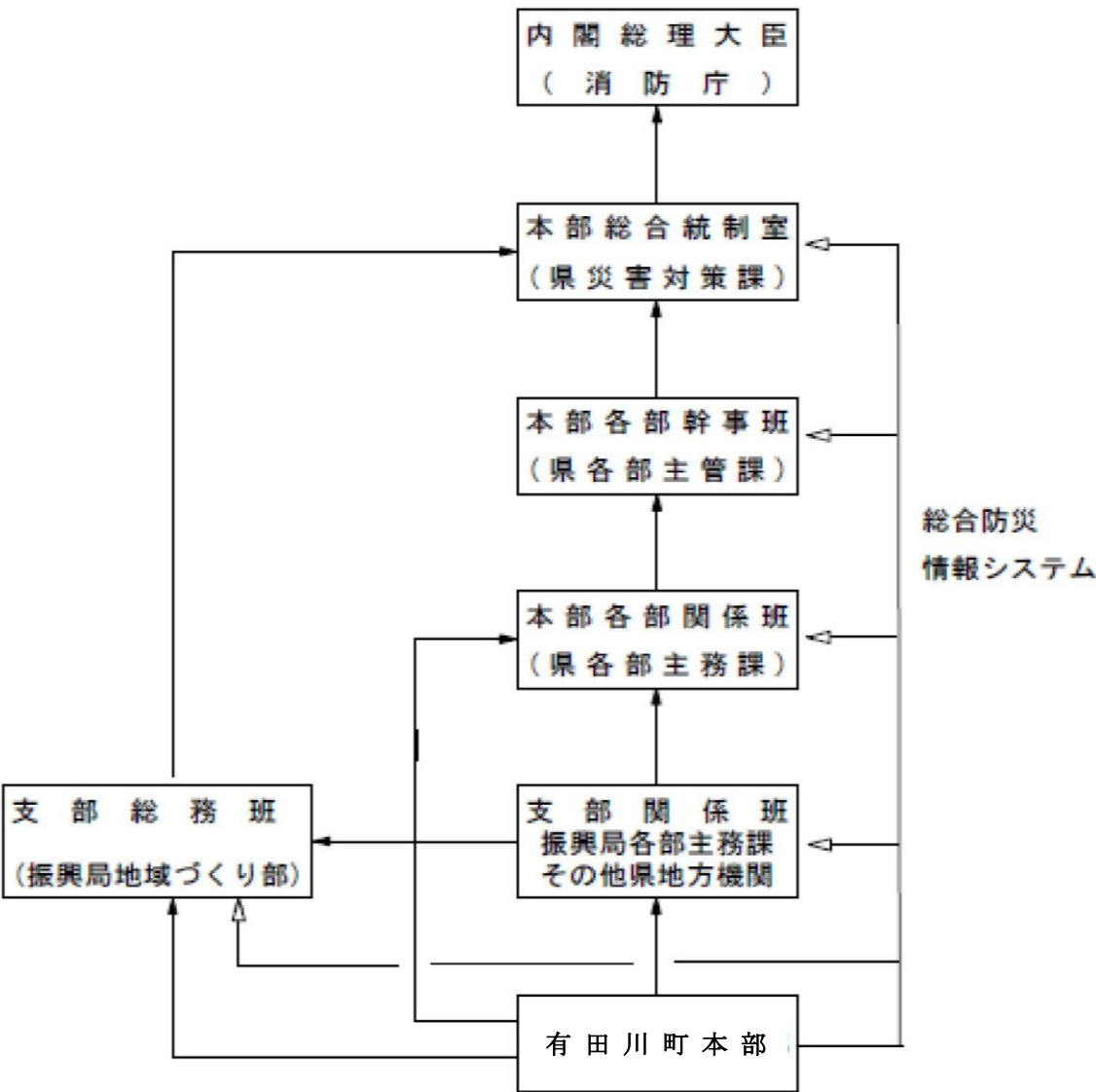
⑥ 点線は、連絡調整をする関係機関である。

イ 被害状況報告書

被害状況報告書は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査による報告を要するが、状況に応じ概況、中間、確定報告と段階的に行う。

被害確定報告は、災害応急対策を終了した後20日以内に行うものとする。

被害状況報告系統図



(注) ① 本部が設置されない場合も上図に準じる。
② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

ウ 被害種別系統

被 害 区 分	市町村からの報告先	本庁主務課
人的被害及び住宅等一般	振興局健康福祉部	社会福祉課
土木関係	振興局建設部等	県土整備部各課
農業関係	振興局農業振興課	農林水産部各課
耕地関係	振興局農地課	農業農村整備課
林業関係	振興局林務課	林業振興課 森林整備課
水産関係	振興局地域づくり課	水産振興課
漁港関係	振興局建設部等	港湾漁港整備課
公共施設関係	振興局地域づくり部 健康福祉部各課	各部関係各課
商工業関係	振興局地域づくり課	商工労働部各課
観光関係	振興局地域づくり課	観光振興課
自然公園関係	振興局健康福祉部	自然環境課
衛生関係	保健所	環境生活部 福祉保健部 関係各課
その他	振興局地域づくり部	関係各課（室） 災害対策課
災害に対してとられた措置の概要	同上	同上

※被害確定報告は、災害応急対策を終了後速やかに知事あてに報告する。

(6) 被害の収集及び調査要領

- ア 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。
特に、初期の状況は住民組織を通じて直ちに有田川町本部に通報されるよう体制を整えておくものとする。
- イ 災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成して被害状況等を調査する。
- ウ 被害情報収集については、町防災アプリの写真投稿機能を活用したり、無人小型航空機を活用したりなど、迅速な収集に努めるものとする。
- エ 被害が甚大であり被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術が必要とするときは、県に応援を求めて実施するものとする。
- オ 状況の収集、調査については警察、県機関及びその他関係機関と十分連絡をとる。
- カ 最終的には、おおむね被害状況報告に準じた総括表等にまとめるものとする。

(7) 安否不明者等の情報収集

災害時において、安否不明者等の氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや、安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、県や警察本部等と協力し、安否不明者の氏名情報等を収集する。

(8) 防災関係機関との情報交換、報告

- ア 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害情報等を収集し、随時県及びその他関係機関に状況を通報する。
- イ 県本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、または相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第3節 災害通信計画（総務班・情報班）

1 計画方針

防災気象情報の伝達や災害時における市町村の被害情報の収集をはじめ、県、町、防災関係機関相互間との通知、要請、指示、通報、伝達などの通信連絡を迅速かつ的確に実施するとともに、非常の場合における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用及び他機関との連携による非常通信の利用を図る。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化、複数化に努めることとする。

2 計画内容

各機関は、災害時に通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡システムを整備するとともに、平常時から活用することで準備しておくこととする。災害時の一般公衆通信は輻輳し、また土砂災害や洪水等で電話線が切断したり交換設備が故障したりして通信できなくなることがあるので、このような影響を受けにくい下記のような多重化・耐震化を行った無線通信や衛星通信の整備活用を考慮しておくこととする。

- (1) 和歌山県総合防災情報システム
- (2) 和歌山県防災電話
- (3) 町防災行政無線
- (4) 衛星携帯電話
- (5) 非常通信協議会に対して非常通信の確保を要請

3 通信連絡

- (1) 防災関係機関における災害時通信連絡は、有線電話・無線通信・衛星電話等のうち、最も迅速な方法で実施する。

- (2) 災害時における通信方法の特例として次の手段等がある。

ア 災害対策基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等

- ① 災害時優先電話
- ② 有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者等が設置する有線、無線通信設備の使用
- ③ 放送法第2条第3号に規定する放送局の利用

イ 電波法に基づく非常通信等の利用

4 有線途絶時の連絡

有線通信施設の被災等により、規定の通信連絡が困難な場合は、以下のとおり無線設備・衛星設備又は使者等により通信連絡を確保する。

- (1) 和歌山県総合防災情報システムの利用

有線電話途絶時においては、県総合防災情報システムを活用し、県及び県出先機関並びに県

下市町村との通信を図ると共に町内各庁舎間の連絡は、無線及び衛星電話等にて行う。

(2) 非常通信等の利用

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平素は許可を受けた目的にのみ使用できるが、電波法第52条の規定により、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、NTTその他の有線通信が事実上利用できないときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信（非常通信）や各種予警報の伝達等の緊急を要する通信を取り扱うことができる。また、電波法第74条に基づき、総務大臣は、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な通信を行わせることができる。

5 通信障害発生時における対応及び協力

通信障害が発生した場合は、国、県及び電気通信事業者と連携し、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等の情報を共有するとともに、通信施設の早期復旧に努めるものとする。

また、近畿総合通信局（総務省）は、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、県または市町村からの具体的な要請を待たず、速やかに衛星携帯電話、簡易無線等の通信機器の貸出に努めるものとする。さらに、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する移動電源車の現時点の配備状況等を確認の上、県または市町村に対して、通信設備等への電力供給を目的とした移動電源車の貸出に努めるものとする。

第4節 災害広報計画（広報班）

1 計画方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、町民に対して応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を周知し、民心の安定及び被害の拡大防止を図るため、迅速適切な広報活動を行う。被災後においては、避難所避難者、在宅避難者、一時町外避難者それぞれに多種多様な方法により災害情報等の広報に努める。

また、被災地外の地域の住民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努めるものとする。

2 広報の内容

(1) 災害時には、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧・復興段階等の各段階に応じて、住民に的確な情報を提供する。

ア 災害時における住民の心構え

イ 災害に係る気象情報及び雨量・水位・災害危険箇所等に関する状況

ウ 被害状況（一般的な被害状況以外に安否情報も含む。）

エ 災害応急対策の実施状況

オ 避難情報や避難行動等

カ 電気、電話、水道等の給水状況、復旧の見通し

キ 災害復旧の見通し

ク 交通規制及び交通機関の運行状況

ケ その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ごみの収集等生活関連情報、災害の補償や融資に関すること）

(2) 氏名公表に関すること

県は、被災者について、「災害時における安否不明者（行方不明者含む）の氏名等の公表指針」及び「災害時における死者の氏名等の公表指針」に基づき、報道機関等に対してその者の氏名等について、公表するものとする。

3 広報の方法

(1) 住民に対する広報

広報は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものでなければならない。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者や男女の違いに配慮したものでなければならない。

ア 有田川町同報系防災行政無線による広報

イ 災害危険箇所等について防災行政無線によるほか、消防団長、自治会長、自主防災組織会長に対して電話やメール等で連絡する。

ウ 各種広報車両やハンドマイクによる広報

- エ チラシ、ポスター等印刷物による広報
- オ ホームページ、SNS、メール、防災アプリ等を利用したの広報
- カ 報道機関の協力による広報
- キ 自治会等住民団体の協力

(2) 報道機関に対する報道要請

報道機関に対する報道要請は、有田振興局を経由して知事あてに次の事項を明らかにして原則として文書にて行う。ただし、緊急でやむ得ない場合は、電話又は口頭により要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

また、県と通信途絶等特別の事情がある場合は直接報道機関（放送局等）に対して要請する。

- ア 放送要請の理由
- イ 放送事項
- エ 希望する放送日時

4 報道発表

災害対策本部は、報道機関に対して、町民を保護するための情報や被害状況等について、積極的に報道発表する。

5 公聴活動

被災者の抱える生活上の不安、悩みなどの相談に応じるため、相談窓口を設置し、公聴活動に努める。

- ・ 被災地、避難所等に相談所を設ける。
- ・ 広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

第5節 生活関連総合相談計画（生活再建支援プロジェクト）

1 計画方針

被災住民の生活上の不安等を解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

2 広報の内容

町は、被災住民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため総合相談窓口を設置する。

また、和歌山弁護士会との協定に基づき、無料法律相談等を実施するとともに、和歌山弁護士会が実施する災害ADRの開催場所の確保や広報等に協力する。

第3章 消防計画（消防班、消防団）

1 計画方針

消防は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを目的とする。

この目的に沿い、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう関係機関と協力体制を確立する。

また、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の連携強化に努めるものとする。

2 消防団

ア 人員構成

団 長	1	副団長	1	支団長	3
副支団長	9	分団長	28	副分団長	28
班 長	91	団 員	720	計	881

（令和6年4月1日現在）

イ 連絡系統

団長 → 副団長 → 支団長 → 副支団長 → 分団長 → 副分団長 → 班長 → 団員

3 情報の収集及び報告

町は、消防本部と連携をとり、災害情報の収集にあたりとともに、各消防団分団は、管轄区域内の収集した情報を町に連絡する。

4 避難・救助及び救急

消防本部の定めるところによる。

5 消防団の安全対策

「消防団の活動・安全管理マニュアル」の定めるところによる。

第4章 水防計画（総務班）

1 計画方針

町内各河川、ため池等に洪水による被害が生じ、また生じる恐れがあるときは、被害の発生、軽減を図るため、所要の措置をとるものとする。

なお、水防計画は、本計画によるもののほか、「有田川町水防計画」によるものとする。

2 水防体制

集中豪雨、台風等による水害に対処する必要があるときは、有田川町水防本部を町役場内に設置する。なお、本町に災害対策本部が設置されたとき、この水防本部は、災害対策本部の組織内で活動する。

また水防本部の設置、配備体制、動員方法等は第1章 防災組織計画によるものとする。

また、町消防団員が水防団員を兼ねる。

3 情報の収集

(1) 雨量の観測

気象状況を把握するため、気象台及び県が設置する観測所からの情報を、気象台ホームページや県砂防課ホームページ、有田川町防災情報システム等から入手する。

(2) 水位の観測

気象状況等により出水のおそれがあると察知したときは、次の場所で水位観測を行う。

ア 県が設置する水位観測所

量水標位置	田殿橋 橋脚	吉備頭首工 左岸上流	金屋橋右岸 下流20m	榎木瀬橋右 岸上流10m	清水橋右岸 下流130m
水防団待機水位	2.60m	5.60m	2.60m	3.00m	2.00m
氾濫注意水位	3.30m	6.60m	4.10m	4.50m	3.00m
避難判断水位	—	—	5.30m	5.50m	—
氾濫危険水位	—	—	6.10m	6.30m	—

イ 町が設置する水位監視箇所

- ① 熊井橋水位監視カメラ（熊井川）
- ② 小島南橋水位監視カメラ（天満川下流）
- ③ 今城橋水位監視カメラ（天満川中流）
- ④ 親田橋水位監視カメラ（鳥尾川）
- ⑤ 川崎橋水位監視カメラ（早月谷川下流）

- ⑥ 新吉田橋水位監視カメラ（早月谷川中流）
- ⑦ 清水橋水位監視カメラ（有田川）
- ⑧ 東川橋水位計（有田川）

なお、東川橋水位計における氾濫危険水位等は下記のとおり。

量水標位置	東川橋（川口地内）
避難判断水位	6.00m
氾濫危険水位	7.50m

4 町が行う措置

(1) 避難情報の発令

自らの判断で河川、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所へ避難するよう指示するとともに、有田振興局建設部へその旨連絡する。

(2) 危険箇所の監視

次の場合は、水防団に通報して危険箇所等の現状を監視させる。

ア 台風等が接近し、かつ不連続線が停滞してかなりの降雨が予想される場合。

イ 観測水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えた場合。

ウ 地震により、堤防・護岸等の漏水、決壊などの被害が予想されるとき。

(3) 河川監視情報の公表

町が設置する河川水位監視システムから収集した河川監視情報は、住民等の早期避難に繋げるため、公表に努めるものとする。

(4) 決壊等の通報

堤防もしくはため池が決壊し、又はおそれのある事態が発生した場合には、町は水防法第25条の規定により、直ちにその旨を所轄の有田振興局長、氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報する。

(5) 洪水浸水想定区域

有田川町長は、水防法第15条第3項の規定により、洪水ハザードマップを作成し、配布その他の必要な措置で住民に公表するものとする。

また、町は、町地域防災計画において、洪水浸水想定区域内に立地する地下街等及び要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の当該施設の名称及び所在地を明記するものとし、当該施設への洪水予報や避難情報の伝達のため、当該施設に対し防災行政無線戸別受信機を設置し、原則防災行政無線放送により避難情報や警戒水位の到達等を伝達するものとする。その他にも、連絡網を作成し、電話やFAX、メール等での伝達に活用する。

有田川町地域防災計画で定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、単独又は共同して当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを有田川町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その実績を有田川町長へ報告するものとする。

第5章 罹災者救助保護計画

第1節 災害救助法の適用計画（福祉班）

1 計画方針

災害時における罹災者等の救助及び保護は、本計画によるものとする。災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）による救助（以下「救助」という。）は、県知事、及び県知事が救助を迅速に行うため必要があると認めた一部の事務については町長が行う。また、町長は県知事が行う救助を補助するものとする。

2 適用基準

(1) 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行うものとする。

(2) 災害が発生した場合の適用条件等

救助は、県が市町村単位にその適用地域を指定して実施する。本町においては同一被害による被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに適用を受ける。

- ① 全壊、全焼、流出により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）が50世帯以上に達したとき。
- ② 全県下の被害世帯数が1,000世帯以上の場合であって、本町の住家の被害世帯数が25世帯以上に達したとき。
- ③ 全県下の被害世帯数が、5,000世帯に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする次の特別の事情があるとき。

災害にかかった者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするとき。具体的には、被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術を必要とする場合、水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合である。

- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって次の基準に該当するとき。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。

- ・ 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - ・ 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
- イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- ・ 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - ・ 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

3 減失世帯の算定基準

- (1) 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯の2世帯をもって、住家が滅失した1世帯とみなす。
- (2) 住家が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、住家が滅失した1世帯とみなす。

4 適用手続き

町長は、法に規定する救助を必要と認める災害が発生したときは、直ちにその旨を知事に報告するものとする。ただし、事態が急迫して知事による救助の実施を待つ暇がないと認めたときは、救助の実施に着手するとともに直ちにその旨を知事に報告し、その後の処置に関し指示を受けるものとする。（和歌山県災害救助法施行細則第2条）

5 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別、地域、条件その他の状況によって、知事が必要と認める範囲において実施する。

〈救助法による救助の種類〉

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の搜索
- 遺体の処理
- 障害物の除去

- 被災者の避難等に係る輸送費
- 被災者の避難等に係る賃金職員等雇上費

第2節 避難計画（総務班）

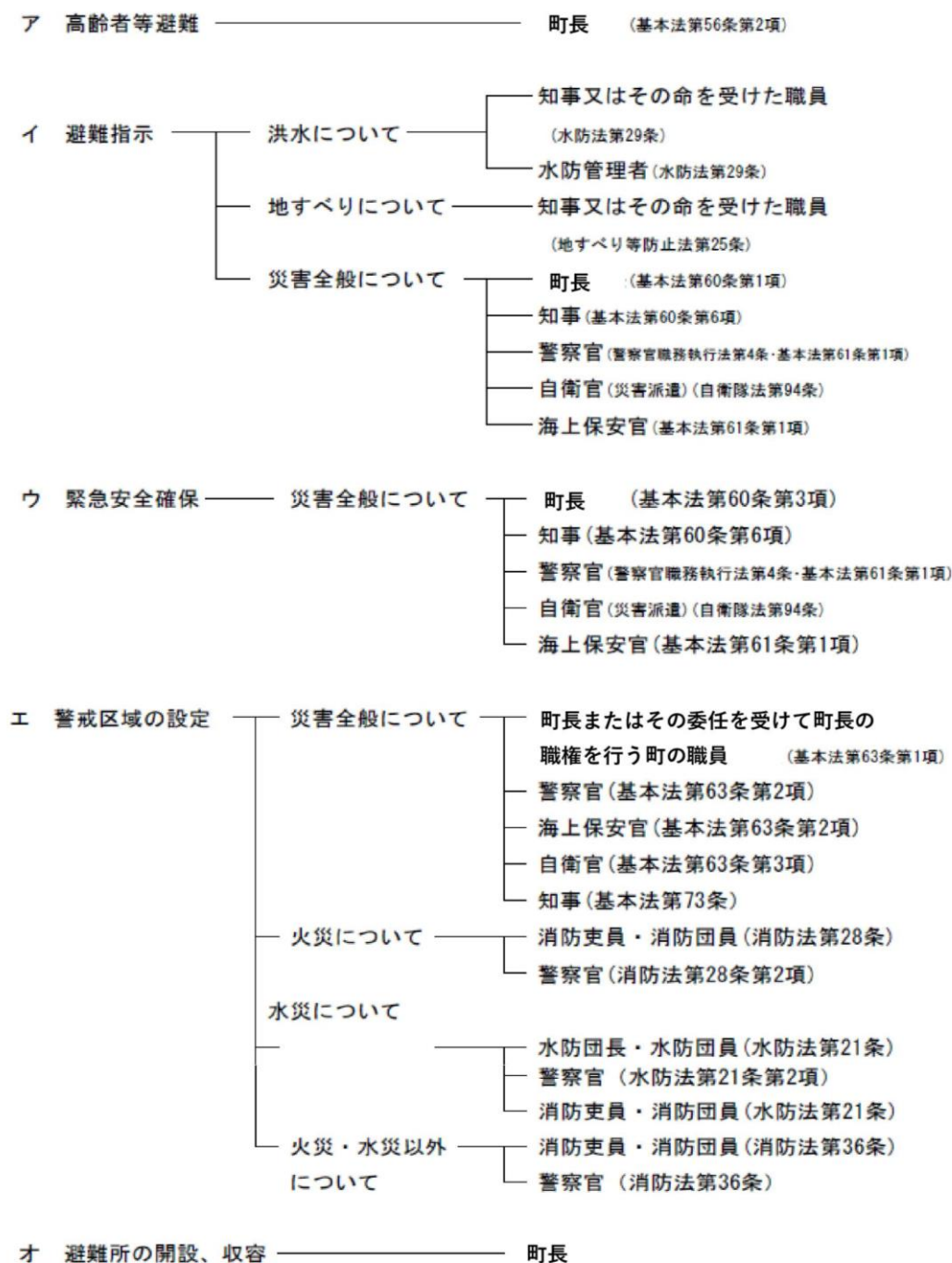
1 計画方針

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のための指示等及び避難所の開設並びに収容保護は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

避難のための高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令、避難所の開設及び避難所への収容保護は次の者が行う。



(2) 避難情報の基準（災害全体）

ア 町長

- ① 災害発生時に人の生命又は身体を保護するため、「有田川町避難情報の判断・伝達マニュアル」において、早期かつ的確な避難情報等の発令基準を定める。
- ② 災害が発生するおそれがある場合においては、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める【警戒レベル3】高齢者等避難を発令することとする。
- ③ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という）に対し、避難のための立ち退きを指示する【警戒レベル4】避難指示を発令することとする。
- ④ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための指示をする、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令することとする。
- ⑤ 避難のための立ち退きを指示し、若しくは立ち退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。
- ⑥ 避難のための立ち退きを指示し、又は緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認められるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

イ 清水行政局長

吉備庁舎と清水行政局との連絡通信が困難な状況となり、町長が清水地域の被災状況を確認できず的確な避難情報の発令が困難な場合は、清水地域内のみを対象とし、清水行政局長が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することとする。

ウ 知事

災害が発生した場合において、当該災害の発生により町長が、避難のための立ち退きの指示及び緊急安全確保措置の指示を行うことができなくなったときは、町長に代わって実施するものとする。

エ 警察又は海上保安官

- ① 町長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長からの要求があったときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することとする。この場合、直ちに避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示した旨を町長に通知することとする。
- ② 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危険を受けるおそ

れのある者を避難させるものとする。

オ 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にいないときで特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのあるものを避難させるものとする。

(3) 避難情報等の基準等

避難情報等	発令する状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	気象状況、過去の災害の発生例、自然条件等から判断して、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生するおそれがある場合、また、夜間等に人的被害の発生のおそれがある場合	高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
【警戒レベル4】 避難指示	通常の避難行動ができる者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生するおそれが高い場合	危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害が発生又は切迫している場合（必ず発令する情報ではない）	命の危険であり、直ちに安全確保する。 立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

* 上記基準に基づいて、具体的な発令基準については、次のとおりとする。

又、内水氾濫については、発生場所を認識し災害発生のおそれがある場合は監視を行い、避難に向け迅速・的確な活動が実施できるよう備えること。

避難情報等発令基準について（洪水等）

洪水等発生時における避難情報等の具体的な発令基準については、下記のとおりとする。

避難情報等	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1. 有田川の水位が、金屋水位観測所において避難判断水位（5.30m）に達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合 2. 有田川の水位が、夜間に金屋水位観測所において避難判断水位（5.30m）を超え、かつ降雨が予測される場合 3. 洪水警報が発表され、有田川以外の河川で災害発生のおそれがある場合 4. 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 5. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1. 有田川の水位が、金屋水位観測所において氾濫危険水位（6.10m）に達したと確認された場合 2. 有田川の水位が、金屋水位観測所において避難判断水位（5.30m）を超え、1時間後の水位予測等から氾濫危険水位に達すると予測される場合 3. 有田川以外の河川において、近隣で浸水被害、道路冠水が発生し被害が大した時 4. 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 5. 二川ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1. 有田川の金屋水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位（6.90m）に到達した場合 2. 大雨特別警報が発表された場合 3. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（有田川洪水予報の氾濫発生情報、水防団からの報告等により把握できた場合）

避難情報等発令基準について（土砂災害）

土砂災害発生時における避難情報等の具体的な発令基準については、下記のとおりとする。

避難情報等	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1. 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）となり、かつ、災害発生のおそれがある場合 2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4. 土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示	1. 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）が発表され、災害発生の恐れが高い場合 2. 地域別土砂災害危険度の実況がCL（土砂災害発生危険基準線）を越え、かつ、1時間後予測及び2時間後予測がCL（土砂災害発生危険基準線）を越えている時 3. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 5. 土砂災害の前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1. 土砂災害の発生が確認された場合 2. 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報【土砂災害】）が発表された場合

3 避難の方法

(1) 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を避難させるものとする。

(2) 第2次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行うものとする。

緊急避難の場合は避難指示及び緊急安全確保の発せられたとき、又は自主的な判断により行うものとする。

(3) 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両等を利用する。

(4) 避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期することとする。

(5) 避難情報等の伝達方法は、下記の多様な手段によるものとする。

- ① 防災行政無線
- ② 防災アプリ
- ③ 有田川町防災情報メール配信サービス
- ④ エリアメール、緊急速報メール
- ⑤ 町ホームページ
- ⑥ SNS
- ⑦ 広報車
- ⑧ Lアラート
- ⑨ ラジオ、テレビ等

4 自主避難の要望があった場合の対応について

避難情報が出される前に自主避難の要望があったときは、避難所の指定について総務課が調整するものとする。

本部設置以前に自主避難の要望があった場合、防災担当課の職員が対応するものとする。

5 避難誘導

住民等の避難誘導は、町職員、警察官、消防職員等が各地区の自治会長、消防団員、自主防災組織及び民生委員児童委員の協力をえて実施するが、誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ自治会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

6 避難所の開設、運営方法

避難所の開設、運営については「有田川町避難所運営マニュアル」及び「有田川町福祉避難所運営マニュアル」に基づき実施する。

(1) 避難所の開設

避難所の開設は、避難情報が出た場合、又は自主避難の要望があり、本部長が必要と認めた場合に、本部の指示に従い総務政策対策部、福祉保健対策部及び清水対策部（清水行政局）が開設する。ただし、町は災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。開設の期間は、災害発生の日から7日以内とするが、開設期間の延長が必要と認めるときは、期間を延長するものとする。

避難所を開設した場合は、直ちに次の事項を県知事に報告する。（閉鎖したときも、これに準じて行う。）

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 避難世帯及び避難者数

エ 開設期間の見込

(2) 収容者

ア 避難指示及び緊急安全確保が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者。

イ 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全、半壊を含む。）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者。

ウ 避難情報が発せられていないが、自主避難の要望があり避難することが必要と認められる者。

(3) 周知

町は、避難所の開設状況等をホームページや防災メール、防災アプリ、SNS等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

(4) 避難所の管理・運営

ア 副町長は、避難所の運営を統括するとともに、町の職員の中から各避難所の担当者を指名する。担当者は、自治会長や自主防災組織等による自主的な運営が行われるまでの初期段階ではリーダーシップをもって運営に参加する。

イ 避難所運営の役員等は、男女双方を配置することとする。

ウ 避難所担当者は、避難状況を下記により副町長に報告、提出する。

エ 副町長は各施設の状況を取りまとめ本部長に報告、提出する。

- ・ 避難状況救護所開設状況
- ・ 避難者名簿・収容台帳
- ・ 避難者カード
- ・ 避難所日誌
- ・ 医療移管名簿

- ・ 物資調達台帳
- ・ 主要食糧等配付台帳
- ・ 物資調達台帳
- ・ 物資供給状況
- ・ 物品受払簿

オ 速やかに避難者数の確認により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行うとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。なお、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。また、女性向け物資の配付については、女性が担当する等配慮するほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮するものとする。

カ 必要により、警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施するものとする。

キ 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、必要に応じて、簡易トイレ、移動型トイレ車両等による快適なトイレの確保や栄養バランスのとれた適温の食事の提供など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク 避難所の施設や設備整備の考え方等について県と連携した検討を行い、避難所の環境改善に努めるものとする。

ケ 避難の長期化や女性・子供等に対する暴力防止のため等必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方、性的少数者及び子供の視点等に配慮するものとする。なお、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。

コ 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を推進する。

サ 平時から、総務課、福祉保健部及び保健所が連携して、感染者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努めるものとする。

シ 家庭動物と同行避難した被災者について、被災者支援等の観点から適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。

(5) 避難所等における要配慮者に対する支援

避難所等における要配慮者に福祉的な支援が必要と判断する場合、県に対し、県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請するものとする。

(6) 避難所以外の避難者に対する対応

ア 県などの関係機関と連携し、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

イ 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、県などの関係機関と連携し、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

ウ 県などの関係機関と連携し、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

エ 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、県などの関係機関と連携し、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報に関して、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(7) 広域避難・広域一時滞在

ア 県内における広域避難及び広域一時滞在

- ・災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に報告した上で、当該市町村に直接協議することができ。
- ・県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町村および当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難又は広域一時滞在について助言を求める事ができる。

イ 県外への広域避難及び広域一時滞在

- ・災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めることができ

る。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

ウ 避難者に対する情報提供

- ・ 県及び町は、広域避難・広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難・広域一時滞在を行っている避難者の状況を把握するとともに、避難者が必要とする情報を確実に提供するための体制の整備に努める。

(8) 避難所の閉鎖

ア 本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、副町長を通じて避難所担当者に必要な指示を与える。

イ 避難所担当者は、本部長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとるものとする。

ウ 本部長は、避難者のうちから住居が浸水、倒壊等により帰宅の困難な者がいる場合については、避難所を縮小して存続させるなどの措置をとるものとする。

7 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の避難所の開設及び収容並びに罹災者の保護は、同法に基づき実施する。

8 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般の立ち入りの禁止及び退去を命じることができるが、これは次のとおりである。また、警戒区域の設定に当たっては、警察署、消防本部等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合にロープを張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置するものとする。

第3節 食糧供給計画（物資対応プロジェクト）

1 計画方針

災害時における罹災者等に対する食糧の供給は、県、農林水産省近畿農政局和歌山県拠点（以下「県拠点」という）、その他関係機関の協力のもとに実施する。調達物資及び救援物資については、物資集積拠点に集積後、必要箇所に搬送する。また、平常時における最低3日分、できれば1週間程度の家庭及び企業等の食糧備蓄を推進する。

2 実施担当者

避難所内の食糧の供給については、避難所対応プロジェクトが担当し、必要に応じ実施する炊き出しは教育総務班が担当する。実施にあたっては、本部及び各関係者と密接な連携を図り、町民、自治会、ボランティア等との協力を得ながら行うものとする。供給を実施したときは、次の書類を整備し保管するものとする。

- ・救助実施記録日計票
- ・炊出し給与状況
- ・炊出しその他による食品給与物品受払簿
- ・炊出しその他による食品給与のための食品購入代金支払証拠書類
- ・炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

3 供給対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 災害による流通の支障等により食品が得られない者
- ウ 住家に被害を受けて炊事のできない者

4 食糧の調達及び搬送

食糧の調達及び搬送については、被害状況、避難所の開設状況等から必要数量を把握し、本部と連携を取りながら物資対応プロジェクトが行う。食糧の調達及び搬送は、協定締結業者等の協力を得て実施することとする。

ただし、町本部による調達が不可能な場合は、県は町本部からの要請に応じ、又は被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認められるなど、その事態に照らし緊急を要し、町本部からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、食料を確保し供給するものとする。

なお、要請等は国、県、市町村本部との間で、食料の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための「物資調達・輸送調整等支援システム」を原則活用するものとし、他にも和歌山県総合防災情報システムによる要請もできる。

（通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当たりの給食並びに供給基準は、一食あたり200精米グラムである。）

5 供給方法

ア 供給にあたっては、供給計画に基づき被災者間に公平に配分するよう努めるとともに、乳幼児・高齢者・病弱者・障害者等の要配慮者に配慮する等被災者のニーズに対応したものと

する。

イ 炊出しを実施する場合は、学校等公共施設内の調理施設を使用して実施することを原則とするが、必要に応じて避難所又はその近くの適切な場所を選んで臨時の炊出し所を設置するものとする。

ウ 避難所等での食糧の受入れ及び配布、炊出しは、自治会、自主防災組織、奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

6 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合、食糧等の供給は、同法に基づき実施する。

第4節 給水計画（上下水道班）

1 計画方針

風水害等のため、飲料水が確保できない、又は汚染により飲用に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給を実施する。1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、更に風呂、便所及び炊事場等に必要な生活用水の確保にも努めるものとし、被災状況等により実施が困難な場合は、隣接市町村、関係団体に速やかに応援要請する体制の確保を図るものとする。

2 実施責任者

飲料水を供給する場合は、本部長が責任者となり、上下水道班が速やかに給水計画を作成し実施することとし、必要に応じ物資対応プロジェクト及び避難所対応プロジェクトと連携をとることとする。供給を実施したときは、供給を行った地区、対象人員、供給水量及び供給の手段を次の書類によりまとめ報告するとともに整備保管しなければならない。

ア 供給実施記録日程表

イ 給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿

ウ 飲料水の供給簿

エ 飲料水供給のための支払証拠書類

3 供給方法

飲料水の供給は次の方法により行う。

（1）拠点（給水所）給水

給水タンクによる運搬供給は、浄水場や被災地に近い水道から取水し、0.2mg/L以上の残留塩素検出の確認を行い、記録の上、被災地域内の給水基地等へ飲料水・生活用水の輸送を行う。この場合特に病院、避難所等緊急度の高い所を優先とする。

（2）水の確保

上下水道班長は、断水等により町独自では水の確保ができないと判断したときは以下の処置をとるものとする。

（3）他の水道事業体への応援要請

日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定に基づき県内及び他府県水道事業体に対する広域的な支援の要請を行う。

4 県への報告

飲料水の供給計画に基づき応急対策を実施したときは、直ちに、県支部保健班（湯浅保健所）経由のうえ県本部生活衛生班（生活衛生課）へ報告する。

5 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合飲料水の供給は、同法に基づき実施する。

6 水道の対策

上下水道班は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法により対策を講じるものとする。

ア 施設を巡回し事故発生の有無を確認する。

イ 施設の損壊、漏水等の被害を認めたときは、応急措置を講じるとともに、県支部保健班（湯浅保健所）を経由して県本部生活衛生班（生活衛生課）に被害内容、被害金額及び給水状況等を速やかに電話等をもって報告する。水道復旧は、道路管理者との連携を図りながら、水道復旧行動指針・復旧計画に基づき行う。

ウ 水道の復旧に当たっては、復旧行動指針・復旧計画等に沿って行うものとするが、特に浄水場から主要配水池にいたる送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。その後避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

エ 復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意し管内の消毒等を十分に行い、水質検査を実施し、記録を保管する。

オ 国庫補助対象となるような規模の施設災害が発生した場合には、所定の手続等を行う。

7 その他

町本部長は、災害時における協力井戸の登録及び家庭用井戸の位置の把握に努めておくものとする。また、給水の実施にあたって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努めるものとする。

第5節 物資供給計画（物資対応プロジェクト）

1 計画方針

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等を喪失又はき損し、直ちに日常的な生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与については、本計画により実施する。なお、調達物資及び救援物資については、物資集積拠点に集積後、必要箇所に搬送する。

2 実施責任者

物資を供給する場合は、物資対応プロジェクト長が責任者となり、避難所対応プロジェクトと連携をとりながら、給付段階ごとに担当職員を定め実施するものとする。また、物資の搬送は、協定締結業者等の協力を得て実施することとする。また、供給を実施したときは、次の書類を整備し保管するものとする。

- ・救助実施記録日計票
- ・物資給与状況
- ・給与物品受払簿
- ・物資給与のための購入代金支払証拠書類
- ・物資給与のための物品受払証拠書類

3 対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 災害により、住家の被害が全焼、全壊、流失、大規模半壊、半焼、半壊、及び床上浸水の被害を受けた者
- ウ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- エ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

① 供給品目等の基準

ア 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- ・被服、寝具及び身のまわり品
- ・日用品
- ・炊事用具及び食器
- ・光熱材料

イ 供給品目、供給のための支出できる経費の限度、期間等は、「災害救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲」のとおりとする。

4 調達方法

本部長の指示に基づき、町内又は町外業者から調達するが、町単独で必要数量を調達できないときは、国の物資調達・輸送調整等支援システムや和歌山県総合防災情報システムにより要

請するほか、近隣市町村に応援を要請する。

5 供給の方法

ア 物資の供給

物資の供給は、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握し、被災者間に公平に行う。

イ 町民等への配分にあたっては、町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力をえて行う。

ウ 要配慮者への配慮

衣料・生活必需品・その他物資の供給の実施については、乳幼児、高齢者、病弱者、障害者等の要配慮者を優先的に行うものとし、できる限りニーズに対応するものとする。

エ 男女双方の視点により、女性向け物資の配布は女性が担当することや個別に受け取られる等、性に配慮する。

6 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の物資の供給は、同法に基づき実施する。

7 個人備蓄の推進

町は、災害直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭における備蓄を推進するものとする。

第6節 住宅・宅地対策計画（住宅調査班）

1 計画方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

2 実施者

ア 町は、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理の計画の樹立及び実施をし、実施が困難な場合は県に実施を依頼する。

イ 災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の建設は県が実施し、状況に応じて県知事から委託を受けて町が実施する。

3 応急仮設住宅の供与

（1）応急住宅の種類

ア 賃貸型応急住宅

イ 建設型応急住宅

（2）対象者

対象者は以下に該当するものとし、必要に応じ民生委員児童委員や自治会長等の意見を徴する等、罹災者の生活条件を調査の上決定する。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない者

（3）賃貸型応急住宅の供与

賃貸型応急住宅の供与については、県が締結している「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき、公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に協力を求めることができる。

また、民間賃貸住宅のあっせんについては、県が締結している「災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部に協力を求めることができる。

（4）建設型応急住宅設置の基準等

ア 原則として、町において設置する。

イ 工事は、実施者の直営又は業者に一括して請負わせて実施することができる。

ウ 設置における規格の基準及び限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及びその

費用の範囲」のとおりとする。

エ 建設用地は、原則として町有地とする。ただし、これにより難しいときは適当な公有地又は私有地を選定する。

オ バリアフリー化し、要配慮者に配慮した作りとする。

カ 被災者の憩いの場である集会所等の設置も検討する。

(5) 建設型応急住宅の建設

建設型応急住宅の建設については、県から住宅建設業務を委任されている場合は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき一般社団法人プレハブ建築協会に、また「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき、和歌山県応急木造仮設住宅建設協会に協力を求めることができる。なお、災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

(6) 入居の順序等

入居の順序は、要配慮者や避難所に収容されている者を優先し、公平に決定する。ただし、入居後の地域コミュニティの形成を見据え、被災前の地域コミュニティが維持できるよう十分配慮して、孤立者が出不ない対策を講じるものとする。

(7) 入居後の応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、知事から委託を受けて管理するものとする。この際、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、家庭動物の受入に配慮するものとする。

ア 家賃及び維持管理

- ① 家賃は無料とする。
- ② 維持修理は入居者の負担とする。
- ③ 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

イ 応急仮設住宅台帳の作成

応急仮設住宅台帳を作成し入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写を提出する。

(8) 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は、同法に基づき実施する。また、建築基準法85条建築の緩和の告示後実施するものとする。

(9) 書類の整備保管

応急仮設住宅の建設を実施した場合は、住宅・調査班長が責任者となり、関係書類を次のとおり整備し保管しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

- イ 応急仮設住宅台帳
- ウ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- エ 応急仮設住宅使用賃貸契約書
- オ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- カ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

4 災害救助法による住宅の応急修理

(1) 対象者

- ア 災害によって住家が半壊、半焼し、当面の日常生活を営むことのできない者とする。
- イ 居住者が自己の資力をもって応急修理ができない者とする。

(2) 応急修理の方法

- ア 応急修理対象世帯ごとに調査を行い、修理計画書（仕様書）を作成し、これに基づき業者に請負わせるか、又は直営工事で実施する。
- イ 応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分のみを対象に実施する。
- ウ 応急修理における規模及び限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲」のとおりとする。
- エ 応急修理に係る資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、業者において確保できないときは県本部長に連絡し斡旋調達又は、資材の支給を受ける。

(3) 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、同法に基づき実施する。

(4) 書類の整備保管

応急修理を実施する場合は、住宅・調査班長が責任者となり、関係書類を次のとおり整備し保管しなければならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 住宅応急修理記録簿
- ウ 工事契約書、仕様書等
- エ 応急修理支払証拠書類

5 その他

公営住宅法による災害公営住宅の建設及び既設公営住宅復旧事業実施、また、罹災者に対する住宅建設資金等の融資については、県計画の定めるところによる。

第7節 医療助産計画（保健医療班）

1 計画方針

災害のため地域の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施については、県、日本赤十字社、医師会その他医療関係機関の協力を得て、次の計画により行う。

2 実施責任者

保健医療班が担当者となり、消防本部、県、地元病院、有田医師会等の協力を得て実施する。医療及び助産を実施した場合、保健医療班長は、次の書類を整備保管しなければならない。

- ア 救護班活動状況
- イ 救助実施記録日計票
- ウ 医薬品、衛生材料等使用簿
- エ 医療、助産関係支出証拠書類

3 医療情報の収集活動

県及び医療関係機関と密接な連携のもと、医療機関被害状況、活動状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

4 医療救護活動

（1） 県等医療救護班の派遣要請

災害が発生し、医療救護活動を実施する必要性が生じた場合、知事に医療班の派遣を要請し実施するものとするが、特に緊急を要する場合又は知事が実施しない小災害の場合で実施を要する際は、有田医師会に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。（災害時の医療救護に関する協定書）

（2） 救護所の設置

町は、被災現場、避難所及び被災地内の医療保健施設等に、必要に応じ応急救護所あるいは医療救護所（以下「救護所」という。）を設置し、医療救護及び助産を必要とする者に対し迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。なお、救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

- ア 保健センター等の町の公共施設
- イ 避難所
- ウ 集中して負者が出る地域
- エ 学校の保健室等
- オ その他救護所の設置が必要な場所

（3） 救護所の運営については、別に定める「有田川町災害時医療救護所運営マニュアル」に基づくものとする。

5 医薬品等の確保供給活動

医療救護活動に必要な医薬品等の確保供給については、「和歌山県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、地域の医療機関等の協力を得て、迅速、的確に実施する。

6 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の医療、助産活動は、同法に基づき実施する。

7 被災者の健康維持活動

ア 巡回相談の実施

被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、応急住宅などにおいて、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

イ 心の健康診断等の実施

災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

8 要配慮者対策

地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害児（者）、医療依存度の高い療養者等に対し、必要な保健指導を行う。

第8節 罹災者救出計画（消防班）

1 計画方針

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の搜索又は救出保護は、本計画によるものとする。

2 救出体制

罹災者の救出は、消防本部が消防団、警察官、消防相互応援協定締結機関、自衛隊、緊急消防援助隊、自主防災組織及び奉仕団等の協力により、舟艇その他必要な器具を借り上げて実施する。

3 対象者

(1) 被災者の救助は、災害のため、現に救出を要する状態に置かれている者で、おおむね次のような状態にある者。

ア 火災の際に火中に取り残された場合

イ 災害の際、倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害により流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残された場合、又は山津波により生埋めになった場合

(2) 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死が未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

4 救出の方法

救出活動は、消防対策部が必要な車両・特殊機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に実施するものとするが、大災害時等においては、住民、関係機関等と協力、連携して実施するものとする。

(1) 住民等への協力依頼

ア 広報車及びテレビ、ラジオなどの報道機関を通じて、町民の隣保相互扶助の精神に訴え、救出活動への積極的な協力を依頼する。

イ 企業団体、奉仕団等に対して協力を呼びかける。

ウ 原則として、町民の自主協力に期待するが、緊急の場合、現場付近の住民に救出活動の従事命令を発するものとする。

(2) 関係機関への協力要請

緊急に救出を必要とする住民が多数あり、消防対策部等だけでは救出が困難と認められるときは、消防相互応援協定締結機関、緊急消防援助隊、自衛隊等の派遣を要請する。

(3) 警察及び医療機関との連携

被災者の救出活動を円滑に実施するため、所轄警察署に連絡し、交通規制及び現場の警備等を依頼する。また、傷病者を受け入れる医療機関との連絡調整を行う。

5 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の救出活動は、同法に基づき実施する。

6 書類の整備保管

救出活動を実施した場合、消防対策班長は、責任をもって以下の書類を整備し、保管しなければならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- ウ 被災者救出状況記録簿
- エ 被災者救出関係支払い証拠書類

第9節 住居等の障害物除去計画（建設班）

1 計画方針

災害により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

被災地の障害物の除去の計画樹立及び実施は、町が行う。

(2) 救助法による障害物除去の基準

ア 対象者

- ① 自己の資力では障害物の除去ができない者
- ② 居室、炊事場等生活に欠くことができない場所、また、玄関等に障害物が運び込まれて
いるため一時的に居住できない状態にある者

イ 除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 費用の限度

災害救助法の基準による。

(3) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 救助実施記録日計表

イ 障害物の除去の状況記録簿

ウ 障害物除去費関係支払証拠書類

第 10 節 災害弔慰金等支給及び災害援護資金等貸付計画（出納班）

1 計画方針

町は、災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進するものとする。町においては、出納班が担当する。

2 事業計画

① 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸し付け

ア 実施者

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び見舞金の支給及び援護資金の貸し付けを行う。

イ 実施基準等

災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等

② 生活福祉資金（福祉資金）の貸し付け

ア 実施主体

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯等に対し、災害を受けたことにより臨時に必要な資金を貸し付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸し付け対象となる世帯を除く。

イ 生活福祉資金貸し付け条件

災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等

第 11 節 遺体搜索処理計画（住民班、環境衛生班）

1 計画方針

災害の混乱期に死亡し火葬又は埋葬（以下この節「火葬等」）を行うことが困難な場合における応急的な火葬等及び災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索並びに災害の際に死亡した者の遺体の処理については、本計画による。

2 遺体の安置等

遺体安置所を確保し、遺体を収容・安置する。警察官の検視又は医師の検案、遺体の洗浄等の処置を行い、身元判明遺体は火葬許可証の交付とともに遺族に引き渡すこととする。

3 遺体の火葬等

（1）実施担当者

遺体の火葬等は、災害の際死亡した者で、災害のため社会が混乱している場合であって遺族自らが火葬等を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、町が遺体の応急的な火葬等を実施する。実施に当たっては、有田聖苑及び清水斎場を主として使用する。なお実施する場合は、次の書類を整備保管しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 火葬（埋葬）等遺体処理台帳

ウ 火葬（埋葬）等処理費支出関係証拠書類

（2）火葬等の方法

ア 原則として、火葬とする。

イ 身元不明遺体については、火葬の後、遺骨及び遺品等を町又は寺院等に依頼して保存する。

ウ 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。

エ 遺体の火葬、遺族に対する棺、ドライアイス、骨つぼ等の支給など必要な措置を講じる。

オ 独自で火葬を行うことが不可能となった場合は、「和歌山県広域火葬実施要綱」に基づき、県に対して必要な措置を要請し、広域火葬を実施する。

（3）救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の遺体処理等は、同法に基づき実施する。

4 遺体の搜索

（1）実施担当者

町長が警察官等の協力を得て実施する。

なお、次の書類を整備保管しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

- イ 捜索用機械器具燃料受払簿
- ウ 死体捜索状況記録簿
- エ 死体捜索用関係支出証拠書類

(2) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(3) 捜索の方法

町長が必要に応じ捜索班を編成し、警察機関等と連携を取りつつ実施する。

- ア 遺体が流失等により、他市町村に漂着していると認められる場合は県本部及び遺体の漂着が予想される市町村に通報し、広域の捜索を行う。
- イ 身元不明遺体の写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い、身元の確認に努める。
- ウ 行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すとともに情報の入手に努め、捜索にあたる。
- エ 遺体を発見した場合は、速やかに警察官に連絡し、警察官は死体取扱規則に基づき検視等を実施する。
- オ 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ遺体を引き渡すものとする。

(4) 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の遺体の捜索は、同法に基づき実施する。

5 遺体の処理

(1) 実施担当者

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（火葬等を除く）を行うことができない場合において、町長が遺族等に代って処理を実施する。

なお、次の書類を整備保管しなければならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 遺体処理台帳
- ウ 遺体処理関係支出証拠書類

(2) 遺体処理の方法

- ア 遺体の識別、火葬等を行うための、洗浄、縫合、消毒及び遺体の一時保存を実施する。
- イ 遺体の検案は、遺体の処理として医療救護班の医師が行うが、遺体の数が多い場合は、他の医療機関の応援を求めて実施する。

(3) 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の遺体の処理は、同法に基づき実施する。

第 12 節 災害義援金品配分計画（出納班）

1 計画方針

災害発生時に被災者に寄贈される義援金品について、受け付けの便宜を図り、配分を円滑に行うための事項を定める。

2 義援金品の受け付け

被災者あてに寄贈される義援金品の受付窓口を設置し受け付けを行う。

義援金の受付期間はおおむね 1 ケ月以内とし、必要に応じて延長する。

3 義援金品の保管

義援金品の受け付けに際しては受領書を発行し、収支を明らかにする帳簿を備え付けるとともに、被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

4 義援金品の配分

義援金品の配分は、義援金総額や被害状況等に基づき公平を維持し、迅速に実施する。

また、義援金品の配分にあたっては、民生委員児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して早期に配分を行う。

第13節 避難行動要支援者対策計画（福祉保健対策部、関係各班）

1 計画方針

各地域における乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ的確な防災行動をとることが困難な人々に対し、速やかな対応を実施するための体制を整備する。

2 事業計画

災害時に次の事項について避難行動要支援者に十分配慮し、適切な被災者支援を実施する。

- (1) 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難勧告等の情報提供
- (2) 自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- (3) 名簿等の活用による居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見
- (4) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細やかな対応
- (5) 避難所等における避難行動要支援者の把握とニーズ調査
- (6) 生活必需品への配慮
- (7) 食糧の配慮（やわらかい食品等）
- (8) 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- (9) 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
- (10) 仮設住宅の構造仕様についての配慮
- (11) 仮設住宅への優先的入居の検討
- (12) 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認の実施
- (13) ソーシャルワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- (14) インフルエンザ等感染症の防止対策
- (15) 社会福祉施設等の被害状況調査
- (16) 医療福祉相談所の設置

第14節 有害物質流出等防止対策（環境衛生班）

1 計画方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散による住民の健康被害が生じ又はその恐れがある場合の応急対策についてはこの計画による。
- (2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
 - ア 待機汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
 - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び町と連携して実施する。

2 事業計画

- (1) 石綿飛散応急対策（上記1-(2)-アの物質）
 - ア 石綿飛散防止対策については、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき行うものとする。
 - イ アスベスト台帳に基づき石綿飛散の恐れのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。
 - ウ 吹付け石綿（レベル1）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。
 - エ 災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防塵マスクの着用を周知する。
- (2) 有害物質流出防止対策（上記1-(2)-イの物質）
 - ア 事業所から、水質汚濁防止法第14条の2に基づき応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置の報告を受ける。
 - イ 事業者の講じた応急の措置が十分でないと判断される場合は指導を行う。
 - ウ 事業者が実施する有害物質に汚染された土壌等の測定における測定場所の選定などについて、町は事業者に協力する。
 - エ 有害物質の流出により住民の健康に被害が生じる恐れがある場合は、周辺住民へ広報を行う。

第6章 保健衛生計画

第1節 防疫計画（環境衛生班、上下水道班）

1 計画方針

災害発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するものとする。

2 実施担当者

災害時における被災地域の防疫は環境衛生班及び上下水道班が担当する。

3 災害防疫の実施方法

（1）広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意する。

（2）消毒の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下この項「感染症に関する法」という）第27条第2項に規定する消毒は、知事の指示に基づき、感染症に関する法施行規則第14条に定めるところによって実施し、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

（3）ねずみ族昆虫等の駆除（感染症に関する法律第28条第2項及び施行規則第15条）

感染症の発生の予防、蔓延を予防するため知事の指示に基づき、町は、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

（4）生活の用に供される水の供給（感染症に関する法律第31条第2項）

感染症の発生の予防、蔓延を予防するため知事の指示に基づき、町は、速やかに生活の用に供される水の供給をするものとする。実施に当たっては、本編「給水計画」に定める方法によって行うものとする。

（5）患者の入院方法（感染症に関する法律第19条）

感染症等であって、入院が適当なものについては、感染症の蔓延を予防するため知事の指示に基づき、町は、早急に入院の手続きをとるものとする。

（6）報告

警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記の事項について県支部保健班（湯浅保健所）を経由して、知事に報告（電話、書類）する。

ア 被害の状況

イ 防疫活動状況

ウ 災害防疫所要見込額

エ その他

第2節 清掃計画（環境衛生班、上下水道班）

1 計画方針

災害の発生によって、ごみ、汚泥、ガレキ並びにし尿等(以下この節「廃棄物」という。)により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は、本計画及び災害廃棄物処理計画によるものとする。なお、被災地からの廃棄物の受け入れの際は、必ず分別し受け入れるものとし、仮置場の土壌汚染についても対策を講じることとする。

2 実施担当者

廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は環境衛生班及び上下水道班が行う。実施するに当たっては、ごみ処理係、し尿処理係、ガレキ処理係を編成し実施する。

被害が甚大で町域での応急対策の実施が不可能な場合は、県支部保健班（湯浅保健所）及び県の指導により他の市町村の応援を得るものとする。

3 実施の方法

(1) ごみ処理

ア 初期対応

- ① 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。
- ② ごみ処理施設の被害状況と復旧見込を把握する。

イ 処理活動

- ① 被災地の生活に支障が出ないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- ② 大型ダンブがアクセスできる場所に一次仮置場、二次仮置場を設置する。
- ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- ④ 仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- ⑤ 廃棄物処理計画に基づき業者等へ収集・処理・処分の協力を依頼する。

被災地域をそれぞれ区分・分担し、可燃物は焼却処分することを原則とするが、排出量が処理能力を超えた場合、又は不燃物との分別が困難な場合は、一時仮置きを実施し分別後に可燃物は焼却処理するものとする。なお、処分においては、環境衛生上支障のないよう十分配慮する。

(2) し尿処理

ア 初期対応

- ① し尿処理係は、関係部課との連携のもとに、し尿処理体制を早急に確立する。
- ② し尿処理施設及び下水処理施設等の被害状況を把握した後、必要に応じ応急復旧措置を講じて、処理能力の維持に努める。
- ③ 避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握し、必要に応じ仮設トイレを設置

する。

イ 処理活動

- ① 収集は、し尿収集許可業者の積極的な協力を求めて実施する。また、避難所などで緊急くみ取りを必要とする地域から実施する。
- ② 処理は、し尿処理場で行うことを原則とするが、必要に応じ臨時貯留施設の設置等を行うものとする。ただし、環境衛生上、支障のないよう措置するものとする。

(3) ガレキ処理

ア 初期対応

- ① ガレキの発生量を把握する。
- ② ガレキの選別・保管・焼却等のために大型ダンプがアクセスでき、長期間の仮置きが可能な場所に一次仮置場、二次仮置場を設置するとともに、ガレキの最終処分までの処理ルート確保を図る。
災害の規模、被害の程度により、収集能力、緊急度等を勘案して収集計画を作成し実施する。

イ 処理活動

- ① ガレキ処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- ② ガレキの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ③ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- ④ 町が有するトラックを使用し収集することを原則とするが、災害の種類、排出物の形状等により、臨機の措置をとるものとする。

ウ 資機材の確保

ガレキの除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、建設業者等の協力を得るものとする。

多量に集積された箇所に対しては、ダンプカー、ショベルカー等の機動力を駆使し、迅速に排除を行うものとし、車両等の借り上げの措置をとるものとする。

(4) その他

大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じ同協会等に協力を要請するものとする。

また、し尿等の処理に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県清掃

連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ協力を要請するものとする。

4 事務処理

ア 災害により廃棄物が発生したとき及び廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿 処理施設）に被害があった場合は、速やかに、その発生量、被害状況等を県支部保健班（湯浅保健所）を経由のうえ県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

イ 報告は、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会において定められた「災害等廃棄物等に関する状況確認【情報共有フォーマット】」により行うものとする。

5 その他

堆積土砂の排除は、公共土木施設等応急対策計画による。

第3節 精神保健福祉対策計画（保健医療班、福祉班）

1 計画方針

高齢者、障害者等の要配慮者、児童等の被害状況や救援の必要性の把握に努めるとともに、災害直後の精神科医療の確保と、災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立し、継続した福祉サービスの提供を行う。

2 実施担当者

保健医療班及び福祉班が、民生委員児童委員、自治会、社会福祉協議会、ボランティア、県等の協力を得て実施する。

3 被災地の災害対策

県支部保健班（湯浅保健所）を精神保健福祉活動の拠点に、県本部、国、精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

4 要配慮者への対応

(1) 要配慮者の発見

民生委員児童委員、消防団、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、ボランティア、県等の協力を得ながら、速やかに在宅要配慮高齢者、障害者等の迅速な発見保護に努める。

(2) 避難所等への移送

被災した在宅要配慮高齢者、障害者等に対し、本人の意思・状況を判断した上で、避難所、医療機関、社会福祉施設等へ速やかに移送する。

(3) 被災状況とニーズの把握

ア 要配慮者等の所在の把握と被災状況、健康状態及び福祉ニーズの把握に努める。

イ 社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の迅速な把握に努める。

(4) 要配慮者への支援活動

ア 福祉用具等の確保

高齢者や障害者の日常不可欠な福祉用具（車椅子、補装具等）等の搬送、供給体制を確保するとともに、被災地域への介護職員等の組織的・継続的な派遣に努める。

イ 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した高齢者、障害者等に対して、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣や利用可能な施設及び福祉サービスに関する情報の提供に努める。

ウ 医薬品、医薬材料等の確保

精神疾患については、継続した服薬により症状の安定を図っているため、医薬品・医薬材料等の供給体制の確保に努める。

5 児童への対応

(1) 実態把握

民生委員児童委員、消防団、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、ボランティア、県等の協力を得ながら、孤児や遺児等の実態把握に努める。

(2) 保護、生活支援

ア 保育を必要とする児童があるときは、保育所等に入所させ保育するものとする。

イ 保護者を失った児童があるときは、県又は児童相談所に連絡して児童福祉施設等に保護するものとする。

6 心のケア対策

被災者の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、精神科医・精神保健福祉士・心理士等による相談窓口を開設するなどの心のケア対策に努める。

7 福祉相談窓口の開設

要配慮者に対しては、周辺住民を中心としたきめ細かな支援体制の確立を図るとともに、早期に相談窓口を開設する。

8 情報伝達方法

要配慮者に対し迅速正確な情報を伝達するため、関係団体やボランティア等の協力を得て、視覚障害者にはテーブルコーダー、聴覚障害者には情報案内板等を利用するなどニーズに応じて適切に行う。

9 広域支援体制の確立

県支部保健班（湯浅保健所）を拠点に、町、県本部、国、近隣府県、関係団体等によるネットワークを形成し、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域支援体制を確立するものとする。

第4節 動物保護管理計画（環境衛生班）

1 計画方針

災害時には避難者の同伴動物にかかる問題も想定されるため、町は、被災者支援等の観点から、県の設置する「災害時動物救援本部」と協力して動物の収容活動及び救護活動を実施する。

2 実施内容

(1) 被災地における動物の保護

所有不明の負傷動物、放し飼いの動物保護については、県及び動物愛護団体、ボランティアと協力し、動物の保護に努める。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

避難所では、有田川町避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼育場所において飼い主自身が動物を適正に飼育管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。

(3) 県との連携

県との連携により、餌の手配、負傷動物の収容・保管、相談等を実施する。

3 その他

死骸処理

動物等の死骸処理については、火葬を原則とするが、施設等の状況により火葬できない場合は、衛生面に十分注意し死骸処理を行う。

第7章 公共土木施設等応急対策計画（建設班、上下水道班）

1 計画方針

災害の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧計画を立てる前に、落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、二次災害の防止に努める。

2 河川災害

建設班は、県と協力して被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

3 砂防・地すべり等土砂災害

建設班は、県と協力して二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。又、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等設置する。

4 道路、橋梁災害

建設班は、県と協力して被害のあった道路、橋梁が唯一の交通路で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

5 下水道等災害

上下水道班は、施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

6 農地・農林業施設・林地等の災害

建設班は、県と協力して二次災害の危険性が高い被災箇所について、緊急に災害対策工事を実施する。又は、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、応急工事を実施する。

7 ため池災害

建設班は、災害発生の危険性が高くなった時は、災害防止のための応急処置を行う。又、第三者への危険が予想される場合は、避難等の安全対策を行う。

8 治山・林道の災害

建設班は、早期に施設を巡視し、危険な場所の表示を行うと共に、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、県と協力して応急工事を実施する。

9 避難及び立入制限

関係各課は、著しい被害が生じるおそれがある場合は、速やかに本部に報告するとともに、関係機関、住民に連絡する。報告を受けた本部は、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第8章 農林水産関係災害応急対策計画（産業班）

1 計画方針

風水害による農作物、農林業施設等の被害を最小限にとどめるため、農作物応急対策及び林業応急対策については、本計画により実施する。

2 実施責任者

農作物応急対策及び林業応急対策は、産業班が担当する。実施にあたっては、県、和歌山県農業協同組合、森林組合及び関係機関の協力・指導のもとに応急対策を実施する。

3 計画内容

(1) 農作物応急対策

① 果樹

- a 倒伏樹は、露出した根の乾かないうちに引起し、土寄せ、支柱立て、敷草等を行う。
- b 果実発育期においては、落葉の程度に応じ手直し摘果による適正着果を維持し、成熟期には全摘果による樹勢回復を図る。
- c 落葉の甚しい樹は、わら等で枝幹の保護を行い、せん定は極力行わず翌春の新梢の充実後適宜行う。
- d 冠水園は速やかに排水と土壤の乾燥を図る。

② 花き、花木

被害の程度により、引き続き栽培可能なものは、次の応急措置を講じる。

- (ア) 倒伏したものは、支柱、整枝用ネット等で起こし、土寄せ、敷わら（草）を行い、草（樹）勢の回復に努める。
- (イ) 被害枝の除去及び再整枝の検討を行う。
- (ウ) 浸水した育苗ほ、切花園では、速やかに排水し泥水、はね水の汚れを水洗する。
- (エ) 風ずれ、浸水に伴う病害の防除措置をとる。
- (オ) 切花では被害株（苗）を除去し、補植可能なものは、予備苗を植付ける。
- (カ) 草（樹）勢回復のため、追肥、葉面散布を行う。

③ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

- a ハウス、ガラス室などの施設の被害状況を速やかに調べ、破損部の早期補修に努める。
- b 風雨中も見廻りを徹底し、施設内への浸水防止、換気に留意する。
- c 浸水、破損等の施設では、過湿状態とならないよう換気及び排水に努め、病害発生の予防措置をとる。
- d 施設の復旧に時間を要する場合は、その間の温度管理に努め、特に低温時には、二重カーテンの設置など保温対策に努める。

④ 農林業施設

早期に施設を巡視して、被害の状況を把握するとともに、2次災害の起こる危険性の高い箇所から早急に、応急措置を行う。

(2) 林業応急対策

① 苗畑

苗畑の病虫害の発生防止に努める。

② 造林地

a 早期に山を巡視して被害の状況を把握する。

b 被害木は早期に処理し、病虫害の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼令林木は木起こしや根ぶみをして樹勢の回復を図る。

第9章 林野火災応急対策計画（消防班、消防団）

1 計画方針

林野火災から自然環境と住民の生命、身体及び財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、関係機関と連携して消火・救助活動に当たるものとする。

2 実施担当者

消防本部及び消防団が森林所有者・管理者・森林組合（以下この章「森林所有者等」という）、地域住民、県その他関係機関と連携して実施するものとする。

3 出火の発見・通報

(1) 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。

また、発生した火災が微少な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

(2) 通報を受けたときの対応

出火発見の通報を受けたときは、直ちに火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

また、火災が他の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該消防本部に連絡し、協力を要請する。

ア 地元消防団 消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動

イ 森林所有者等 森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

ウ 県災害対策課 県防災ヘリコプターの緊急運航

エ 有田湯浅警察署 消防車両の通行確保のための交通規制

4 消火・救出活動

(1) 火災防御活動の実施

現場に出動した消防隊・消防団は、森林所有者等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

ア 情報収集

火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

イ 消火活動の実施

消防ポンプによる消火活動のほか、人海戦術による消火等あらゆる手段を使って早期鎮圧に努める。

(2) 孤立者等の救出

孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

(3) 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長が協議して現地指揮本部長を定める。

5 避難・誘導

ア 森林内の滞在者の退去

林野火災発生のお知らせを受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

イ 住民の避難

本部長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難勧告等を行い、住民を安全に避難させる。

6 広域応援の要請等

(1) 消防相互応援協定による要請

自らの消防力のみでは十分に対応できないと認めるときは、消防相互応援協定締結機関に対し、応援要請を行う。

(2) ヘリコプターの活用(県防災ヘリコプター)

町長は、県防災ヘリによる活動が必要と判断したときは、和歌山県防災ヘリコプター応援協定に基づき、県に出動の要請をする。

7 自衛隊の派遣要請

消防力だけでは林野火災への対処が難しいと判断したときは、自衛隊への派遣要請をするものとする。なお、自衛隊派遣要請の手続きについては、本編「自衛隊派遣要請等の計画」による。

第10章 文教対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書等の応急措置を講じる。実施にあたっては、教育対策部が担当する。

第1節 児童・生徒の安全確保計画（教育総務班）

1 各学校の措置

災害に対する各学校等の措置については、学校長は教育委員会と協議し具体的な応急対策を立てる。

2 児童・生徒の安全確保

(1) 休校措置

災害が発生し、又は災害の発生が予想され、和歌山地方気象台から当町を含む地域において、気象予警報等が発令された時はその状況により、各学校長において、教育対策部（こども教育課）と協議の上、おおむね次の基準により、自宅待機や臨時休校を指示するものとする。また、児童、生徒及び家庭への連絡は、登校前の場合は、電話連絡網の利用又は保護者向け連絡ツール、町内放送により家庭へ連絡する。登校後の場合は児童、生徒に直接指示し、必要に応じて家庭へ連絡する。

ア 児童、生徒が登校以前に大雨、洪水、暴風の各警報が発表されている場合

イ 児童、生徒が登校後、アの各警報が発表された場合、もしくは、気象状況等から発表されると予想される場合（この場合の措置で授業を打ち切り早退させる場合は、注意事項を徹底し、団体行動をとるよう指導するとともに、必要な場合は教師、保護者が付き添う等の適切な措置をとる。特に、低学年児童、特別支援学級児童等については、教師、保護者が付き添う等の適切な措置をとる。ただし、保護者が不在のもの又は住居地域に危険のおそれのあるものは学校において保護する。）

(2) 児童・生徒に対する安全指導

児童・生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施等を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておくものとする。

3 応急教育の実施

災害による教育の中断を防ぐための応急教育の実施については、施設の被害程度、復旧の状況、教員、児童、生徒及び家族の被災の程度、交通機関、道路の復旧状況などを勘案し、次の方法により行う。ただし、

各学校長は、町と協議し、承認を得た上で実施する。

(1) 被害程度別応急予定場所

ア 校舎が応急的な修理で利用できる場合

当該施設の応急措置をして使用する。

イ 校舎の一部が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設を利用し、なお不足する場合は、2部授業等の方法による。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない場合

公民館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

エ 特に地区が全体的被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、罹災を免れた公民館等公共施設を利用する。

(2) 施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により、当該施設管理者の応援を得るものとする。

ア 町内の施設利用の場合

本部において関係者協議のうえ行うものとする。

イ 町内操作不能の場合

本部は、県教育部に対して施設利用の応援の要請をし、利用すべき施設を確保する。

(3) 学校長は、授業時数の確保に努めるとともに、状況により自宅学習等の応急教育を実施する。

(4) 学校長は教職員及び児童生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、校区外に避難した児童生徒への授業実施状況・予定等の連絡を行う。

4 教職員の確保

学校施設の被災、教職員の被災などにより、応急教育を実施するための職員が不足した場合は、次により教職員の確保につとめるものとする。

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

(2) 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、教育総務班に派遣の要請をするものとする。教育総務班は本部に報告し、本部は、管内の学校内において操作するものとする。

(3) 町内操作不能の場合

町内で解決できない場合は、本部は、県教育部に教職員派遣の要請をする。

5 社会教育施設の保全・応急復旧（社会教育班）

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のために利用される場合も少なくないので、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急修理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

第2節 学校給食関係の計画（教育総務班）

1 学校給食の措置

各学校の給食施設又は給食センターが被災し、給食業務に支障が生じたとき、又は学校が被災したとき、学校長と教育総務班は連絡協議のうえ、給食の可否を決定するものであるが、次の諸点に留意する。

ア 出きる限り継続実施に努める。

イ 施設及び原材料の被災により実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるように努める。

ウ 各学校とも避難場所として使用され、被災者に対する炊出しが行われる場合は、一般罹災者との調整に留意する。

エ 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので衛生については特に留意する。

2 報 告

学校給食施設等が被害を受けた場合、被害状況を本部に報告するとともに、県本部に報告し、県の指示、指導（被害物資の掌握、処分等）を受けるものとする。

第3節 学用品支給計画（教育総務班）

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

1 給与対象者及び給与の基準

救助法が適用された場合に準じる。

2 給与の方法

学用品の給与に当たっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、罹災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握するものとする。

3 書類の整備保管

学用品の給与を実施する場合は、関係書類を次のとおり、整備保管しなければならない。

ア 救助実施記録日計表

イ 学用品の給与状況

ウ 学用品購入関係支払証拠書類

エ 備蓄物資払出証拠書類

4 災害救助法が適用された場合

学用品は県が一括購入し、罹災児童生徒に対する配分は、町において実施するが、県から職権の委任を受けた場合は、調達から配分までの業務を行う。

第4節 認定こども園等の措置（生活保育班）

認定こども園等の施設についても、上記の計画に準じて保育幼児の保護及び保育に十分に配慮するものとする。

第 11 章 災害対策要員計画（本部調整班）

1 計画方針

災害応急対策を実施するために必要な要員は、本計画によるものとする。災害対策の要員については、概ね次の順序で動員を行うものとする。ただし、災害応急対策作業の内容によっては、先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要がある場合は、この限りではない。

- (1) 町職員の動員
- (2) 労働者の雇上げ

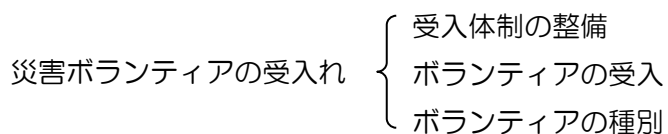
災害応急対策及び災害救助を実施するに当たり、労働者の雇上げ等が不可能で人員に不足が生ずる場合は、次の応援要請事項を示して、県本部へ要請するものとする。実施にあたっては、本部長の指示のもと、本部調整班が担当する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 従事場所
- ウ 作業内容
- エ 人員
- オ 従事期間
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

第1節 ボランティア受入れ計画（福祉班、有田川町社会福祉協議会）

災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入れ計画は、本計画によるものとする。

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 受入体制の整備

大規模災害等によりボランティアの応援が必要と認めた場合には、以下のとおり災害時ボランティアの受入体制を確立する。

1 活動拠点の開設

- (1) ボランティアの活動拠点として、有田川町金屋文化保健センター内に「有田川町災害ボランティアセンター」（以下「ボランティアセンター」という。）を開設する。

なお、必要に応じ、きび保健福祉センター内及び高齢者福祉センター内に支部を設置する。

- (2) ボランティアセンターの開設は、福祉班の担当職員が有田川町社会福祉協議会の協力を得て行うものとする。

- (3) ボランティアセンターは、有田川町社会福祉協議会が運営するものとする。

2 情報の収集

ボランティア活動が効果的に行われるよう、災害による被害や避難者の状況及び本部の活動状況等の情報を収集し、必要なボランティア業務の種別、人員等を把握するものとする。

第2 ボランティアの受入れ

1 登録及び管理

- (1) ボランティアの受入れは、原則としてボランティアセンターでの登録をもって行うものとする。ただし、状況に応じて指定避難施設等の活動場所において行うこともある。

- (2) ボランティアセンター以外でボランティア登録を行った場合には、随時、ボランティアセンターへその状況を報告する。

2 派遣等

- (1) ボランティアの派遣は、本部の要請に基づき、種別、人員等を勘案の上、行うものとする。

- (2) ボランティア要員が不足する場合は、広報紙、報道機関等を通じて募集するものとする。

第3 ボランティアの種別

災害等におけるボランティアは、防災ボランティアと一般ボランティアに区分される。

防災ボランティアには、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる「専門ボランティア」とリーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる「救援ボランティアチーム」がある。

一般ボランティアとは、救援物資の仕分け、搬送、炊き出し、物資の配布等の専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアである。

1 防災ボランティア

(1) 倒壊建物・土砂災害等による生埋者の救出活動への協力

(2) 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送協力

(3) 情報収集活動への協力

(4) 救援物資の配分及び輸送等の業務への協力

(5) 道路啓開（注）活動、公共施設等の応急復旧活動への協力

（注）道路啓開：災害時に発生した道路上の障害物、崩土、電柱・建物等の倒壊物、落下物、及び放置車両等を除去し、また、道路の陥没・き裂・段差等の応急補修を行って、車両用走行帯を確保すること。

(6) 道路の交通管制業務への協力

(7) 建物危険度判定調査への協力

(8) 避難所・被災地区における健康管理業務への協力

(9) 外国人への情報伝達等の通訳業務への協力

(10) 心のケア業務への協力

(11) 法律相談、税務相談等、災害時総合相談窓口業務への協力

(12) その他各部が行う災害応急対策業務への協力

2 一般ボランティア

(1) 避難所等における運営業務への協力

(2) 炊き出し業務、飲料水の輸送等の業務への協力

(3) 救援物資の配分及び輸送等の業務への協力

(4) 安否確認業務等への協力

(5) 高齢者、障害者等の日常生活支援のための介助業務への協力

(6) 被災家屋からの家財搬出等への協力

(7) 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供協力

(8) 町が行う広報活動への協力（災害時要援護者向け資料の作成等）

(9) 町が行う情報収集活動への協力

(10) その他危険を伴わない軽易な作業への協力

第2節 労働者の確保計画（本部調整班）

災害応急対策の実施が、職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保は本計画によるものとする。

1 実施担当者

労働者の確保は、本部調整班において実施するものとする。労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 人夫雇上げ台帳

ウ 人夫賃支払関係証拠書類

2 労働者確保の方法

(1) 基本法による従事命令

本部長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。従事命令を発するとき、又は発した命令を変更し、又は取消すときは、基本法第81条に定める公用令書を交付するものとする。

(2) 公共職業安定所の労働者供給

一般の労働者の雇上げについては、ハローワーク湯浅公共職業安定所の一般休職者を対象として、要員確保に努めるものとする。労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とする。

3 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合は、救助法に基づき労働者の雇上げを実施する。

第12章 交通輸送計画

第1節 道路交通の応急対策計画（警察、建設班）

1 計画方針

災害により、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施するものとする。

2 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察署又は町に通報するものとする。

町において通報を受けた場合は、その道路管理者及び警察署に速やかに通報するものとする。

3 交通規制の実施要領

ア 道路管理者

災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整のうえ速やかに必要な規制をするものとする。

ただし、町以外の者が管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を依頼するものとする。
また、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を依頼するものとする。

イ 警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行うものとする。

4 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合は、政令の定めるところにより、次の標識を設置するものとする。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導に当たるものとする。

ア 規制標識

規制標識は、次の様式と方法により設置するものとする。

① 道路交通法第4条、5条及び道路法第46条によって規制したとき。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月7日号外総理府建設省令第3号）に定める様式と方法による。

② 基本法第76条によって規制したとき。

基本法施行規則第5条に定める様式と方法による。

イ 規制内容の表示

規制標識には、次の事項を明示して表示する。

- ① 禁止、制限の対象
- ② 規制の区域及び区間
- ③ 規制の期間

ウ 周知の措置

道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、看板等を掲出するほか報道機関を通じ、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動にかかる関係機関等に対して、その状況を知らせるとともに、一般通行者（車）等に対し、その内容、迂回路について広報する。

5 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知するものとする。

報告事項

各関係機関は、報告、通知に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 禁止、制限の種別と対象
- ② 規制する区域及び区間
- ③ 規制する期間
- ④ 規制する理由
- ⑤ 迂回路その他の状況

6 道路の応急復旧

ア 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

町の実施担当者は、建設班とする。

イ 他の道路管理者に対する通報

管内の国道、県道等その他管理者に属する道路ががけくずれ等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路の管理者である県県土整備部、和歌山河川国道事務所、西日本高速道路(株)、県警察本部、有田振興局（建設部）、紀南河川国道事務所、有田湯浅警察署、高速道路交通警察隊、報道機関、住民、管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

ウ 緊急の場合における応急復旧

事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、緊急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

エ 知事に対する応援要請

自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請するものとする。

7 緊急通行車両及び規制除外車両の通行確認

基本法第76条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の確認手続は、次のとおりであり、確認を受けた車両については、災害対策基本法施行規則等に定める標章及び証明書の交付を受け、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を車両に備え付けることとなる。

ア 緊急通行車両等の基準

・緊急通行車両とは、

- ① 道路交通法第39条第1項の緊急自動車
- ② 基本法第50条第1項に定める災害応急対策に使用される車両であり、①の車両については緊急通行車両の確認及び標章の掲示は不要である。

なお、原子力災害対策特別措置法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく緊急通行車両及び大規模地震対策特別措置法に基づく緊急輸送車両についても②の車両と同様に扱う。

・規制除外車両とは、

- ① 災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているもの。
- ② 社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるものであり、①の車両については規制除外車両の確認及び標章の掲示は不要である。

※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していき、その確認は緊急通行車両の確認手続に準じて行う。

イ 確認と標章等の交付

警察署長は、申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用使用者に対し、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。

ウ 緊急通行車両の通行の確保（基本法第76条の6）

- ① 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定（以下「指定道路区間」という。）し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。
- ② 道路管理者は、指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。

③ 運転者等が当該措置をとらない場合や運転者等が現場にいないため移動を命じることができない場合は、道路管理者は自ら車両等の移動を行うことができる。

④ 道路管理者は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

8 交通規制時の車両の運転者の義務（基本法第76条の2）

基本法の規定による交通規制時の車両の運転者の義務は次のとおりである。

ア 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

イ 前記アに関わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

9 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等（基本法第76条の3）

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は次のとおりである。

ア 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

イ 前記アによる措置を命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他物件を破損することができる。

ウ 前記ア及びイを警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊及び消防吏員の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。この場合において、その旨を当該命令し、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

10 公安委員会から道路管理者への車両移動等の措置要請（基本法第76条の4）

公安委員会は、基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、基本法第76条の6に規定する車両移動等の措置を要請するものとする。

第2節 輸送計画（管理班、消防班、物資対応プロジェクト）

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸・空のあらゆる有効な手段を利用し総合的かつ積極的に緊急輸送を実現するものとする。

特に、山間部等の孤立地区の救援に対しては、機動力のあるヘリコプターが有効的手段であり、関係機関との連携及び協定等を推進する。

又、道の駅の立地条件を生かし、物流の拠点として活用する。

1 実施担当者

輸送活動（車両の通行、物資の輸送、車両の手配等）の実施は管理班及び物資対応プロジェクトが担当する。

2 輸送の対象等

ア 輸送の対象は、次のとおりとする。

- ① 被災者
- ② 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
- ③ 飲料水、食糧、生活必需品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）等
- ④ 救援物資等
- ⑤ 応急復旧に係る要員、資機材等

イ 輸送順位

- ① 住民の生命と安全を確保するために必要な輸送
- ② 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ③ ①、②以外の災害応急対策のために必要な輸送

3 輸送力の確保

輸送に必要な車両、無人航空機及び要員等の確保については、以下によるものとする。

(1) 車両等の使用及び借上げ

災害時の輸送に使用する車両等は、町保有の車両等を使用するものとするが、被災の状況等により、民間の車両等を借上げ実施する。

(2) 応援要請

借上げ実施後においても不足する場合は、輸送条件を示し県支部に対して応援を要請する。また、県トラック協会等の協定締結団体の協力も得て実施する。

4 緊急輸送道路の確保

道路施設の被害が甚大で、緊急輸送道路が途絶した場合、道路管理者は、関係機関の協力を得て、障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

5 基本法第76条第1項による通行の禁止又は制限が行われた場合

(1) 緊急通行車両の活用

警察署に対して、緊急通行車両であることの確認を申請し、確認を得て輸送活動を実施する。

(2) 緊急通行車両の確認申請

緊急通行車両の確認を受けるときは、次の内容を警察署に申出するものとする。

- ア 番号標に表示されている番号
- イ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）
- ウ 使用者の住所、氏名、電話番号
- エ 通行日時

(3) 標章等の掲示

緊急通行車両の確認を受けたときは、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

6 鉄道による輸送

鉄道を必要とする場合は、西日本旅客鉄道株式会社と協議を行い実施する。緊急輸送の要請は、最寄りの駅長を通じて行うものとする。

7 ヘリコプターによる空中輸送

緊急を要し、ヘリコプター以外に有効な輸送手段がない場合には、県防災ヘリコプター、自衛隊、県警、海上保安庁、県赤十字救援隊、和歌山民間救援隊等のヘリコプターの派遣を要請する。県防災ヘリコプターの要請については、「県防災ヘリコプター活用計画」による。

第13章 自衛隊派遣要請等の計画

第1節 自衛隊派遣要請（総務班）

1 知事への派遣要請の要求

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第68条の2の規定に基づき、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う。依頼は、電話又は口頭をもって有田振興局を経由して県災害対策課にするものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。本部会議の決定に基づき総務班が実施する。

2 派遣要請の要求基準

県知事への要求の決定は、本部会議で行うものとするが、その際の基準は概ね次のとおりとする。

- ア 人命救助のため応援を必要とするとき
- イ 水害等の災害が発生し、又は発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
- ウ 町内で大規模の災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- エ 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- オ 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- カ 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

3 知事に対し要求できない場合

通信途絶等により知事に対し派遣要請の要求ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この場合、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

4 自衛隊の派遣の種類

自衛隊は次の場合に部隊等を派遣する。

- ア 県知事等から要請があり、事態やむを得ないと認める場合における要請に基づく部隊等の派遣
- イ 町長等からの通知を受け、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合における自主的判断に基づく部隊等の派遣

〔要請経路〕（知事に要求できない場合）

要請先 陸上自衛隊第37普通科連隊（第37普通科連隊長）

〒594-0023 大阪府和泉市伯太町官有地

T E L : 0725-41-0090

（昼間）第3科（内236～239） （夜間）当直指令室（内302）

F A X : 0725-41-0090（切替）

県防災電話：392-400 県防災F A X：392-499

第2節 派遣部隊の受入れ体制（総務班）

自衛隊の派遣が決定された場合、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入れ体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

1 被災地までの誘導

被災地までの誘導は、必要により警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

2 受入れ及び到着後の措置

（1）受入れ準備

- ア 総務班長を責任者として、派遣部隊の指揮官と調整にあたる。
- イ 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
- ウ 自衛隊との緊密な連携を図るため、自衛隊の本部事務室を設ける。
- エ 応援を求める内容、所要人員及び必要とする資機材の確保などについて計画を立て、部隊到着後、直ちに活動できるよう準備する。
- オ ヘリコプターによる応援を受ける場合は、着陸地点、風向表示等の必要な準備をする。
- カ 自衛隊の活動においては、付近住民に対し積極的な協力を求めるものとする。

（2）派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに部隊の責任者、町長、県知事、自衛隊と応援作業計画等について協議調整し、必要な措置をとる。また、必要に応じて次の事項を知事に報告する。

- ア 派遣部隊名
- イ 部隊の長の官職氏名
- ウ 隊員数
- エ 到着日時及び活動開始日時
- オ 従事している作業内容及び進行状況

第3節 自衛隊の活動範囲（総務班）

災害時の派遣部隊は、主として生命、財産の救助のため、各機関と綿密な連携を保ち相互に協力し、次の業務を実施する。

1 派遣部隊等の活動

(1) 災害発生前の活動

ア 連絡班及び偵察班の派遣

① 連絡班

状況の悪化に伴い県その他必要な機関に連絡員を派遣し、情報の交換及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によって通信班を配備する。

② 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の情報を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

イ 出動体制への移行

① 連隊本部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い作戦室を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

② 部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

ウ 海、空自衛隊との連絡調整

海、空自衛隊と、平素からの協定に基づき連絡を密にし、上級司令部の命令があれば、速やかに適切な共同行動が実施できるよう準備する。

(2) 災害発生後の活動

ア 被害状況の把握

知事からの要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、船舶、航空機等により偵察を行う。

イ 避難の援助

避難の命令が発令され、避難、立退き等が行われている場合で必要と認めるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

ウ 遭難者の搜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して搜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火に当たる。

カ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が破壊し、若しくは障害物がある場合は、これらの啓開、除去に当たる。

キ 応急医療、救護、防疫等の支援

診察、救護、防疫、病虫害防除等の支援を行う。ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

ク 通信支援

特に要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において支援する。

ケ 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認めたときは、緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要するとき又は他の輸送する手段がないと認められるものについて行う。

コ 炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

サ 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として、交通規制の支援を行う。

シ 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類爆発物の保安措置及び除去を実施する。

ス 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33 年総理府令）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

セ その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力上で可能なものについては、所要の措置をとる。

2 派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、本部長（町長）又は本部長（町長）から委任を受

けて本部長（町長）の職権を行う吏員が現場にいない場合に限り、次の職務を執行することができる。

ただし、この場合、自衛官は その旨を本部長（町長）に通知しなければならない。

ア 警戒区域の設定及び設定区域への立入り制限、禁止、退去の命令

（基本法第63 条第3項）

イ 他人の土地、建物、その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木、その他の物件の使用若しくは収容

（基本法第64 条第8項）

ウ 応急措置実施の支障となる工作物等の除去等

（基本法第64 条第8項）

エ 住民又は現場にある者の応急業務への従事命令

（基本法第65 条第3項）

第4節 派遣部隊等の撤収要請（総務班）

本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

第5節 緊急消防援助隊の要請及び受入れ体制（消防班、総務班）

和歌山県緊急消防援助隊受援計画及び有田川町消防本部受援計画による。

第14章 県防災ヘリコプター活用計画（総務班・消防班）

1 計画方針

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実を図る。

2 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として、市町村等の要請により運航するが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、県総括管理者（危機管理部長）の指示により出動するものとする。

3 防災ヘリコプターの応援要請

知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

（1）応援要請の原則

災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するため、防災ヘリコプターによる活動が必要と判断するとき、知事に対し防災ヘリコプターの要請を行うものとする。

応援要請は、総務班又は消防班が担当する。

- ア 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 町の消防力では、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（2）応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他の必要事項

(3) 応援要請連絡先

連絡先所在地電話 F A X

和歌山県防災航空センター 西牟婁郡白浜町3031-56

T E L (0739) 45-8211 F A X (0739) 45-8213

県防災電話 364-451, 400 県防災F A X 364-499

4 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

イ 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送

ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送

エ 被災者等の救出

オ 救援物資、人員等の搬送

カ 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動

キ その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第15章 相互応援計画

災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、基本法等の関係法令及び相互応援協定に基づき他の市町村等に対して、応援を要請するとともに、本町以外で大規模な災害が発生した場合は、当該相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。要請は総務班及び消防班において実施する。

第1節 応援の要請（総務班、消防班）

1 応援要請のできる要件

本町の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- ア 応援を受け緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限にとどめることができる
と判断されるとき。
- イ 大規模な被害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助等に支障をきたすとき。

2 応援にあたっての要請事項

- ア 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ 応援を必要とする期間
- ウ 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- エ 応援部隊の集結場所
- オ 応援を必要とする場所
- カ 応援を必要とする活動内容
- キ その他必要事項

3 知事に対する応援要請

基本法第68条に基づき、県知事に対して応援要請を行う。

4 他の市町村等に対する応援要請

消防組織法第39条、基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

5 緊急消防援助隊に対する応援要請

消防組織法に定める緊急消防援助隊については、町長が災害規模及び被害状況を考慮し、町消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県知事に対して応援要請を行う。なお、県知事と連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請を行うものとし、事後速やかに県知事に報告するものとする。（和歌山県緊急消防援助隊受援計画及び有田川町消防本部受援計画による）

第2節 職員の派遣要請（総務班）

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本町の職員のみでは対応ができない場合は、県、他の市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請する。要請は総務班が担当する。

1 県、他の市町村又は指定地方行政機関に対する派遣の要請

基本法第29条又は、地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行うことを言う。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

2 国に対する派遣の要請

総務省の被災市区町村応援職員確保システムや災害マネジメント総括支援制度を活用し、災害対応に精通した職員の確保を行う。

3 職員派遣の斡旋要請

基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっ旋を求めることができる。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア 派遣のあっ旋を求める理由
- イ 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっ旋について必要な事項

4 身分及び経費の負担

派遣職員の身分及び経費の負担については、基本法第32条に定めるところによる。

第3節 近畿地方整備局による災害時の応援計画（総務班）

1 計画方針

災害が発生又はそのおそれのある場合、近畿地方整備局は「災害時の応援による申し合わせ」に基づき、被害拡大を防ぐための緊急応援実施等（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む）の応援を行う。

2 計画内容

(1) 応援の内容

- ① 被害情報の収集
- ② 災害対応復旧
- ③ 二次被害の防止
- ④ その他必要と認められる事項

(2) 応援の要請

町は、近畿地方整備局へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

【連絡先】近畿地方整備局防災室（TEL：06-6942-1575、FAX：06-6944-4741）

(3) 他機関電気通信災害支援台帳

応援の詳細については、別に定める他機関電気通信災害支援台帳に基づくものとする。

第16章 被災者支援計画

第1節 被災者支援対応計画（生活再建支援プロジェクト）

1 計画方針

被災者支援を円滑に進めるため、被災者台帳を作成の上、生活再建に係る相談窓口を設置し、迅速かつ的確な被災者支援を実施する。

2 実施担当者

生活再建支援プロジェクトが主として担当し、被災者支援を実施する各班がこれに共同し、庁内組織を横断した体制を構築する。

3 実施計画

（1）被災者台帳の作成

被災者支援を円滑に進めるため、被災状況や支援状況等の情報を共有し、統括的に管理する被災者台帳を作成するものとし、内閣府のクラウド型被災者支援システムの導入によりこれを作成し、包括的かつ確実な支援を実施するものとする。

（2）相談窓口の設置

生活再建に係る相談窓口を設置し下記の各種支援等の手続きや相談の対応体制を構築する。

- ①罹災証明書
- ②各種給付
- ③各種減免
- ④応急修理及び仮設住宅
- ⑤その他生活再建に必要と考えられる支援

第2節 住家等被害認定調査計画（生活再建支援プロジェクト）

1 計画方針

各種被災者支援措置には罹災証明書を要するものが多いため、被災者への各種支援措置を早期に実施するため、発災後迅速に被災家屋等の調査、被害認定を実施する。調査方法等の詳細については、別に定める「有田川町住家等被害認定調査マニュアル」に基づくものとする。

2 実施担当者

生活再建支援プロジェクトが担当する。実施にあたり、本町のみで対応できない場合は、県や他市町村、災害協定締結民間団体等に応援を要請することとする。

3 実施計画

（1）調査実施方針及び計画

被害状況から調査対象家屋数を推計し、調査実施方針の決定及び実施計画を策定する。

（2）調査実施体制

現地における被害調査は、原則3人1班制で実施することとする。

（3）実施期間

被災者への各種支援措置を早期に実施するため、発災直後から調査実施方針の検討を行い、早期の調査開始及び調査終了を目指すこととする。

（4）被害認定基準

内閣府防災担当の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、調査及び被害認定を行うこととする。

第3節 罹災証明書の発行計画（生活再建支援プロジェクト）

1 計画方針

各種被災者支援措置には罹災証明書を要するものが多いため、被災者への各種支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に対して迅速かつ的確に罹災証明書の発行を行う。

2 実施担当者

生活再建支援プロジェクトが担当する。実施にあたり、本町のみで対応できない場合は、県や他市町村、災害協定締結民間団体等に応援を要請することとする。

3 実施計画

住家等被害認定調査の結果に基づき、迅速な交付体制を確立する。交付の際、各大字単位で交付するなど、住民理解を得やすい方法を選択することとする。

また、内閣府のクラウド型被災者支援システムの導入により、電子申請の受付やコンビニ交付など、迅速な交付体制を確立する。

第4節 生活資金等の支給・融資計画（出納班）

1 計画方針

被災者の早期生活再建及び生活の安定化を図るため、被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金等を支給するとともに、生活再建に必要な資金の貸し付けを行う。

2 実施担当者

出納班が担当する。

3 実施計画

（1）被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づき、災害により住宅が全壊又は半壊した世帯などに対し、被災者生活再建支援金を支給する。

（2）災害弔慰金・見舞金等の支給

災害により死亡した方の遺族や著しい被害を受けた方に対し、災害弔慰金や見舞金等を支給する。

（3）生活資金等の貸付

災害により被害を受けた方に対し、生活の再建や安定を図るために生活資金の貸し付けを行う。また、災害により被害を受けた住宅の改修等に必要な経費の貸し付けを行う。

第5節 災害義援金等の配布計画（出納班）

1 計画方針

被災者支援を早期に実施するため、義援金等を受け入れ、被災者に迅速かつ的確に配分を行う。

2 実施担当者

出納班が担当する。

3 実施計画

（1）災害義援金等の受け入れ・配分

被災者へ義援金が必要である場合、義援金の募集を行い、受入窓口を開設し効率よく受け入れ、被災者に迅速かつ的確に配分する。

（2）関係機関との連携

募集、受け入れ、配分方法については、県や日本赤十字社、和歌山県共同募金会、町社会福祉協議会等関係機関と連携する。

第4編 震災応急対策計画

第1章 防災組織計画（全部課、全班）

第1節 組織計画（総務班）

1 計画方針

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策実施責任機関は、必要に応じそれぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

2 有田川町の組織

(1)警戒及び配備体制

- ① 町長は、地震及び地震予知情報等により、災害の発生が予想されるとき、おおむね次の基準により、地震予知情報等の収集及びその通報並びに被害状況等を取りまとめ、連絡調整の万全を期する警戒体制を整えるものとする。
- ② 町長は、発令の基準に基づいて、配備体制の指令発令と同時に庁内に災害対策連絡室を設置し、配備体制の強化を図る。
配備体制2号が発令されたときは、全部長、全局長、全課長、全班長、全室長、全副班長及び災害担当部全職員は自動参集のこと。
- ③ 町長は、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。
- ④ 町長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策が概ね終了したと認められる時、警戒及び配備体制を解除する。
- ⑤ 尚、消防本部の職員については別途消防本部にて定めた、災害時の警戒、配備体制及び非常招集等に関する運用基準による。

●地震等の発令の基準

区 分	基 準	体制の内容
警戒体制1号	①地震が発生し、町内で震度4を記録したとき。 ②南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 ③総務政策部長が必要と認めたとき。	災害対策準備室を設置し、防災担当部の必要人員をもって、被害情報収集、県への連絡が円滑に行える体制
警戒体制2号	①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 ②総務政策部長が必要と認めたとき。	災害関係部の必要人員（部長及び部長から指示を受けた職員）をもって、被害情報収集、県への連絡が円滑に行える体制
配備体制1号	①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 ②副町長が必要と認めたとき。	災害対策連絡室を設置し、被害情報収集・把握・連絡活動及び住民への周知、災害応急活動が速やかに実施できる体制。事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制
配備体制2号	①地震が発生し、町内で震度5弱を記録したとき。 ②町長が必要と認めたとき。	

(2) 災害対策準備室・連絡室の事務分掌

①災害対策準備室の事務分掌

防災担当部の職員又は災害関係部の職員をもって、被害情報収集、県への連絡に当たるものとする。

②災害対策連絡室の事務分掌

災害関係部の職員又は災害関係部の職員に加え副町長が指示した職員をもって、被害情報収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整に当たるものとする。

・配備体制2号が発令されたときは、全部長、全局長、全課長、全班長、全室長、全副班長は自動参集のこと。

③災害対策本部の設置準備（配備体制2号において、移行できる体制）

事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

部 名	課 名	災害対策準備室・連絡室の事務分掌
総務政策部	総務課 財務課 企画調整課	連絡調整、被害状況の取りまとめ。庁舎・設備の被害に関すること。 消防及び気象情報に関すること。県への報告、連絡に関すること。 避難誘導の広報に関すること。 町民データの保全・管理に関すること。 職員の動員、緊急車両の確保に関すること。
住民税務部	住民課 税務課 会計課	住民の安否確認に関すること。 住家の被害調査に関すること。 準備室、連絡室設置に伴う一般経理に関すること。
建設環境部	建設課 上下水道課 環境衛生課	河川の水防情報に関すること、土砂災害情報に関すること。 道路・農地・林地の被害に関すること。 下水道施設の被害に関すること。 水道施設の被害に関すること。応急給水に関すること。 ごみ処理、仮設トイレに関すること。
産業振興部	産業課 林務課 商工観光課	農地・林地の被害に関すること。 商工観光施設における被災者支援、被害に関すること。 物品調達、搬送、供給に関すること。
福祉保健部	やすらぎ福祉課 長寿支援課 健康推進課	避難所の被害に関すること。避難所の開設準備運営に関すること。 ボランティア受入れに関すること。要援護者等に関すること。 医療救護全般に関すること。
議会事務局		総務政策部への応援に関すること。
教 育 部	こども教育課 社会教育課	園児児童生徒の安否確認、学校・認定こども園等の被害に関すること。 応急給食対策及び炊き出しに関すること。 社会教育施設の被害調査及び運営安全管理に関すること。
清水行政局	各室	清水行政局管内に関する所管業務、施設の被害に関すること。

(3) 担当部名（各庁舎・消防本部）

種 別		担 当 課 名
警戒体制 災害対策準備室	1号	総務政策部の職員 消防本部：別途定める基準による職員
	2号	上記（警戒体制1号）を含め、総務政策部、建設環境部、福祉保健部、教育部の職員および総務政策部長から指示のあった職員 消防本部：別途定める基準による職員
配備体制 災害対策連絡室	1号	上記（警戒体制2号）を含め、総務政策部（総務課全職員）、建設環境部（建設課全職員）、全部長、全局長、全課長、および副町長から指示のあった職員 消防本部：別途定める基準による職員
	2号	全部の部長・局長・課長・班長・副班長、総務政策部・建設環境部の全職員および町長から指示のあった職員 消防本部：別途定める基準による職員

3 有田川町災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置・廃止

①発令の基準

ア 町長は、町内に相当規模の地震（震度5強以上を観測した時）が発生し、又は発生する恐れがあるときは、設置基準に基づき非常体制を発令する。

イ 町長は、発令と同時に庁内に「有田川町災害対策本部」を設置し、本部会議を直ちに開催する。

ウ 全職員で災害応急対策を直ちに実施する。

エ 町長は、災害発生のおそれが解消した時、災害応急対策がおおむね終了した時、その他本部長が必要なしと認めたとき有田川町災害対策本部を廃止する。

●非常体制における指揮者

指 揮 者
町長（町長不在時には、①副町長→②消防長→③教育長→④総務政策部長の順位による）

●設置基準

	基 準	配備人員
非常体制 災害対策本部設置	①町内で震度5強以上を記録したとき ②町内で災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。 ③大規模事故等が発生し、町長が必要と認めたとき。 ④その他の災害が発生し、町長が必要と認めたとき。	全 職 員

(2) 災害対策本部設置の連絡

災害対策本部を設置した場合は、利用可能な通信手段を用い、職員に直ちに通知するとともに、県、有田川町防災会議委員、関係機関等に通知する。

災害対策本部設置の各班にて連絡網を作成し活用する。

(3) 災害対策本部設置の準備

災害対策本部の設置が決定された場合、各班は本部に必要な資機材等の確保を行う。

●備品・資機材

班	備品・資機材等
総 務 班	・ 消防団・各防災関係機関の連絡先名簿 ・ 被害状況連絡票その他の報告書・様式類 ・ テレビ・ラジオ（停電時も使用可能なもの） ・ 掲示板 ・ 停電用照明器具 ・ 初動マニュアル ・ 和歌山県地域防災計画書 ・ 有田川町地域防災計画書 ・ 職員名簿 ・ 防災無線のセットアップ
情 報 班	・ 通信手段（パソコン、FAX）の確保 ・ 衛星携帯電話
管 理 班	・ 発電機 ・ 緊急車両の手配
広 報 班	・ 広報用例文 ・ 広報記入様式 ・ 広報車の手配
本部調整班	・ 職員名簿
環境衛生班	・ 仮設トイレ
避難所運営プロジェクト	・ 避難所一覧及びカギ ・ 備蓄毛布 ・ 避難行動要支援者名簿
物資対応プロジェクト	・ 備蓄用食糧
建 設 班	・ 管内図及び住宅地図等、地図類 ・ 土嚢、ブルーシート
消 防 班	・ 消防本部地震等大規模災害時における活動計画

班	備品・資機材等
清水総務班 (清水行政局)	・ 消防団・各防災関係機関の連絡先名簿 ・ 被害状況連絡票その他の報告書・様式類 ・ テレビ・ラジオ（停電時も使用可能なもの） ・ 掲示板 ・ 停電用照明器具 ・ 初動マニュアル ・ 和歌山県地域防災計画書 ・ 有田川町地域防災計画書 ・ 職員名簿 ・ 防災無線のセットアップ ・ 衛星携帯電話 ・ 発電機
清水住民福祉班 (清水行政局)	・ 避難所一覧及びカギ
清水産業振興班 (清水行政局)	・ 備蓄用食糧
清水建設環境班 (清水行政局)	・ 管内図及び住宅地図等、地図類 ・ 土嚢、ブルーシート

4 災害対策本部会議の開催

(1) 本部員の参集

① 吉備庁舎会議室への参集

本部会議を構成する、本部長（町長）、副本部長（副町長、消防長、教育長）、本部員、事務局員は、速やかに吉備庁舎内の対策本部（会議室）に参集する。

② 吉備庁舎が被災した場合

本部長（町長）、副本部長（副町長、消防長、教育長）、本部員、事務局員は、速やかに金屋庁舎に、又金屋庁舎が被災した場合は消防本部に参集する。

③ 清水庁舎会議室への参集

清水地内において大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、清水庁舎会議室に参集する。

(2) 本部会議の開催

本部会議は、本部長、副本部長、本部員（代理）が出席の上開催する。

本部会議の進行は、総務班長（総務政策部長）が進め、本部長が総括する。

(3) 本部会議の協議内容

災害応急対策の基本方針の決定、その他必要事項を協議することとし、会議内容はおおむね次のとおりとする。

① 職員の参集状況、初動体制に関すること。

② 一次情報収集、被害調査に関すること。

- ③ライフライン(電気、ガス、上水道、電話等)の被害状況に関すること。
- ④医療機関の被害状況に関すること。
- ⑤鉄道、バス等公共交通機関の被害状況に関すること。
- ⑥道路、橋りょうの損壊状況に関すること。
- ⑦家屋等の被害状況に関すること。
- ⑧避難勧告、指示及び避難誘導に関すること。
- ⑨避難所の開設に関すること。
- ⑩避難場所の利用状況に関すること。
- ⑪緊急輸送路の確保に関すること。
- ⑫行方不明者・負傷者の救助対策に関すること。
- ⑬自衛隊、緊急消防援助隊、県及び他の市町村への派遣要請に関すること。
- ⑭災害救助法の適用に関すること。
- ⑮災害対策経費に関すること。
- ⑯その他災害対策の重要事項等に関すること。

(4) 本部会議の指示

本部会議において決定した事項は、速やかに各班長(部長、局長、課長、室長)に伝達する。

5 災害対策本部の組織体系

災害対策本部の組織体系は、「有田川町災害対策本部条例」及び「有田川町災害対策本部規程」並びに本計画の定めるところによるものとする。

(1) 役職

① 対策部長

各対策部長(部局長)は、各対策部の業務が円滑に実施できるよう各対策部を統括する。

② 各班長

各班長(局課室長)は、各班を統括し、対策部長を補佐する。

③ 各副班長

各副班長(班長)は、各班長を補佐し、不在時には代行する。

(2) 災害対策本部の応援体制

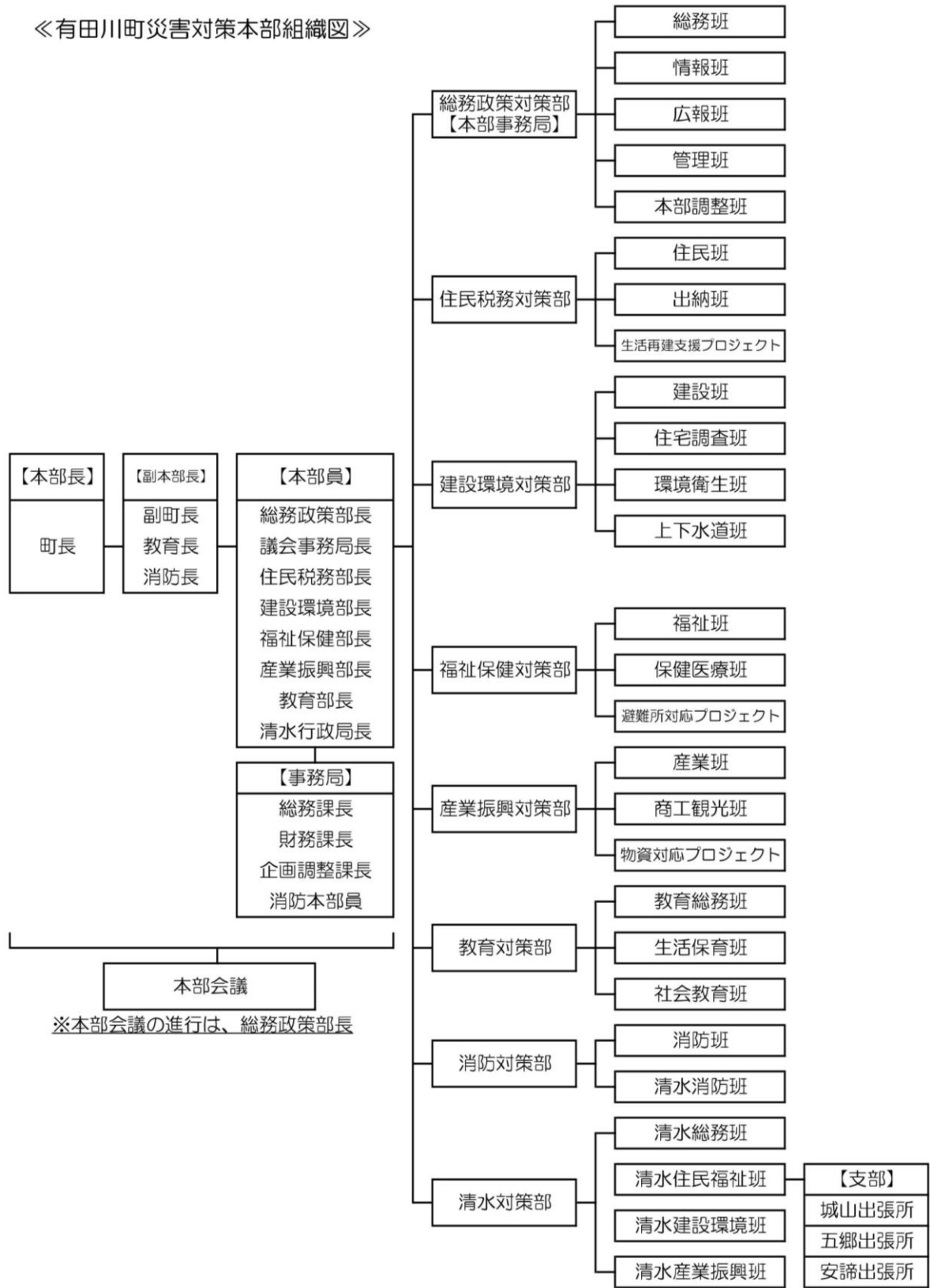
① 各対策部内による応援

原則、割り当てられた災害対応業務は、各対策部内の応援に努めることとする。特に各プロジェクトは、被災者支援の観点から特に重要で膨大な業務が見込まれるため、各対策部内での応援体制を整えることとする。

② 各対策部外からの応援

各対策部内での応援だけでは迅速な対応が困難と考えられる場合は、本部調整班へ各対策部外からの応援を要請することとする。

6 災害対策本部の組織図



7 災害対策本部の事務分掌

部	班	担当課	事務分掌
総務政策対策部【本部事務局】	【部長：総務政策部長】		総務政策対策部の統括
	総務班	総務課総務班 財務課財政班 【班長：総務課長】	●災害情報の受理及び伝達に関すること ●災害対策本部の設置・運営に関すること ●本部会議の運営に関すること ●職員の配備・出勤に関すること ●自衛隊の派遣要請に関すること ●県及び市町村への応援要請に関すること ●応援の受援に関すること ●県、関係機関への被害状況等の報告に関すること ●避難情報の発令に関すること ●防災行政無線、通信機器に関すること ●清水対策部との連絡調整に関すること ●職員の動員に関すること ●自主防災組織、自治会との連絡調整に関すること ●公用令書に関すること ●水防活動に関すること ●消防本部、消防団との連絡調整に関すること ●その他災害対策全般に関すること
	情報班	企画調整課 【班長：企画調整課長】	●各種被害情報の収集に関すること ●被害状況の集計、とりまとめに関すること ●情報管理機器の維持管理に関すること ●災害写真等の収集、災害記録に関すること
	広報班	議会事務局 企画調整課 【班長：議会事務局長】	●報道機関との連絡と相互協力に関すること ●災害対策活動の広報に関すること ●議会事務局に関すること
	管理班	財務課管財検査班 【班長：財務課長】	●庁舎の建物、設備などの被害調査に関すること ●町所管の建物、設備などの被害調査に関すること ●車両や燃料などの確保に関すること
	本部調整班	総務課人事秘書班 【班長：総務課長】	●各部との調整及び指示に関すること ●部内各班の応援に関すること ●職員の動員に関すること ●職員の健康管理・安全管理に関すること ●職員の給食に関すること ●職員の人員調整に関すること

部	班	担当課	事務分掌
住民税務対策部	部長：住民税務部長		住民税務対策部の統括
	住民班	住民課住民班 【班長：住民課長】	●被災者の安否問い合わせに関する事 ●町民個人情報のデータ管理に関する事 ●被災者の実態調査に関する事 ●埋火葬許可書、処理台帳などに関する事
	出納班	会計課 (税務課) 【班長：会計課長】	●本部の一般経理に関する事 ●義援金受理及び管理に関する事 ●義援金の配分に関する事 ●被災者生活再建支援金の支給に関する事 ●災害弔慰金・見舞金等の支給に関する事 ●生活資金等の貸与に関する事 ●住宅被災者に対する融資などに関する事
	生活再建支援プロジェクト	税務課 住民課保険年金班 (建設課、福祉保健部、こども教育課) 【班長：税務課長】	●住家等被害認定調査に関する事 ●罹災証明書に関する事 ●被災者支援相談窓口の設置に関する事 ●被災者生活再建支援の相談対応に関する事 ●被災者台帳に関する事 ●税の減免に関する事

部	班	担当課	事務分掌
建設環境対策部	部長：建設環境部長		建設環境対策部の統括
	建設班	建設課土木班 建設課農林班 【班長：建設課長】	●道路、公共土木施設の被害調査に関する事 ●農地・林地の被害調査に関する事 ●土木建築関係業者への支援要請に関する事 ●重機による救助活動に関する事 ●応急復旧資機材の調達及び保管に関する事 ●関係機関との連絡調整に関する事 ●障害物の除去に関する事。 ●道路の通行止めに関する事 ●公共土木施設の応急対策及び復旧に関する事 ●農林地の応急対策及び復旧に関する事
	住宅調査班	建設課都市整備班 【班長：建設課長】	●住宅及び宅地、町営住宅の被害調査に関する事 ●応急仮設住宅建設に関する事 ●住宅の応急修理に関する事 ●建築物の応急危険度判定に関する事 ●被災建築物の応急措置の技術指導に関する事
	環境衛生班	環境衛生課 【班長：環境衛生課長】	●ごみ処理及び清掃に関する事 ●避難所の衛生管理に関する事 ●遺体の収容、処理及び埋火葬に関する事 ●被災地域の防疫及び消毒に関する事 ●上下水道を除く水の消毒に関する事 ●災害廃棄物の処理に関する事 ●仮設トイレに関する事 ●災害廃棄物の一時収集場所の確保に関する事
	上下水道班	上下水道課 【班長：上下水道課長】	●水道施設の被害調査に関する事 ●水道に関わる広報活動に関する事 ●飲料水の確保及び応急給水活動に関する事 ●水道施設の応急対策及び復旧に関する事 ●下水道管・施設の被害調査に関する事 ●市街地の排水対策に関する事 ●マンホールトイレの設置に関する事 ●し尿処理施設等の被害調査に関する事 ●し尿処理施設等の応急対策に関する事 ●下水道施設の応急対策及び復旧に関する事

部	班	担当課	事務分掌
福祉保健対策部	部長：福祉保健部長		福祉保健対策部の統括
	福祉班	やすらぎ福祉課 長寿支援課 【班長：やすらぎ福祉課長】	●福祉避難所の開設、運営、閉鎖に関すること ●日赤奉仕団等の応援要請、受け入れに関すること ●ボランティアの受入れに関すること ●避難行動要支援者に関する人的被害調査に関する ●避難行動要支援者支援に関すること ●要配慮者利用施設の被害調査に関すること ●被災高齢者等の援護に関すること ●災害救助法に関すること ●住民班、出納班の支援に関すること
	保健医療班	健康推進課 【班長：健康推進課長】	●保健所、医療機関との連絡調整に関すること ●救護班の編成に関すること ●医療救護所の設置に関すること ●医療救護全般に関すること ●感染症の予防に関すること ●被災者の健康管理に関すること ●衛生医薬品等の確保に関すること ●助産ケア及び乳幼児の救護に関すること ●被災者のメンタルヘルスに関すること
	避難所対応プロジェクト	長寿支援課 【班長：長寿支援課長】	●避難所の開設、運営、閉鎖に関すること ●避難所における食糧、物資の配布に関すること ●収容避難者への対応及び調査に関すること
産業振興対策部	部長：産業振興部長		産業振興対策部の統括
	産業班	産業課 【班長：産業課長】	●物資対応プロジェクトへの応援に関すること ●農林生産物、農林業施設の被害調査に関すること ●農林漁業者に対する再建支援に関すること
	商工観光班	商工観光課 【班長：商工観光課長】	●商工観光施設の被災者支援に関すること ●商工観光施設の被害調査に関すること ●中小企業被災者に対する再建支援に関すること ●生業資金の貸し付けに関すること
	物資対応プロジェクト	林務課 【班長：林務課長】	●緊急輸送活動に関すること ●備蓄物資の搬送、供給に関すること ●飲食料の調達・管理・搬送・供給に関すること ●生活用品の調達・管理・搬送・供給に関すること ●県及び協定業者からの物資調達に関すること ●救援物資の受入、供給に関すること

部	班	担当課	事務分掌
教育対策部	部長：教育部長		教育対策部の統括
	教育総務班	こども教育課 教育総務班 調理員 【班長：こども教育課長】	●児童・生徒の避難及び救護に関すること ●教職員の動員に関すること ●教育機関への広報活動に関すること ●児童・生徒の被災状況調査に関すること ●応急教育に関すること ●学用品及び教科書の調達、配分に関すること ●学校施設の被災調査に関すること ●避難指定施設（学校施設）の運営及び保安全管理に関すること ●学校施設の応急対策及び復旧に関すること ●学校関係機関、その他団体との連絡調整に関すること ●応急給食対策に関すること ●炊出しに関すること
	生活保育班	こども教育課 こども教育班 保育士 【班長：こども教育課長】	●園児の避難、保護に関すること ●園児の被災状況調査に関すること ●各保育施設の被害調査及び応急対策に関すること ●保育機関への広報活動に関すること ●災害時の応急保育に関すること
	社会教育班	社会教育課 【班長：社会教育課長】	●社会教育施設の利用者の避難に関すること ●社会教育施設の被害状況調査に関すること ●避難施設（社会教育施設）の運営保安全管理に関すること ●社会教育施設の応急対策及び復旧に関すること ●社会教育団体との連絡調整に関すること ●文化財の被害調査、応急対策及び復旧に関すること ●被災者支援事業の実施に関すること

部	班	担当課	事務分掌
消防対策部	部長：消防長		消防対策部の統括
	消防班	消防本部 【班長：次長】 吉備金屋消防署 【班長：吉備金屋消防署長】	●被災者の救助、救出、救急搬送に関する事
			●人的被害に関する事
			●消火活動に関する事
			●災害の予防、警戒及び防御に関する事
			●行方不明者の捜索に関する事
			●避難誘導に関する事
			●緊急消防援助隊に関する事
			●消防団に関する事
			●消防本部、消防署の業務計画に従う
	清水消防班	清水消防署 【班長：清水消防署長】	●清水管内における消防対策部に関する事
清水対策部	部長：清水行政局長		清水対策部の統括
	清水総務班	総務政策室 【班長：総務政策室長】	●清水管内における総務政策対策部に関する事
	清水住民福祉班	住民福祉室 【班長：住民福祉室長】	●清水管内における住民税務対策部に関する事 ●清水管内における福祉保健対策部に関する事
	清水建設環境班	建設環境室 【班長：建設環境室長】	●清水管内における建設環境対策部に関する事
	清水産業振興班	産業振興室 【班長：産業振興室長】	●清水管内における産業振興対策部に関する事

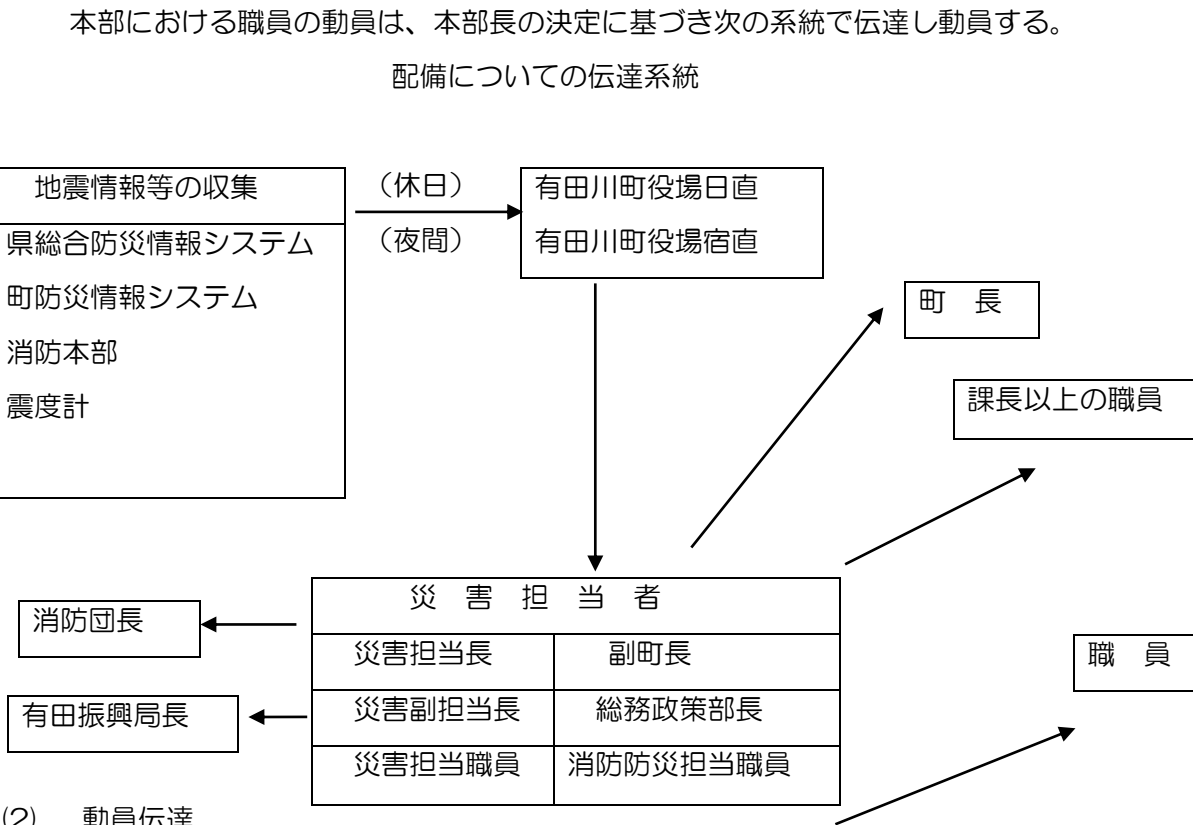
第2節 動員計画（総務班、本部調整班）

1 計画方針

地震災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員の動員について定める。

2 事業計画

(1) 動員系統図



(2) 動員伝達
ア 勤務時間内

勤務時間内における配備指令は、災害担当者が協議のうえ、各部局長に連絡するとともに、職員メール等にて伝達する。

イ 勤務時間外における配備指令

(ア) 日直又は警備員は、地震発生や住民等からの通報があったときは、直ちに総務政策部長に連絡する。

(イ) 総務政策部長は、上記情報を確認のうえ、副町長と協議し、町長に報告する。

(ウ) 各課長は、配備指令に基づき職員を直ちに非常招集する。

招集方法は、次の手段による。

- a 電話・携帯電話・職員メール・防災アプリ
- b 防災行政無線放送
- c その他必要によって使徒等

ウ 自主参集

地震が発生し、有田川町において震度5強以上を記録した場合、原則として全職員が自主的に自らの所属する機関に参集する。

3 所属職員の掌握

各班長は所属職員の掌握を行い、各対策部長及び本部事務局（本部調整班）に報告する。

4 動員・参集における留意点

- ①常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意すること！
- ②不急の行事、会議、出張等は中止すること！
- ③正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと！
- ④勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること！
- ⑤自一言動で住民に不安、誤解を与えないこと！

5 動員・参集における注意

- ①服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること！
- ②初動マニュアル、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集すること！
- ③参集途上においては、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、水害、水防活動の状況、ライフライン状況等の一次被害情報の収集を行うこと！
- ④参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考えること！
- ⑤参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、第三者へ引き継いだ後、職員本人はできる限り迅速な参集を行うこと！
- ⑥交通機関の途絶、道路等の遮断で決められた場所に参集することが困難な場合は、最寄りの庁舎、避難所施設へ参集し、班長への連絡に努めるとともに、応急救護活動に従事すること！
- ⑦必ず家族の安否確認を行った後に速やかに参集すること！

6 情報の収集・報告

（1）1次被害情報の収集

非常体制が発令された時、参集した職員は、速やかに管内の災害発生状況、被害状況、地域住民の安否確認などの1次被害情報の収集に努める。

収集した情報については、内容を確認（人的被害は注意）し、本部事務局（情報班）に報告する。

■収集すべき一次被害情報

- 1 被災者（死亡、重傷、軽傷）数
- 2 道路等の破損状況
- 3 建物の倒壊、損傷の状況
- 4 火災の発生、消火活動の状況
- 5 水害の発生、水防活動の状況
- 6 土砂災害の前兆現象・発生状況
- 7 ライフラインの状況

- | |
|---|
| 8 救助活動の状況（自主防災組織、自治会）
9 避難所の被災状況
10 情報の入手時間 |
|---|

（２）各班における情報の収集・報告

①情報の収集

班長は、動員された職員、関係機関、民間事業者等により、被害状況、各班の活動に関係する必要な情報を組織的に収集する。

②報告

収集した情報は、直ちに班長に、班長は、各対策部長及び本部事務局（情報班）に報告する。

（３）参集途上における一次被害情報の収集・報告

夜間・休日等に災害が発生し、庁舎等に参集する際は、参集途上において収集できる被害状況を把握し、第１次被害状況調査票に記載し班長に報告する。

参集途上においては、携帯電話（写真機能）、メモに状況を記録する。参集途上においては、参集を第一に心がけること。

（４）町防災アプリを活用した被害情報の収集・報告

職員は、参集途上または災害業務対応中などにおいて収集した被害情報を、町防災アプリの写真投稿機能を活用し積極的に報告するものとし、町防災情報システムにて情報の集約を行うものとする。

■参集途上に収集すべき一次被害情報

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・被災者、救助活動の状況 ・道路等の状況 ・建物の倒壊、損傷の状況 ・火災の発生、消火活動の状況 ・ライフラインの状況 |
|---|

第2章 情報計画（総務班、情報班）

第1節 地震情報等の伝達計画（総務班）

1 計画方針

地震による、災害に関する注意報及び警報等の周知徹底は、本計画による。

2 計画内容

（1）緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類及び発表基準と内容

情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報（警報）（※1）	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名。 強い揺れ（震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名（和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域（※2））
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域（※2））と地震の揺れの検知時刻を速報する。
震源に関する情報	震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	○震度1以上 ○津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ○緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表する。（地震発生から10分後程度で1回発表）

遠地地震に関する情報	○マグニチュード 7.0 以上 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表する。日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m 四方の格子毎に推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表する。

※ 1：震度 6 弱以上、または、長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

※ 2：緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称 本町（有田川町）＝和歌山県北部

(2) 地震情報

和歌山地方気象台から和歌山県へ通知する情報（括弧内は対象範囲）は以下のとおり。

- ・ 大津波警報・津波警報・津波注意報（和歌山県）
- ・ 津波予報（全国）
- ・ 津波情報等（全国）
- ・ 地震情報（全国）
- ・ 南海トラフ地震臨時情報（全国）
- ・ 南海トラフ地震関連解説情報（全国）

(3) 地震情報の周知徹底

有田川町は、県・警察の機関又は緊急地震速報受信機から地震等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、町内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。

周知方法は、おおむね次のとおりとする。

- ・ 広報車、宣伝車
- ・ 防災行政無線
- ・ 伝達組織を通じる方法
- ・ サイレン、警鐘等
- ・ HP、SNS、防災メール、防災アプリ等

- ア 有田川町長は上記の周知徹底のためあらかじめ関係者の間において地震情報等の受領伝達その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。
 - イ 有田川町長は、N T T西日本から、地震情報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該予報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される予報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。
 - ウ 有田川町長は、県の機関から地震情報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努めるものとする。
 - エ 有田川町長は災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、予報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報するものとする。
 - オ 有田川町は、地震情報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。
- (4) 異常現象を発見した者の措置
- 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は次の方法により関係機関に通報する。
- ア 発見者の通報

異常現象を発見したものは、有田川町長、警察官に通報する。
 - イ 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は直ちに有田川町長及び有田湯浅警察署長に通報する。
 - ウ 町長の通報

上記のア・イによって異常現象を承知した有田川町長は、速やかに和歌山地方気象台に、また災害の予想される他の市町村長、並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。
 - エ 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。

地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震
 - オ 周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

第2節 被害情報等の収集計画（総務班、情報班）

1 計画方針

地震災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、有田川町及び防災関係機関は、地震災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに管内の状況を把握して和歌山県総合防災情報システムに入力し県知事に報告する。

2 計画内容

(1) 有田川町による被害情報の早期収集

ア 被害の規模を推定するための関連情報の収集

本町は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するものとする。

イ 119番通報殺到状況の収集

本町は、被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。

ウ 町防災アプリの写真投稿機能による被害情報の収集

職員個々が参集途上や災害対応時に収集した被害情報を、町防災アプリの写真投稿機能により積極的に報告し、町防災情報システムで集約するものとする。

(2) 情報の総括・報告責任者

情報の総括・報告責任者は、総務政策対策部長とする。

(3) 各班から本部長への報告

各班は災害が発生してから被害に関する応急対策が完了するまでの間、被害状況及び災害応急対策の活動状況を総務政策対策部長を通じて本部長に報告する。

(4) 災害報告の取扱要領

ア 報告すべき災害

① 発生原因

地震、津波、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害

② 報告の基準

この計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行うものとする。

a 災害救助法の適用基準に合致するもの

b 有田川町が災害対策本部を設置したもの

c 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

- e 災害による被害が当初は軽微であっても、今後 a～d の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- f 地震が発生し、本町の区域内で震度 4 以上の記録をしたもの
- g 災害の発生が県下で広域に及び、有田川町地域に相当の被害が発生したと認められるもの
- h その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

イ 災害報告の種類

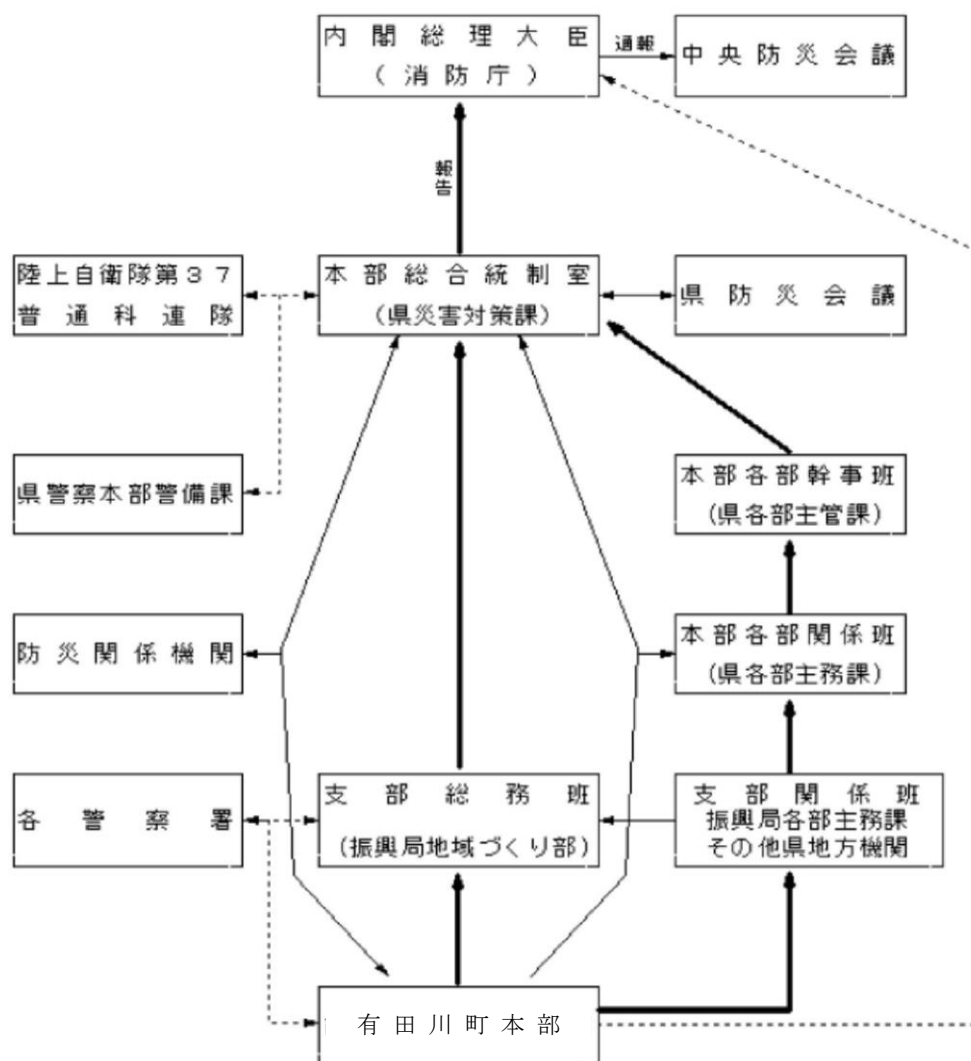
- ① 災害即報（被害状況即報及び災害概況即報様式）
- ② 被害状況報告（被害状況報告及び附表・明細表）

(5) 災害即報及び被害状況報告要領

ア 災害即報

- ① 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告するものとする。
- ② 災害即報は、次の系統によって和歌山県総合防災情報システムを利用して迅速に行うものとする。
ただし、有田川町が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第53条第1項）
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。
- ③ 119番殺到状況については、有田川町から県その他、直接国へも報告すること。
- ④ 町及び防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内に可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- ⑤ 報告に当たっては、和歌山県総合防災情報システム（地域衛生通信ネットワーク）加入電話、ファクシミリ等によって即報するもので、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。
- ⑥ 災害即報事項は、管内の警察署（駐在所、派出所を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うものとする。
特に、本部においては、防災担当課と被害区分に応じた関係課の連絡を密にすること。
- ⑦ 人家等にかかる土砂災害については、上記報告に加え有田振興局建設部及び県庁砂防課へ別途報告する。

災害即報系統圖



(注) ① 市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第53条第1項）

通常時（消防庁応急対策室）

消防防災無線 防災電話番号：8-90-49013 防災FAX番号：78-90-49033（県庁からのみ使用可）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49013 防災FAX番号：7-048-500-49033

NTT 回線 電話番号：03-5253-7527 FAX 番号：03-5253-7537

夜間・休日時（消防庁宿直室）

消防防災無線 防災電話番号：78-90-49102 防災FAX番号：78-90-49036（県庁からのみ使用可）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-9049102 防災FAX番号：7-048-500-49036

NTT 回線 電話番号 : 03-5253-7777 FAX 番号 : 03-5253-7553

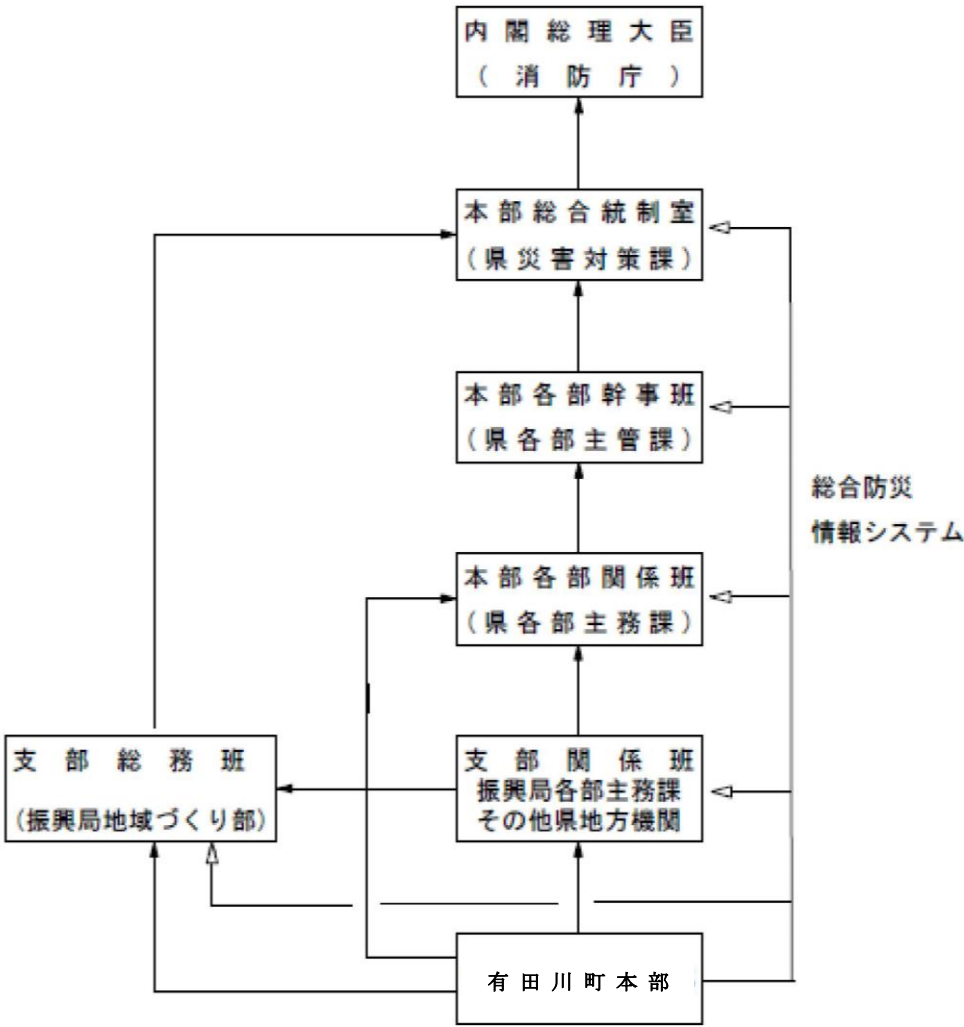
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

- ② 市町村は、消防機関への通報が発到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告すること。
- ③ 市町村は、被害の有無に関わらず、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録した場合、直ちに消防庁及び県に対し報告すること。
- ④ 市町村は、支部総務班を通じて本部総合統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって本部総合統制室に直接報告すること。
- ⑤ 本部が設置されない場合も上図に準じる。
- ⑥ 点線は、連絡調整をする関係機関である。

イ 被害状況報告

- ① 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行うものとする。
- ② 被害状況報告事項は、次の系統によって行うものとする。
- ③ 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後20日以内に行うものとし、消防組組法第40条に基づく消防庁長官あて文書を一部消防庁あて送付するものとする。

被害状況報告系統図



(注) ① 本部が設置されない場合も上図に準じる。

② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

ウ 被害種別系統

被 害 区 分	市町村からの報告先	本庁主務課
人的被害及び住宅等一般	振興局健康福祉部	社会福祉課
土木関係	振興局建設部等	県土整備部各課
農業関係	振興局農業振興課	農林水産部各課
耕地関係	振興局農地課	農業農村整備課
林業関係	振興局林務課	林業振興課 森林整備課
水産関係	振興局地域づくり課	水産振興課
漁港関係	振興局建設部等	港湾漁港整備課
公共施設関係	振興局地域づくり部 健康福祉部各課	各部関係各課
商工業関係	振興局地域づくり課	商工観光労働部各課
観光関係	振興局地域づくり課	観光振興課
自然公園関係	振興局健康福祉部	自然環境課
衛生関係	保健所	環境生活部 福祉保健部 関係各課
その他	振興局地域づくり部	関係各課（室） 災害対策課
災害に対してとられた措置の概要	同上	同上

※被害確定報告は、災害応急対策を終了後速やかに知事あてに報告する。

(6) 被害の収集及び調査要領

- ア 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。
特に、初期の状況は住民組織を通じて直ちに有田川町本部に通報されるよう体制を整えておくものとする。
- イ 災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成して被害状況等を調査する。
- ウ 被害情報収集については、町防災アプリの写真投稿機能を活用したり、無人小型航空機を活用したりなど、迅速な収集に努めるものとする。
- エ 被害が甚大であり被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術が必要とするときは、県に応援を求めて実施するものとする。
- オ 状況の収集、調査については警察、県機関及びその他関係機関と十分連絡をとる。
- カ 最終的には、おおむね被害状況報告に準じた総括表等にまとめるものとする。

(7) 安否不明者等の情報収集

災害時において、安否不明者等の氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや、安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、県や警察本部等と協力し、安否不明者の氏名情報等を収集する。

(8) 防災関係機関との情報交換、報告

- ア 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害情報等を収集し、随時県及びその他関係機関に状況を通報する。
- イ 県本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、または相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第3節 災害通信計画（総務班・情報班）

1 計画方針

防災気象情報の伝達や災害時における市町村の被害情報の収集をはじめ、県、町、防災関係機関相互間との通知、要請、指示、通報、伝達などの通信連絡を迅速かつ的確に実施するとともに、非常の場合における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用及び他機関との連携によつて非常通信の利用を図る。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化、複数化に努めることとする。

2 計画内容

各機関は、災害時に通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡システムを整備するとともに、平常時から活用することで準備しておくこととする。災害時の一般公衆通信は輻輳し、また土砂災害や洪水等で電話線が切断したり交換設備が故障したりして通信できなくなることがあるので、このような影響を受けにくい多重化・耐震化を行った無線通信や衛星通信の整備活用を考慮しておくこととする。

- (1) 和歌山県総合防災情報システム
- (2) 和歌山県防災電話
- (3) 町防災行政無線
- (4) 衛星携帯電話
- (5) 非常通信協議会に対して非常通信の確保を要請

3 通信連絡

- (1) 防災関係機関における災害時通信連絡は、有線電話・無線通信・衛星電話等のうち、最も迅速な方法で実施する。

- (2) 災害時における通信方法の特例として次の手段等がある。

ア 災害対策基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等

- ① 災害時優先電話
- ② 有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者等が設置する有線、無線通信設備の使用
- ③ 放送法第2条第3号に規定する放送局の利用

イ 電波法に基づく非常通信等の利用

4 有線途絶時の連絡

有線通信施設の被災等により、規定の通信連絡が困難な場合は、以下のとおり無線設備・衛星設備又は使者等により通信連絡を確保する。

- (1) 和歌山県総合防災情報システムの利用

有線電話途絶時においては、県総合防災情報システムを活用し、県及び県出先機関並びに県

下市町村との通信を図ると共に町内各庁舎間の連絡は、無線及び衛星電話等にて行う。

(2) 非常通信等の利用

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平素は許可を受けた目的のみ使用できるが、電波法第52条の規定により、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、NTTその他の有線通信が事実上利用できないときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信（非常通信）や各種予警報の伝達等の緊急を要する通信を取り扱うことができる。また、電波法第74条に基づき、総務大臣は、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な通信を行わせることができる。

5 通信障害発生時における対応及び協力

通信障害が発生した場合は、国、県及び電気通信事業者と連携し、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等の情報を共有するとともに、通信施設の早期復旧に努めるものとする。

また、近畿総合通信局（総務省）は、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、県または市町村からの具体的な要請を待たず、速やかに衛星携帯電話、簡易無線等の通信機器の貸出に努めるものとする。さらに、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する移動電源車の現時点の配備状況等を確認の上、県または市町村に対して、通信設備等への電力供給を目的とした移動電源車の貸出に努めるものとする。

第4節 災害広報計画（広報班）

1 計画方針

地震災害が発生した場合は、町民に対して応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を周知し、民心の安定及び被害の拡大防止を図るため、迅速適切な広報活動を行う。被災後においては、避難所避難者、在宅避難者、一時町外避難者それぞれに多種多様な方法により災害情報等の広報に努める。

また、被災地外の地域の住民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努めるものとする。

2 広報の内容

(1) 災害時には、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧・復興段階等の各段階に応じて、住民に的確な情報を提供する。

ア 災害時における住民の心構え

イ 災害に係る気象情報及び雨量・水位・災害危険箇所等に関する状況

ウ 被害状況（一般的な被害状況以外に安否情報も含む。）

エ 災害応急対策の実施状況

オ 避難情報や避難行動等

カ 電気、電話、水道等の給水状況、復旧の見通し

キ 災害復旧の見通し

ク 交通規制及び交通機関の運行状況

ケ その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ごみの収集等生活関連情報、災害の補償や融資に関すること）

(2) 氏名公表に関すること

県は、被災者について、「災害時における安否不明者（行方不明者含む）の氏名等の公表指針」及び「災害時における死者の氏名等の公表指針」に基づき、報道機関等に対してその者の氏名等について、公表するものとする。

3 広報の方法

(1) 住民に対する広報

広報は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものでなければならない。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者や男女の違いに配慮したものでなければならない。

ア 有田川町同報系防災行政無線による広報

イ 災害危険箇所等について防災行政無線によるほか、消防団長、自治会長、自主防災組織会長に対して電話やメール等で連絡する。

ウ 各種広報車両やハンドマイクによる広報

- エ チラシ、ポスター等印刷物による広報
- オ ホームページ、SNS、メール、防災アプリ等を利用したの広報
- カ 報道機関の協力による広報
- キ 自治会等住民団体の協力

(2) 報道機関に対する報道要請

報道機関に対する報道要請は、有田振興局を経由して知事あてに次の事項を明らかにして原則として文書にて行う。ただし、緊急でやむ得ない場合は、電話又は口頭により要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

また、県と通信途絶等特別の事情がある場合は直接報道機関（放送局等）に対して要請する。

- ア 放送要請の理由
- イ 放送事項
- エ 希望する放送日時

4 報道発表

災害対策本部は、報道機関に対して、町民を保護するための情報や被害状況等について、積極的に報道発表する。

5 公聴活動

被災者の抱える生活上の不安、悩みなどの相談に応じるため、相談窓口を設置し、公聴活動に努める。

- ・ 被災地、避難所等に相談所を設ける。
- ・ 広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

第5節 生活関連総合相談計画（生活再建支援プロジェクト）

1 計画方針

被災住民の生活上の不安等を解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

2 広報の内容

町は、被災住民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため総合相談窓口を設置する。

また、和歌山弁護士会との協定に基づき、無料法律相談等を実施するとともに、和歌山弁護士会が実施する災害ADRの開催場所の確保や広報等に協力する。

第3章 消防計画（消防班、消防団）

1 計画方針

消防は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを目的とする。

この目的に沿い、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう関係機関と協力体制を確立する。

また、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の連携強化に努めるものとする。

2 消防団

ア 人員構成

団 長	1	副団長	1	支団長	3
副支団長	9	分団長	28	副分団長	28
班 長	91	団 員	720	計	881

（令和6年4月1日現在）

イ 連絡系統

団長 → 副団長 → 支団長 → 副支団長 → 分団長 → 副分団長 → 班長 → 団員

3 情報の収集及び報告

町は、消防本部と連携をとり、災害情報の収集にあたりとともに、各消防団分団は、管轄区域内の収集した情報を町に連絡する。

4 避難・救助及び救急

消防本部の定めるところによる。

5 消防団の安全対策

「消防団の活動・安全管理マニュアル」の定めるところによる。

第4章 罹災者救助保護計画

第1節 災害救助法の適用計画（福祉班）

1 計画方針

災害時における罹災者等の救助及び保護は、本計画によるものとする。災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）による救助（以下「救助」という。）は、県知事、及び県知事が救助を迅速に行うため必要があると認めた一部の事務については町長が行う。また、町長は県知事が行う救助を補助するものとする。

2 適用基準

(1) 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行うものとする。

(2) 災害が発生した場合の適用条件等

救助は、県が市町村単位にその適用地域を指定して実施する。本町においては同一被害による被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに適用を受ける。

- ① 全壊、全焼、流出により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）が50 世帯以上に達したとき。
- ② 全県下の被害世帯数が1,000 世帯以上の場合であって、本町の住家の被害世帯数が25 世帯以上に達したとき。
- ③ 全県下の被害世帯数が、5,000 世帯に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする次の特別の事情があるとき。

災害にかかった者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするとき。具体的には、被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術を必要とする場合、水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合である。

- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって次の基準に該当するとき。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。

- ・ 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - ・ 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
- イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- ・ 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - ・ 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

3 減室世帯の算定基準

- (1) 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯の2世帯をもって、住家が滅失した1世帯とみなす。
- (2) 住家が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、住家が滅失した1世帯とみなす。

4 適用手続き

町長は、法に規定する救助を必要と認める災害が発生したときは、直ちにその旨を知事に報告するものとする。ただし、事態が急迫して知事による救助の実施を待つ暇がないと認めたときは、救助の実施に着手するとともに直ちにその旨を知事に報告し、その後の処置に関し指示を受けるものとする。（和歌山県災害救助法施行細則第2条）

5 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別、地域、条件その他の状況によって、知事が必要と認める範囲において実施する。

〈救助法による救助の種類〉

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の設置
- 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 災害にかかったものの救出
- 災害にかかった住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の搜索
- 遺体の処理
- 障害物の除去

- 被災者の避難等に係る輸送費
- 被災者の避難等に係る賃金職員等雇上費

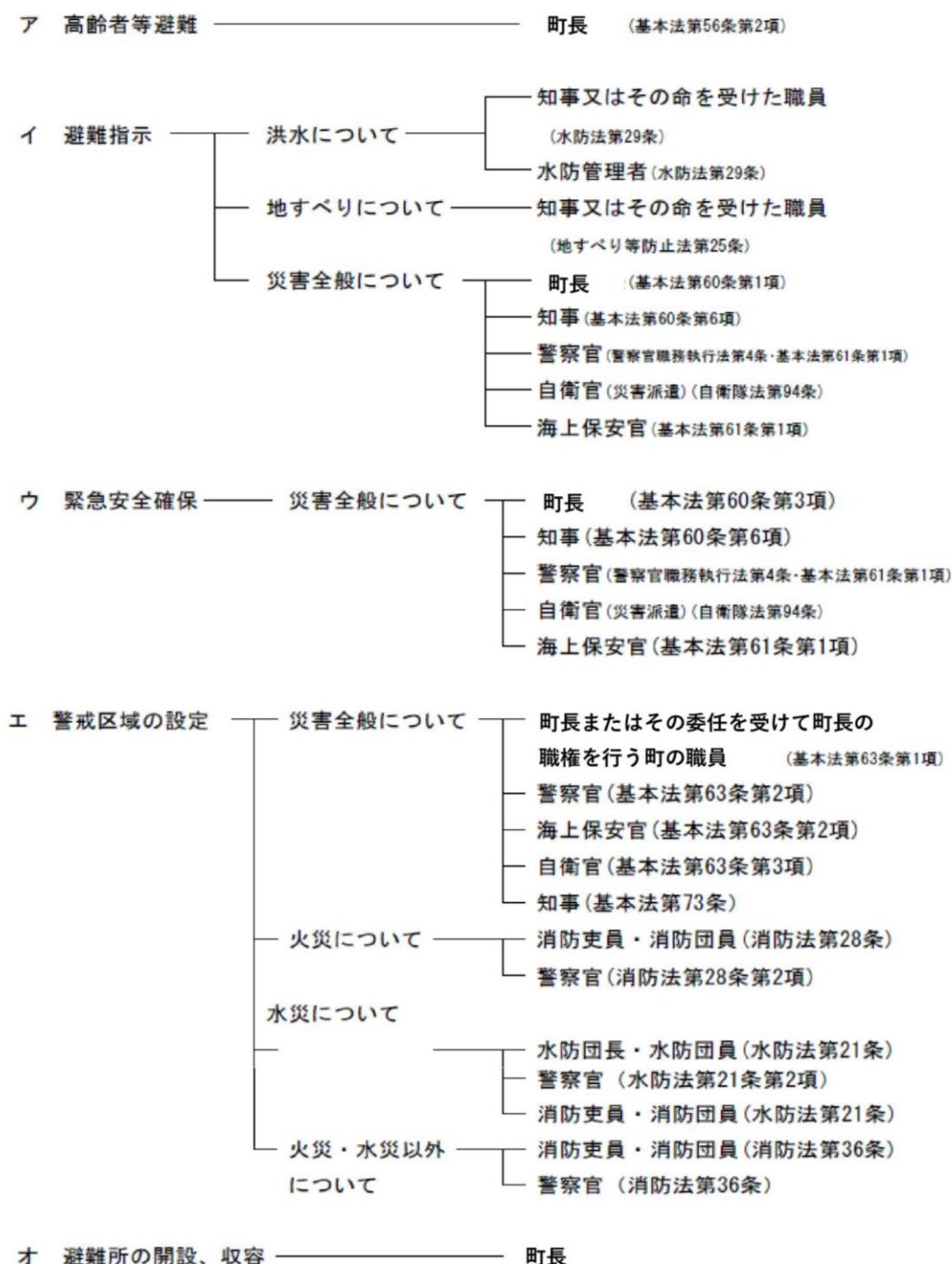
第2節 避難計画（総務班）

1 計画方針

震災のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のための指示等及び避難所の開設並びに収容保護は、本計画によるものとする。

2 実施者

避難のための高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令、避難所の開設及び避難所への収容保護は次の者が行う。



(2) 避難情報の基準（災害全体）

ア 町長

- ① 災害発生時に人の生命又は身体を保護するため、「有田川町避難情報の判断・伝達マニュアル」において、早期かつ的確な避難情報等の発令基準を定める。
- ② 災害が発生するおそれがある場合においては、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める【警戒レベル3】高齢者等避難を発令することとする。
- ③ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という）に対し、避難のための立ち退きを指示する【警戒レベル4】避難指示を発令することとする。
- ④ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための指示をする、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令することとする。
- ⑤ 避難のための立ち退きを指示し、若しくは立ち退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。
- ⑥ 避難のための立ち退きを指示し、又は緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認められるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

イ 清水行政局長

吉備庁舎と清水行政局との連絡通信が困難な状況となり、町長が清水地域の被災状況を確認できず的確な避難情報の発令が困難な場合は、清水地域内のみを対象とし、清水行政局長が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することとする。

ウ 知事

災害が発生した場合において、当該災害の発生により町長が、避難のための立ち退きの指示及び緊急安全確保措置の指示を行うことができなくなったときは、町長に代わって実施するものとする。

エ 警察又は海上保安官

- ① 町長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長からの要求があったときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することとする。この場合、直ちに避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示した旨を町長に通知することとする。
- ② 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危険を受けるおそ

れのある者を避難させるものとする。

オ 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にいないときで特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのあるものを避難させるものとする。

(3) 避難情報等の基準等

避難情報等	発令する状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	気象状況、過去の災害の発生例、自然条件等から判断して、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生するおそれがある場合、また、夜間等に人的被害の発生のおそれがある場合	高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
【警戒レベル4】 避難指示	通常の避難行動ができる者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生するおそれが高い場合	危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害が発生又は切迫している場合（必ず発令する情報ではない）	命の危険であり、直ちに安全確保する。 立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

* 上記基準に基づいて、具体的な発令基準については、別に定める。

3 避難の方法

(1) 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を避難させるものとする。

(2) 第2次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行うものとする。

緊急避難の場合は避難指示及び緊急安全確保の発せられたとき、又は自主的な判断により行うものとする。

(3) 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両等を利用する。

(4) 避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期することとする。

(5) 避難情報等の伝達方法は、下記の多様な手段によるものとする。

- ① 防災行政無線
- ② 防災アプリ
- ③ 有田川町防災情報メール配信サービス
- ④ エリアメール、緊急速報メール
- ⑤ 町ホームページ
- ⑥ SNS
- ⑦ 広報車
- ⑧ Lアラート
- ⑨ ラジオ、テレビ等

4 自主避難の要望があった場合の対応について

避難情報が出される前に自主避難の要望があったときは、避難所の指定について総務課が調整するものとする。

本部設置以前に自主避難の要望があった場合、防災担当課の職員が対応するものとする。

5 避難誘導

住民等の避難誘導は、町職員、警察官、消防職員等が各地区の自治会長、消防団員、自主防災組織及び民生委員児童委員の協力をえて実施するが、誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ自治会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

6 避難所の開設、運営方法

避難所の開設、運営については「有田川町避難所運営マニュアル」及び「有田川町福祉避難所運営マニュアル」に基づき実施する。

（１）避難所の開設

避難所の開設は、町内で震度５強以上の地震が発生した場合、又は避難情報が出た場合、若しくは自主避難の要望がある場合で、本部長が必要と認めた場合に、本部の指示に従い総務政策対策部、福祉保健対策部、清水対策部（清水行政局）が開設する。ただし、町は災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。開設の期間は、災害発生の日から７日以内とするが、開設期間の延長が必要と認めるときは、期間を延長するものとする。

避難所を開設した場合は、直ちに次の事項を県知事に報告する。（閉鎖したときも、これに準じて行う。）

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 避難世帯及び避難者数
- エ 開設期間の見込

（２）収容者

- ア 避難指示及び緊急安全確保が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者。
- イ 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全、半壊を含む。）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者。
- ウ 避難情報が発せられていないが、自主避難の要望があり避難することが必要と認められる者。

（３）周知

町は、避難所の開設状況等をホームページや防災メール、防災アプリ、SNS等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

（４）避難所の管理・運営

- ア 副町長は、避難所の運営を統括するとともに、町の職員の中から各避難所の担当者を指名する。担当者は、自治会長や自主防災組織等による自主的な運営が行われるまでの初期段階ではリーダーシップをもって運営に参加する。
- イ 避難所運営の役員等は、男女双方を配置することとする。
- ウ 避難所担当者は、避難状況を下記により副町長に報告、提出する。
- エ 副町長は各施設の状況を取りまとめ本部長に報告、提出する。
 - ・ 避難状況救護所開設状況
 - ・ 避難者名簿・収容台帳
 - ・ 避難者カード
 - ・ 避難所日誌

- ・ 医療移管名簿
- ・ 物資調達台帳
- ・ 主要食糧等配付台帳
- ・ 物資調達台帳
- ・ 物資供給状況
- ・ 物品受払簿

オ 速やかに避難者数の確認により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行うとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。なお、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。また、女性向け物資の配付については、女性が担当する等配慮するほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮するものとする。

カ 必要により、警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施するものとする。

キ 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、必要に応じて、簡易トイレ、移動型トイレ車両等による快適なトイレの確保や栄養バランスのとれた適温の食事の提供など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク 避難所の施設や設備整備の考え方等について県と連携した検討を行い、避難所の環境改善に努めるものとする。

ケ 避難の長期化や女性・子供等に対する暴力防止のため等必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方、性的少数者及び子供の視点等に配慮するものとする。なお、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。

コ 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を推進する。

サ 平時から、総務課、福祉保健部及び保健所が連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努めるものとする。

シ 家庭動物と同行避難した被災者について、被災者支援等の観点から適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。

(5) 避難所等における要配慮者に対する支援

避難所等における要配慮者に福祉的な支援が必要と判断する場合、県に対し、県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請するものとする。

(6) 避難所以外の避難者に対する対応

ア 県などの関係機関と連携し、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

イ 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、県などの関係機関と連携し、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

ウ 県などの関係機関と連携し、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

エ 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、県などの関係機関と連携し、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報に関して、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(7) 広域避難・広域一時滞在

ア 県内における広域避難及び広域一時滞在

- ・災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に報告した上で、当該市町村に直接協議することができ。
- ・県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町村および当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難又は広域一時滞在について助言を求める事ができる。

イ 県外への広域避難及び広域一時滞在

- ・災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めることができ

る。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

ウ 避難者に対する情報提供

- ・ 県及び町は、広域避難・広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難・広域一時滞在を行っている避難者の状況を把握するとともに、避難者が必要とする情報を確実に提供するための体制の整備に努める。

(8) 避難所の閉鎖

ア 本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、副町長を通じて避難所担当者に必要な指示を与える。

イ 避難所担当者は、本部長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとるものとする。

ウ 本部長は、避難者のうちから住居が浸水、倒壊等により帰宅の困難な者がいる場合については、避難所を縮小して存続させるなどの措置をとるものとする。

7 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の避難所の開設及び収容並びに被災者の保護は、同法に基づき実施する。

8 警戒区域の設定

地震災害が発生し、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般の立ち入りの禁止及び退去を命じることができるが、これは次のとおりである。

また、警戒区域の設定に当たっては、警察署、消防部等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合にロープを張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置するものとする

第3節 食糧供給計画（物資対応プロジェクト）

1 計画方針

震災時における罹災者等に対する食糧の供給は、県、農林水産省近畿農政局和歌山県拠点（以下「県拠点」という）、その他関係機関の協力のもとに実施する。調達物資及び救援物資については、物資集積拠点に集積後、必要箇所に搬送する。また、平常時における最低3日分、できれば1週間程度の家庭及び企業等の食糧備蓄を推進する。

2 実施担当者

避難所内の食糧の供給については、避難所対応プロジェクトが担当し、必要に応じ実施する炊き出しは教育総務班が担当する。実施にあたっては、本部及び各関係者と密接な連携を図り、町民、自治会、ボランティア等との協力を得ながら行うものとする。供給を実施したときは、次の書類を整備し保管するものとする。

- ・救助実施記録日計票
- ・炊出し給与状況
- ・炊出しその他による食品給与物品受払簿
- ・炊出しその他による食品給与のための食品購入代金支払証拠書類
- ・炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

3 供給対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 災害による流通の支障等により食品が得られない者
- ウ 住家に被害を受けて炊事のできない者

4 食糧の調達及び搬送

食糧の調達及び搬送については、被害状況、避難所の開設状況等から必要数量を把握し、本部と連携を取りながら物資対応プロジェクトが行う。食糧の調達及び搬送は、協定締結業者等の協力を得て実施することとする。

ただし、町本部による調達が不可能な場合は、県は町本部からの要請に応じ、又は被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認められるなど、その事態に照らし緊急を要し、町本部からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、食料を確保し供給するものとする。

なお、要請等は国、県、市町村本部よの間で、食料の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための「物資調達・輸送調整等支援システム」を原則活用するものとし、他にも和歌山県総合防災情報システムによる要請もできる。

（通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当たりの給食並びに供給基準は、一食あたり200精米グラムである。）

5 供給方法

ア 供給にあたっては、供給計画に基づき被災者間に公平に配分するよう努めるとともに、乳幼児・高齢者・病弱者・障害者等の要配慮者に配慮する等被災者のニーズに対応したものとする。

イ 炊出しを実施する場合は、学校等公共施設内の調理施設を使用して実施することを原則とするが、必要に応じて避難所又はその近くの適切な場所を選んで臨時の炊出し所を設置するものとする。

ウ 避難所等での食糧の受入れ及び配布、炊出しは、自治会、自主防災組織、奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

6 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合、食糧等の供給は、同法に基づき実施する。

第4節 給水計画（上下水道班）

1 計画方針

震災のため、飲料水が確保できない、又は汚染により飲用に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給を実施する。1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、更に風呂、便所及び炊事場等に必要な生活用水の確保にも努めるものとし、被災状況等により実施が困難な場合は、隣接市町村、関係団体に速やかに応援要請する体制の確保を図るものとする。

2 実施責任者

飲料水を供給する場合は、本部長が責任者となり、上下水道班が速やかに給水計画を作成し実施することとし、必要に応じ物資対応プロジェクト及び避難所対応プロジェクトと連携をとることとする。供給を実施したときは、供給を行った地区、対象人員、供給水量及び供給の手段を次の書類によりまとめ報告するとともに整備保管しなければならない。

ア 供給実施記録日程表

イ 給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿

ウ 飲料水の供給簿

エ 飲料水供給のための支払証拠書類

3 供給方法

飲料水の供給は次の方法により行う。

(1) 拠点（給水所）給水

給水タンクによる運搬供給は、浄水場や被災地に近い水道から取水し、0.2mg/L以上の残留塩素検出の確認を行い、記録の上、被災地域内の給水基地等へ飲料水・生活用水の輸送を行う。この場合特に病院、避難所等緊急度の高い所を優先とする。

(2) 水の確保

上下水道班長は、断水等により町独自では水の確保ができないと判断したときは以下の処置をとるものとする。

(3) 他の水道事業体への応援要請

日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定に基づき県内及び他府県水道事業体に対する広域的な支援の要請を行う。

4 県への報告

飲料水の供給計画に基づき応急対策を実施したときは、直ちに、県支部保健班（湯浅保健所）経由のうえ県本部生活衛生班（生活衛生課）へ報告する。

5 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合飲料水の供給は、同法に基づき実施する。

6 水道の対策

上下水道班は、震災による水道事故に対処するため、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法により対策を講じるものとする。

ア 施設を巡回し事故発生の有無を確認する。

イ 施設の損壊、漏水等の被害を認めたときは、応急措置を講じるとともに、県支部保健班（湯浅保健所）を経由して県本部生活衛生班（生活衛生課）に被害内容、被害金額及び給水状況等を速やかに電話等をもって報告する。道路管理者との連携を図りながら、水道復旧は、水道復旧行動指針・復旧計画に基づき行う。

ウ 水道の復旧に当たっては、復旧行動指針・復旧計画等に沿って行うものとするが、特に浄水場から主要配水池にいたる送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。その後避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

エ 復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意し管内の消毒等を十分に行い、水質検査を実施し、記録を保管する。

オ 国庫補助対象となるような規模の施設災害が発生した場合には、所定の手続等を行う。

5 その他

町本部長は、災害時における協力井戸の登録及び家庭用井戸の位置の把握に努めておくものとする。また、給水の実施にあたって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努めるものとする。

第5節 物資供給計画（物資対応プロジェクト）

1 計画方針

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等を喪失又はき損し、直ちに日常的な生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのがる程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与については、本計画により実施する。なお、物資調達及び救援物資については、物資集積拠点に集積後、必要箇所に搬送する。

2 実施責任者

物資を供給する場合は、物資対応プロジェクト長が責任者となり、避難所対応プロジェクトと連携をとりながら、給付段階ごとに担当職員を定め実施するものとする。また、物資の搬送は、協定締結業者等の協力を得て実施することとする。また供給を実施したときは、次の書類を整備し保管するものとする。

- ・救助実施記録日計票
- ・物資給与状況
- ・給与物品受払簿
- ・物資給与のための購入代金支払証拠書類
- ・物資給与のための物品受払証拠書類

3 対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 震災により、住家の被害が全焼、全壊、大規模半壊、半焼、半壊の被害を受けた者
- ウ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- エ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

① 供給品目等の基準

- ア 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次の品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ・ 被服、寝具及び身のまわり品
 - ・ 日用品
 - ・ 炊事用具及び食器
 - ・ 光熱材料
- イ 供給品目、供給のための支出できる経費の限度、期間等は、「災害救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲」のとおりとする。

4 調達方法

本部長の指示に基づき、町内又は町外業者から調達するが、町単独で必要数量を調達できないときは、国の物資調達・輸送調整等支援システムや和歌山県総合防災情報システムにより要請するほか、近隣市町村に応援を要請する。

5 供給の方法

ア 物資の供給

物資の供給は、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握し、被災者間に公平に行う

イ 町民等の配分にあたっては、町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力をえて行う。

ウ 要配慮者への配慮

衣料・生活必需品・その他物資の供給の実施については、乳幼児、高齢者、病弱者、障害者等の要配慮者を優先的に行うものとし、できる限りニーズに対応するものとする。

エ 男女双方の視点により、女性向け物資の配布は女性が担当することや個別に受け取られる等、性に配慮する。

6 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の物資の供給は、同法に基づき実施する。

7 個人備蓄の推進

町は、災害直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭における備蓄を推進するものとする。

第6節 住宅・宅地対策計画（住宅調査班）

1 計画方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

2 実施者

ア 町は、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理の計画の樹立及び実施をし、実施が困難な場合は県に実施を依頼する。

イ 災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の建設は県が実施し、状況に応じて県知事から委託を受けて町が実施する。

3 応急住宅の供与

（1）応急住宅の種類

ア 賃貸型応急住宅

イ 建設型応急住宅

（2）対象者

対象者は以下に該当するものとし、必要に応じ民生委員児童委員や自治会長等の意見を徴する等、罹災者の生活条件を調査の上決定する。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない者

（3）賃貸型応急住宅の供与

賃貸型応急住宅の供与については、県が締結している「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき、公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に協力を求めることができる。

また、民間賃貸住宅のあっせんについては、県が締結している「災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書」に基づき、公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会及び公営基社団法人全日本不動産協会和歌山県本部に協力を求めることができる。

（4）建設型応急住宅設置の基準等

ア 原則として、町において設置する。

イ 工事は、実施者の直営又は業者に一括して請負わせて実施することができる。

ウ 設置における規格の基準及び限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及びその

費用の範囲」のとおりとする。

エ 建設用地は、原則として町有地とする。ただし、これにより難しいときは適当な公有地又は私有地を選定する。

オ バリアフリー化し、要配慮者に配慮した作りとする。

カ 被災者の憩いの場である集会所等の設置も検討する。

(5) 建設型応急住宅の建設

建設型応急住宅の建設については、県から住宅建設業務を委任されている場合は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき一般社団法人プレハブ建築協会に、また「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき、和歌山県応急木造仮設住宅建設協会に協力を求めることができる。なお、災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

(6) 入居の順序等

入居の順序は、要配慮者や避難所に収容されている者を優先し、公平に決定する。ただし、入居後の地域コミュニティの形成を見据え、被災前の地域コミュニティが維持できるよう十分配慮して、孤立者が出不ない対策を講じるものとする。

(7) 入居後の応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、知事から委託を受けて管理するものとする。この際、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、家庭動物の受入れに配慮するものとする。

ア 家賃及び維持管理

- ① 家賃は無料とする。
- ② 維持修理は入居者の負担とする。
- ③ 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

イ 応急仮設住宅台帳の作成

応急仮設住宅台帳を作成し入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写を提出する。

(8) 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は、同法に基づき実施する。また、建築基準法85条建築の緩和の告示後実施するものとする。

(9) 書類の整備保管

応急仮設住宅の建設を実施した場合は、住宅・調査班長が責任者となり、関係書類を次のとおり整備し保管しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

- イ 応急仮設住宅台帳
- ウ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- エ 応急仮設住宅使用賃貸契約書
- オ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- カ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

4 災害救助法による住宅の応急修理

(1) 対象者

- ア 震災によって住家が半壊、半焼し、当面の日常生活を営むことのできない者とする。
- イ 居住者が自己の資力をもって応急修理ができない者とする。
- ウ 半壊、半焼の世帯数の30%以内とする。

(2) 応急修理の方法

- ア 応急修理対象世帯ごとに調査を行い、修理計画書（仕様書）を作成し、これに基づき業者に請負わせるか、又は直営工事で実施する。
- イ 応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分のみを対象に実施する。
- ウ 応急修理における規模及び限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲」のとおりとする。
- エ 応急修理に係る資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、業者において確保できないときは県本部長に連絡し斡旋調達又は、資材の支給を受ける。

(3) 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、同法に基づき実施する。

(4) 書類の整備保管

応急修理を実施する場合は、住宅・調査班長が責任者となり、関係書類を次のとおり整備し保管しなければならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 住宅応急修理記録簿
- ウ 工事契約書、仕様書等
- エ 応急修理支払証拠書類

5 その他

公営住宅法による災害公営住宅の建設及び既設公営住宅復旧事業実施、また、罹災者に対する住宅建設資金等の融資については、県計画の定めるところによる。

第7節 医療助産計画（保健医療班）

1 計画方針

震災のため地域医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施については、県、日本赤十字社、医師会その他医療関係機関の協力を得て、次の計画により行う。

2 実施責任者

保健医療班が担当者となり、消防本部、県、地元病院、有田医師会等の協力を得て実施する。医療及び助産を実施した場合、保健医療班長は、次の書類を整備保管しなければならない。

- ア 救護班活動状況
- イ 救助実施記録日計票
- ウ 医薬品、衛生材料等使用簿
- エ 医療、助産関係支出証拠書類

3 医療情報の収集活動

県及び医療関係機関と密接な連携のもと、医療機関被害状況、活動状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

4 医療救護活動

（1）県等医療救護班の派遣要請

災害が発生し、医療救護活動を実施する必要性が生じた場合、知事に医療班の派遣を要請し実施するものとするが、特に緊急を要する場合又は知事が実施しない小災害の場合で実施を要する際は、有田医師会に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。（災害時の医療救護に関する協定書）

（2）救護所の設置

町は、被災現場、避難所及び被災地内の医療保健施設等に、必要に応じ応急救護所あるいは医療救護所（以下「救護所」という。）を設置し、医療救護及び助産を必要とする者に対し迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。なお、救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

- ア 保健センター等の町の公共施設
- イ 避難所
- ウ 集中して負者が出る地域
- エ 学校の保健室等
- オ その他救護所の設置が必要な場所

（3）救護所の運営については、別に定める「有田川町災害時医療救護所運営マニュアル」に基づくものとする。

5 医薬品等の確保供給活動

医療救護活動に必要な医薬品等の確保供給については、「和歌山県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、地域の医療機関等の協力を得て、迅速、的確に実施する。

6 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の医療、助産活動は、同法に基づき実施する。

7 被災者の健康維持活動

ア 巡回相談の実施

被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、応急住宅などにおいて、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

イ 心の健康診断等の実施

災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

8 要配慮者対策

地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害児（者）、医療依存度の高い療養者等に対し、必要な保健指導を行う。

第8節 罹災者救出計画（消防班）

1 計画方針

震災のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の搜索又は救出保護は、本計画によるものとする。

2 救出体制

罹災者の救出は、消防本部が消防団、警察官、消防相互応援協定締結機関、自衛隊、緊急消防援助隊、自主防災組織及び奉仕団等の協力により、舟艇その他必要な器具を借り上げて実施する。

3 対象者

- (1) 被災者の救助は、災害のため、現に救出を要する状態に置かれている者で、おおむね次のような状態にある者。
 - ア 震災に伴う火災の際に火中に取り残された場合
 - イ 震災の際、倒壊家屋の下敷きになった場合
 - ウ 震災により流倒壊家屋とともに孤立した地点に取り残された場合、又は山津波により生埋めになった場合
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死が未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

4 救出の方法

救出活動は、消防対策部が必要な車両・特殊機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に実施するものとするが、大震災時等においては、住民、関係機関等と協力、連携して実施するものとする。

(1) 住民等への協力依頼

- ア 広報車及びテレビ、ラジオなどの報道機関を通じて、町民の隣保相互扶助の精神に訴え、救出活動への積極的な協力を依頼する。
- イ 企業団体、奉仕団等に対して協力を呼びかける。
- ウ 原則として、町民の自主協力に期待するが、緊急の場合、現場付近の住民に救出活動の従事命令を発するものとする。

(2) 関係機関への協力要請

緊急に救出を必要とする住民が多数あり、消防対策部等だけでは救出が困難と認められるときは、消防相互応援協定締結機関、緊急消防援助隊、自衛隊等の派遣を要請する。

(3) 警察及び医療機関との連携

被災者の救出活動を円滑に実施するため、所轄警察署に連絡し、交通規制及び現場の警備等を依頼する。また、傷病者を受け入れる医療機関との連絡調整を行う。

5 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の救出活動は、同法に基づき実施する。

6 書類の整備保管

救出活動を実施した場合、消防対策部長は、責任をもって以下の書類を整備し、保管しなければならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- ウ 被災者救出状況記録簿
- エ 被災者救出関係支払い証拠書類

第9節 住居等の障害物除去計画（土木班）

1 計画方針

災害により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

被災地の障害物の除去の計画樹立及び実施は、町が行う。

(2) 救助法による障害物除去の基準

ア 対象者

- ① 自己の資力では障害物の除去ができない者
- ② 居室、炊事場等生活に欠くことができない場所、また、玄関等に障害物が運び込まれて
いるため一時的に居住できない状態にある者

イ 除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 費用の限度

災害救助法の基準による。

(3) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 救助実施記録日計表

イ 障害物の除去の状況記録簿

ウ 障害物除去費関係支払証拠書類

第 10 節 災害弔慰金等支給及び災害援護資金等貸付計画（出納班）

1 計画方針

町は、震災により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進するものとする。町においては、出納班が担当する。

2 事業計画

① 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸し付け

ア 実施者

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民遺族、世帯主に対して弔慰金及び見舞金の支給及び援護資金の貸し付けを行う。

イ 実施基準等

災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等

② 生活福祉資金（福祉資金）の貸し付け

ア 実施主体

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯等に対し、災害を受けたことにより臨時に必要な資金を貸し付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸し付け対象となる世帯を除く。

イ 生活福祉資金貸し付け条件

災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等

第 11 節 遺体搜索処理計画（住民班、環境衛生班）

1 計画方針

震災の混乱期に死亡し火葬又は埋葬（以下この節「火葬等」）を行うことが困難な場合、応急的な火葬等及び災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索並びに災害の際に死亡した者の遺体の処理については、本計画による。

2 遺体の安置等

遺体安置所を確保し、遺体を収容・安置する。警察官の検視又は医師の検案、遺体の洗浄等の処置を行い、身元判明遺体は火葬許可証の交付とともに遺族に引き渡すこととする。

3 遺体の火葬等

（1）実施担当者

遺体の火葬等は、震災の際死亡した者で、震災のため社会が混乱している場合であって遺族自らが火葬等を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、町が遺体の応急的な火葬等を実施する。実施に当たっては、有田聖苑及び清水斎場を主として使用する。なお実施する場合は、次の書類を整備保管しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬（火葬）等遺体処理台帳

ウ 埋葬（火葬）等処理費支出関係証拠書類

（2）火葬等の方法

ア 原則として、火葬とする。

イ 身元不明遺体については、火葬の後、遺骨及び遺品等を町又は寺院等に依頼して保存する。

ウ 火葬場の稼動状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。

エ 遺体の火葬、遺族に対する棺、ドライアイス、骨つぼ等の支給など必要な措置を講じる。

オ 独自で火葬を行うことが不可能となった場合は、「和歌山県広域火葬実施要綱」に基づき、県に対して必要な措置を要請し、広域火葬を実施する。

（3）救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の遺体処理等は、同法に基づき実施する。

4 遺体の搜索

（1）実施担当者

町が警察官等の協力を得て実施する。

なお、次の書類を整備保管しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 搜索用機械器具燃料受払簿

ウ 死体搜索状況記録簿

エ 死体搜索用関係支出証拠書類

(2) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(3) 搜索の方法

町が必要に応じ搜索班を編成し、警察機関等と連携を取りつつ実施する。

(4) 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の遺体の搜索は、同法に基づき実施する。

5 遺体の処理

(1) 実施担当者

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（火葬等を除く）を行うことができない場合において、町が遺族等に代って処理を実施する。

なお、次の書類を整備保管しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 遺体処理台帳

ウ 遺体処理関係支出証拠書類

(2) 遺体処理の方法

ア 遺体の識別、火葬等を行うための、洗浄、縫合、消毒及び遺体の一時保存を実施する。

イ 遺体の検案は、遺体の処理として医療救護班の医師が行うが、遺体の数が多い場合は、他の医療機関の応援を求めて実施する。

(3) 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の遺体の処理は、同法に基づき実施する。

第12節 災害義援金品配分計画（出納班）

1 計画方針

り災者、り災施設、その他に対する義援金品の配分は、本計画による。

2 義援金品の受け付け

被災者あてに寄贈される義援金品の受付窓口を設置し受け付けを行う。

義援金の受付期間はおおむね1ヶ月以内とし、必要に応じて延長する。

3 義援金品の保管

義援金品の受け付けに際しては受領書を発行し、収支を明らかにする帳簿を備え付けるとともに、被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

4 義援金品の配分

義援金品の配分は、義援金総額や被害状況等に基づき公平を維持し、迅速に実施する。

また、義援金品の配分にあたっては、民生委員児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分を行う。

第13節 避難行動要支援者対策計画（福祉保健対策部、関係各班）

1 計画方針

各地域における乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ的確な防災行動をとることが困難な人々に対し、迅速、的確な対応を図るための体制整備については、本計画によるものとする。

2 事業計画

町は、災害時に次の事項について避難行動要支援者に十分配慮し、適切な被災者支援を実施する。

- (1) 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難勧告等の情報提供
- (2) 自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- (3) 名簿等の活用による居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見
- (4) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細やかな対応
- (5) 避難所等における避難行動要支援者の把握とニーズ調査
- (6) 生活必需品への配慮
- (7) 食糧の配慮（やわらかい食品等）
- (8) 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- (9) 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
- (10) 仮設住宅の構造仕様についての配慮
- (11) 仮設住宅への優先的入居の検討
- (12) 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認の実施
- (13) ソーシャルワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- (14) インフルエンザ等感染症の防止対策
- (15) 社会福祉施設等の被害状況調査
- (16) 医療福祉相談所の設置

第14節 有害物質流出等防止対策（環境衛生班）

1 計画方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散による住民の健康被害が生じ又はその恐れがある場合の応急対策についてはこの計画による。
- (2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
 - ア 待機汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
 - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び町と連携して実施する。

2 事業計画

- (1) 石綿飛散応急対策（上記1-(2)-アの物質）
 - ア 石綿飛散防止対策については、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき行うものとする。
 - イ アスベスト台帳に基づき石綿飛散の恐れのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。
 - ウ 吹付け石綿（レベル1）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。
 - エ 災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防塵マスクの着用を周知する。
- (2) 有害物質流出防止対策（上記1-(2)-イの物質）
 - ア 事業所から、水質汚濁防止法第14条の2に基づき応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置の報告を受ける。
 - イ 事業者の講じた応急の措置が十分でないと判断される場合は指導を行う。
 - ウ 事業者が実施する有害物質に汚染された土壌等の測定における測定場所の選定などについて、町は事業者に協力する。
 - エ 有害物質の流出により住民の健康に被害が生じる恐れがある場合は、周辺住民へ広報を行う。

第5章 保健衛生計画

第1節 防疫計画（環境衛生班、上下水道班）

1 計画方針

震災発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するものとする。

2 実施担当者

災害時における被災地域の防疫は環境衛生班及び上下水道班が担当する。

3 災害防疫の実施方法

（1）広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意する。

（2）消毒の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下この項「感染症に関する法」という）第27条第2項に規定する消毒は、知事の指示に基づき、感染症に関する法施行規則第14条に定めるところによって実施し、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

（3）ねずみ族昆虫等の駆除

感染症に関する法第28条第2項の規定より知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、感染症に関する法施行規則第15条に定めるところによりねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

（4）生活の用に供される水の供給

感染症に関する法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をするものとする。実施に当たっては、本編「給水計画」に定める方法によって行うものとする。

（5）患者の入院方法

感染症等であって、入院が適当なものについては、感染症に関する法19条の規定により、早急に入院の手続きをとるものとする。

（6）報告

警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記の事項について県支部保健班（湯浅保健所）を経由して、知事に報告（電話、書類）する。

ア 被害の状況

イ 防疫活動状況

ウ 災害防疫所要見込額

エ その他

第2節 清掃計画（環境衛生班、上下水道班）

1 計画方針

震災の発生によって、ごみ、汚泥、ガレキ並びにし尿等(以下この節「廃棄物」という。)により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は、本計画及び災害廃棄物処理計画によるものとする。なお、被災地からの廃棄物の受け入れの際は、必ず分別し受け入れるものとし、仮置場の土壌汚染についても対策を講じることとする。

2 実施担当者

廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は環境衛生班及び上下水道班が行う。実施するに当たっては、ごみ処理係、し尿処理係、ガレキ処理係を編成し実施する。

被害が甚大で町域での応急対策の実施が不可能な場合は、県支部保健班（湯浅保健所）及び県の指導により他の市町村の応援を得るものとする。

3 実施の方法

(1) ごみ処理

ア 初期対応

- ① 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。
- ② ごみ処理施設の被害状況と復旧見込を把握する。

イ 処理活動

- ① 被災地の生活に支障が出ないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- ② 大型ダンブがアクセスできる場所に一時仮置場、二次仮置場を設置する。
- ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- ④ 仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- ⑤ 廃棄物処理計画に基づき業者等へ収集・処理・処分の協力を依頼する。

被災地域をそれぞれ区分・分担し、可燃物は焼却処分することを原則とするが、排出量が処理能力を超えた場合、又は不燃物との分別が困難な場合は、一時仮置きを実施し分別後に可燃物は焼却処理するものとする。なお、処分においては、環境衛生上支障のないよう十分配慮する。

(2) し尿処理

ア 初期対応

- ① し尿処理係は、関係部課との連携のもとに、し尿処理体制を早急に確立する。
- ② し尿処理施設及び下水処理施設等の被害状況を把握した後、必要に応じ応急復旧措置を講じて、処理能力の維持に努める。
- ③ 避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握し、必要に応じ仮設トイレを設置

する。

イ 処理活動

- ① 収集は、し尿収集許可業者の積極的な協力を求めて実施する。また、避難所などで緊急くみ取りを必要とする地域から実施する。
- ② 処理は、し尿処理場で行うことを原則とするが、必要に応じ臨時貯留施設の設置等を行うものとする。ただし、環境衛生上、支障のないよう措置するものとする。

(3) がれき処理

ア 初期対応

- ① ガレキの発生量を把握する。
- ② ガレキの選別・保管・焼却等のために大型ダンプがアクセスでき、長期間の仮置きが可能な場所に一次仮置場、二次仮置場を設置するとともに、ガレキの最終処分までの処理ルート確保を図る。

災害の規模、被害の程度により、収集能力、緊急度等を勘案して収集計画を作成し実施する。

イ 処理活動

- ① ガレキ処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- ② ガレキの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ③ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- ④ 町が有するトラックを使用し収集することを原則とするが、災害の種類、排出物の形状等により、臨機の措置をとるものとする。

ウ 資機材の確保

ガレキの除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、建設業者等の協力を得るものとする。

多量に集積された箇所に対しては、ダンプカー、ショベルカー等の機動力を駆使し、迅速に排除を行うものとし、車両等の借り上げの措置をとるものとする。

(4) その他

大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じ同協会等に協力を要請するものとする。

また、し尿等の処理に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県清掃

連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ協力を要請するものとする。

4 事務処理

ア 災害により廃棄物が発生したとき及び廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿 処理施設）に被害があった場合は、速やかに、その発生量、被害状況等を県支部保健班（湯浅保健所）を経由のうえ県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

イ 報告は、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会において定められた「災害等廃棄物等に関する状況確認【情報共有フォーマット】」により行うものとする。

5 その他

堆積土砂の排除は、清掃作業とはみなされない。

第3節 精神保健福祉対策計画（保健医療班、福祉班）

1 計画方針

高齢者、障害者等の要配慮者、児童等の被害状況や救援の必要性の把握に努めるとともに、震災直後の精神科医療の確保と、災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立し、継続した福祉サービスの提供を行う。

2 実施担当者

保健医療班及び福祉班が、民生委員児童委員、自治会、社会福祉協議会、ボランティア、県等の協力を得て実施する。

3 被災地の災害対策

県支部保健班（湯浅保健所）を精神保健福祉活動の拠点に、県本部、国、精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

4 要配慮者への対応

(1) 要配慮者の発見

民生委員児童委員、消防団、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、ボランティア、県等の協力を得ながら、速やかに在宅要配慮高齢者、障害者等の迅速な発見保護に努める。

(2) 避難所等への移送

被災した在宅要配慮高齢者、障害者等に対し、本人の意思・状況を判断した上で、避難所、医療機関、社会福祉施設等へ速やかに移送する。

(3) 被災状況とニーズの把握

ア 要配慮者等の所在の把握と被災状況、健康状態及び福祉ニーズの把握に努める。

イ 社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の迅速な把握に努める。

(4) 要配慮者への支援活動

ア 福祉用具等の確保

高齢者や障害者の日常不可欠な福祉用具（車椅子、補装具等）等の搬送、供給体制を確保するとともに、被災地域への介護職員等の組織的・継続的な派遣に努める。

イ 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した高齢者、障害者等に対して、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣や利用可能な施設及び福祉サービスに関する情報の提供に努める。

ウ 医薬品、医薬材料等の確保

精神疾患については、継続した服薬により症状の安定を図っているため、医薬品・医薬材料等の供給体制の確保に努める。

5 児童への対応

(1) 実態把握

民生委員児童委員、消防団、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、ボランティア、県等の協力を得ながら、孤児や遺児等の実態把握に努める。

(2) 保護、生活支援

ア 保育を必要とする児童があるときは、保育所等に入所させ保育するものとする。

イ 保護者を失った児童があるときは、県又は児童相談所に連絡して児童福祉施設等に保護するものとする。

6 心のケア対策

被災者の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、精神科医・精神保健福祉士・心理士等による相談窓口を開設するなどの心のケア対策に努める。

7 福祉相談窓口の開設

要配慮者に対しては、周辺住民を中心としたきめ細かな支援体制の確立を図るとともに、早期に相談窓口を開設する。

8 情報伝達方法

要配慮者に対し迅速正確な情報を伝達するため、関係団体やボランティア等の協力を得て、視覚障害者にはテーブルコーダー、聴覚障害者には情報案内板等を利用するなどニーズに応じて適切に行う。

9 広域支援体制の確立

県支部保健班（湯浅保健所）を拠点に、市、県本部、国、近隣府県、関係団体等によるネットワークを形成し、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域支援体制を確立するものとする。

第4節 動物保護管理計画（環境衛生班）

1 計画方針

災害時には避難者の同伴動物にかかる問題も想定されるため、町は、被災者支援等の観点から、県の設置する「災害時動物救援本部」と協力して動物の収容活動及び救護活動を実施する。

2 実施内容

(1) 被災地における動物の保護

所有不明の負傷動物、放し飼いの動物保護については、県及び動物愛団体、ボランティアと協力し、動物の保護に努める。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

避難所では、有田川町避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼育場所において飼い主自身が動物を適正に飼育管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。

(3) 県との連携

県との連携により、餌の手配、負傷動物の収容・保管、相談等の実施する。

3 その他

死骸処理

動物等の死骸処理については、火葬を原則とするが、施設等の状況により火葬できない場合は、衛生面に十分注意し死骸処理を行う。

第6章 公共土木施設等応急対策計画（建設班、上下水道班）

1 計画方針

震災の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧計画を立てる前に、落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、二次災害の防止に努める。

2 河川災害

建設班は、県と協力して被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

3 砂防・地すべり等土砂災害

建設班は、県と協力して二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。又、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等設置する。

4 道路、橋梁災害

建設班は、県と協力して被害のあった道路、橋梁が唯一の交通路で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

5 下水道等災害

上下水道班は、施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

6 農地・農林業施設・林地等の災害

建設班は、県と協力して二次災害の危険性が高い被災箇所について、緊急に災害対策工事を実施する。又は、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、応急工事を実施する。

7 ため池災害

建設班は、県の大地震後の農業用ため池緊急点検マニュアルに準じ、ため池周辺で震度4以上の地震を観測した時は、緊急点検行動を開始するとともに、余震及び降雨による被害拡大の防止に努める。又、第三者への危険が予想される場合は、避難等の安全対策を行う。

8 治山・林道の災害

建設班は、早期に施設を巡視し、危険な場所の表示を行うと共に、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、県と協力して応急工事を実施する。

9 避難及び立入制限

関係各課は、著しい被害が生じるおそれがある場合は、速やかに本部に報告するとともに、関係機関、住民に連絡する。報告を受けた本部は、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第7章 文教対策計画

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書等の応急措置を講じる。実施にあたっては、教育対策部が担当する。

第1節 児童・生徒の安全確保計画（教育総務班）

1 各学校の措置

災害に対する各学校等の措置については、学校長は教育委員会と協議し具体的な応急対策を立てる。

2 児童・生徒の安全確保

児童・生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施等を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておくものとする。

3 応急教育の実施

震災による教育の中断を防ぐための応急教育の実施については、施設の被害程度、復旧の状況、教員、児童、生徒及び家族の被災の程度、交通機関、道路の復旧状況などを勘案し、次の方法により行う。ただし、各学校長は、町と協議し、承認を得た上で実施する。

(1) 被害程度別応急予定場所

ア 校舎が応急的な修理で使用できる場合

当該施設の応急措置をして使用する。

イ 校舎の一部が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設を利用し、なお不足する場合は、2部授業等の方法による。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない場合

公民館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

エ 特に地区が全体的被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、罹災を免れた公民館等公共施設を利用する。

(2) 施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により、当該施設管理者の応援を得るものとする。

ア 町内の施設利用の場合

本部において関係者協議のうえ行うものとする。

イ 町内操作不能の場合

本部は、県教育部に対して施設利用の応援の要請をし、利用すべき施設を確保する。

(3) 学校長は、授業時数の確保に努めるとともに、状況により自宅学習等の応急教育を実施する。

(4) 学校長は教職員及び児童生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、校区外に避難した児童生徒への授業実施状況・予定等の連絡を行う。

4 教職員の確保

学校施設の被災、教職員の被災などにより、応急教育を実施するための職員が不足した場合は、次により教職員の確保につとめるものとする。

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

(2) 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、教育総務班に派遣の要請をするものとする。教育総務班は本部に報告し、本部は、管内の学校内において操作するものとする。

(3) 町内操作不能の場合

町内で解決できない場合は、本部は、県教育部に教職員派遣の要請をする。

5 社会教育施設の保全・応急復旧（社会教育班）

震災発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のために利用される場合も少なくないので、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急修理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

第2節 学校給食関係の計画（教育総務班）

1 学校給食の措置

各学校の給食施設及び給食センターが被災し、給食業務に支障が生じたとき、又は学校が被災したとき、学校長と教育総務班は連絡協議のうえ、給食の可否を決定するものであるが、次の諸点に留意する。

ア 出きる限り継続実施に努める。

イ 施設及び原材料の被災により実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるように努める。

ウ 各学校とも避難場所として使用され、被災者に対する炊出しが行われる場合は、一般罹災者との調整に留意する。

エ 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので衛生については特に留意する。

2 報 告

学校給食施設等が被害を受けた場合、被害状況を本部に報告するとともに、県本部に報告し、県の指示、指導（被害物資の掌握、処分等）を受けるものとする。

第3節 学用品支給計画（教育総務班）

震災により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

1 給与対象者及び給与の基準

救助法が適用された場合に準じる。

2 給与の方法

学用品の給与に当たっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、罹災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握するものとする。

3 書類の整備保管

学用品の給与を実施する場合は、関係書類を次のとおり、整備保管しなければならない。

ア 救助実施記録日計表

イ 学用品の給与状況

ウ 学用品購入関係支払証拠書類

エ 備蓄物資払出証拠書類

4 災害救助法が適用された場合

学用品は県が一括購入し、罹災児童生徒に対する配分は、町において実施するが、県から職権の委任を受けた場合は、調達から配分までの業務を行う。

第4節 認定こども園等の措置（生活保育班）

認定こども園等の施設についても、上記の計画に準じて保育幼児の保護及び保育に十分に配慮するものとする。

第8章 災害対策要員計画（本部調整班）

1 計画方針

震災応急対策を実施するために必要な要員は、本計画によるものとする。災害対策の要員については、概ね次の順序で動員を行うものとする。ただし、災害応急対策作業の内容によっては、先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要がある場合は、この限りではない。

(1) 町職員の動員

(2) 労働者の雇上げ

震災応急対策及び災害救助を実施するに当たり、労働者の雇上げ等が不可能で人員に不足が生ずる場合は、次の応援要請事項を示して、県本部へ要請するものとする。実施にあたっては、本部長の指示のもと、本部調整班が担当する。

ア 応援を必要とする理由

イ 従事場所

ウ 作業内容

エ 人員

オ 従事期間

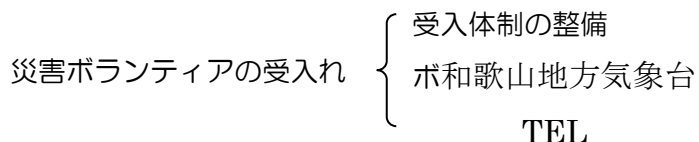
カ 集合場所

キ その他参考事項

第1節 ボランティア受入れ計画（福祉班、有田川町社会福祉協議会）

災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入れ計画は、本計画によるものとする。

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 受入体制の整備

大規模災害等によりボランティアの応援が必要と認めた場合には、以下のとおり災害時ボランティアの受入体制を確立する。

1 活動拠点の開設

（１）ボランティアの活動拠点として、有田川町金屋文化保健センター内に「有田川町災害ボランティアセンター」（以下「ボランティアセンター」という。）を開設する。

なお、必要に応じ、きび保健福祉センター内及び高齢者福祉センター内に支部を設置する。

（２）ボランティアセンターの開設は、福祉班の担当職員が有田川町社会福祉協議会の協力を得て行うものとする。

（３）ボランティアセンターは、有田川町社会福祉協議会が運営するものとする。

2 情報の収集

ボランティア活動が効果的に行われるよう、災害による被害や避難者の状況及び本部の活動状況等の情報を収集し、必要なボランティア業務の種別、人員等を把握するものとする。

第2 ボランティアの受入れ

1 登録及び管理

（１）ボランティアの受入れは、原則としてボランティアセンターでの登録をもって行うこととする。ただし、状況に応じて指定避難施設等の活動場所において行うこともある。

（２）ボランティアセンター以外でボランティア登録を行った場合には、随時、ボランティアセンターへその状況を報告する。

2 派遣等

（１）ボランティアの派遣は、本部の要請に基づき、種別、人員等を勘案の上、行うものとする。

（２）ボランティア要員が不足する場合は、広報紙、報道機関等を通じて募集するものとする。

第3 ボランティアの種別

災害等におけるボランティアは、防災ボランティアと一般ボランティアに区分される。

防災ボランティアには、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる「専門ボランティア」とリーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる「救援ボランティアチーム」がある。

一般ボランティアとは、救援物資の仕分け、搬送、炊き出し、物資の配布等の専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアである。

1 防災ボランティア

- (1) 倒壊建物・土砂災害等による生埋者の救出活動への協力
- (2) 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送協力
- (3) 情報収集活動への協力
- (4) 救援物資の配分及び輸送等の業務への協力
- (5) 道路啓開（注）活動、公共施設等の応急復旧活動への協力

（注）道路啓開：災害時に発生した道路上の障害物、崩土、電柱・建物等の倒壊物、落下物、及び放置車両等を除去し、また、道路の陥没・き裂・段差等の応急補修を行って、車両用走行帯を確保すること。

- (6) 道路の交通管制業務への協力
- (7) 建物危険度判定調査への協力
- (8) 避難所・被災地区における健康管理業務への協力
- (9) 外国人への情報伝達等の通訳業務への協力
- (10) 心のケア業務への協力
- (11) 法律相談、税務相談等、災害時総合相談窓口業務への協力
- (12) その他各部が行う災害応急対策業務への協力

2 一般ボランティア

- (1) 避難所等における運営業務への協力
- (2) 炊き出し業務、飲料水の輸送等の業務への協力
- (3) 救援物資の配分及び輸送等の業務への協力
- (4) 安否確認業務等への協力
- (5) 高齢者、障害者等の日常生活支援のための介助業務への協力
- (6) 被災家屋からの家財搬出等への協力
- (7) 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供協力
- (8) 町が行う広報活動への協力（災害時要援護者向け資料の作成等）
- (9) 町が行う情報収集活動への協力
- (10) その他危険を伴わない軽易な作業への協力

第2節 労働者の確保計画（本部調整班）

震災応急対策の実施が、職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保は本計画によるものとする。

1 実施担当者

労働者の確保は、本部調整班において実施するものとする。労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 人夫雇上げ台帳

ウ 人夫賃支払関係証拠書類

2 労働者確保の方法

(1) 基本法による従事命令

本部長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。従事命令を発するとき、又は発した命令を変更し、又は取消すときは、基本法第81条に定める公用令書を交付するものとする。

(2) 公共職業安定所の労働者供給

一般の労働者の雇上げについては、ハローワーク湯浅公共職業安定所の一般休職者を対象として、要員確保に努めるものとする。労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とする。

3 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合は、救助法に基づき労働者の雇上げを実施する。

第9章 交通輸送計画

第1節 道路交通の応急対策計画（警察、建設班）

1 計画方針

災害により、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施するものとする。

2 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察署又は町に通報するものとする。

町において通報を受けた場合は、その道路管理者及び警察署に速やかに通報するものとする。

3 交通規制の実施要領

ア 道路管理者

災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整のうえ速やかに必要な規制をするものとする。

町以外の者が管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を依頼するものとする。また、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を依頼するものとする。

イ 警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行うものとする。

4 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合は、政令の定めるところにより、次の標識を設置するものとする。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導に当たるものとする。

ア 規制標識

規制標識は、次の様式と方法により設置するものとする。

- ① 道路交通法第4条、5条及び道路法第46条によって規制したとき。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月7日号外総理府建設省令第3号）に定める様式と方法による。

- ② 基本法第76条によって規制したとき。

基本法施行規則第5条に定める様式と方法による。

イ 規制内容の表示

規制標識には、次の事項を明示して表示する。

- ① 禁止、制限の対象
- ② 規制の区域及び区間
- ③ 規制の期間

ウ 周知の措置

道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、看板等を掲出するほか報道機関を通じ、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動にかかる関係機関等に対して、その状況を知らせるとともに、一般通行者（車）等に対し、その内容、迂回路について広報する。

5 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知するものとする。

報告事項

各関係機関は、報告、通知に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 禁止、制限の種別と対象
- ② 規制する区域及び区間
- ③ 規制する期間
- ④ 規制する理由
- ⑤ 迂回路その他の状況

6 道路の応急復旧

ア 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

町の実施担当者は、建設班とする。

イ 他の道路管理者に対する通報

管内の国道、県道等その他管理者に属する道路ががけくずれ等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路の管理者である県県土整備部、和歌山河川国道事務所、西日本高速道路(株)、県警察本部、有田振興局（建設部）、紀南河川国道事務所、有田湯浅警察署、高速道路交通警察隊、報道機関、住民、管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

ウ 緊急の場合における応急復旧

事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、緊急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

エ 知事に対する応援要請

自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請するものとする。

7 緊急通行車両及び規制除外車両の通行確認

基本法第76条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の確認手続は、次のとおりとする。

ア 緊急通行車両の基準

・緊急通行車両とは、

- ① 道路交通法第39条第1項の緊急自動車
- ② 基本法第50条第1項に定める災害応急対策に使用される車両であり、①の車両については緊急通行車両の確認及び標章の掲示は不要である。

なお、原子力災害対策特別措置法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく緊急通行車両及び大規模地震対策特別措置法に基づく緊急輸送車両についても②の車両と同様に扱う。

・規制除外車両とは、

- ① 災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているもの。
- ② 社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるものであり、①の車両については規制除外車両の確認及び標章の掲示は不要である。

※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していき、その確認は緊急通行車両の確認手続に準じて行う。

イ 確認と標章等の交付

警察署長は、申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。

ウ 緊急通行車両の通行の確保（基本法第76条の6）

- ① 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定（以下「指定道路区間」という。）し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。
- ② 道路管理者は、指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。
- ③ 運転者等が当該措置をとらない場合や運転者等が現場にいないため移動を命じることができない場合は、道路管理者は自ら車両等の移動を行うことができる。

- ④ 道路管理者は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。
- 8 交通規制時の車両の運転者の義務（基本法第76条の2）
- 基本法の規定による交通規制時の車両の運転者の義務は次のとおりである。
- ア 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。
- なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- イ 前記アに関わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。
- 9 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等（基本法第76条の3）
- 緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は次のとおりである。
- ア 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- イ 前記アによる措置を命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他物件を破損することができる。
- ウ 前記ア及びイを警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊及び消防吏員の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。この場合において、その旨を当該命令し、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。
- 10 公安委員会から道路管理者への車両移動等の措置要請（基本法第76条の4）
- 公安委員会は、基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、基本法第76条の6に規定する車両移動等の措置を要請するものとする。

第2節 輸送計画（管理班、消防班、物資対応プロジェクト）

震災時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸・空のあらゆる有効な手段を利用し総合的かつ積極的に緊急輸送を実現するものとする。

特に、山間部等の孤立地区の救援に対しては、機動力のあるヘリコプターが有効的手段であり、関係機関との連携及び協定等を推進する。

又、道の駅の立地条件を生かし、物流の拠点として活用する。

1 実施担当者

輸送活動（車両の通行、物資の輸送、車両の手配等）の実施は管理班及び物資対応プロジェクトが担当する。

2 輸送の対象等

ア 輸送の対象は、次のとおりとする。

- ① 被災者
- ② 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
- ③ 飲料水、食糧、生活必需品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）等
- ④ 救援物資等
- ⑤ 応急復旧に係る要員、資機材等

イ 輸送順位

- ① 住民の生命と安全を確保するために必要な輸送
- ② 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ③ ①、②以外の災害応急対策のために必要な輸送

3 輸送力の確保

輸送に必要な車両、無人航空機及び要員等の確保については、以下によるものとする。

(1) 車両等の使用及び借上げ

震災時の輸送に使用する車両等は、町保有の車両等を使用するものとするが、被災の状況等により、民間の車両等を借上げ実施する。

(2) 応援要請

借上げ実施後においても不足する場合は、輸送条件を示し県支部に対して応援を要請する。
また、県トラック協会等の災害協定締結団体の協力も得て実施する。

4 緊急輸送道路の確保

道路施設の被害が甚大で、緊急輸送道路が途絶した場合、道路管理者は、関係機関の協力を得て、障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

5 基本法第76条第1項による通行の禁止又は制限が行われた場合

(1) 緊急通行車両の活用

警察署に対して、緊急通行車両であることの確認を申請し、確認を得て輸送活動を実施する。

(2) 緊急通行車両の確認申請

緊急通行車両の確認を受けるときは、次の内容を警察署に申出するものとする。

- ア 番号標に表示されている番号
- イ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）
- ウ 使用者の住所、氏名、電話番号
- エ 通行日時

(3) 標章等の掲示

緊急通行車両の確認を受けたときは、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

6 鉄道による輸送

鉄道を必要とする場合は、西日本旅客鉄道株式会社と協議を行い実施する。緊急輸送の要請は、最寄りの駅長を通じて行うものとする。

7 ヘリコプターによる空中輸送

緊急を要し、ヘリコプター以外に有効な輸送手段がない場合には、県防災ヘリコプター、自衛隊、県警、海上保安庁、県赤十字救援隊、和歌山民間救援隊等のヘリコプターの派遣を要請する。県防災ヘリコプターの要請については、「県防災ヘリコプター活用計画」による。

第10章 自衛隊派遣要請等の計画

第1節 自衛隊派遣要請（総務班）

1 知事への派遣要請の要求

震災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第68条の2の規定に基づき、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う。依頼は、電話又は口頭をもって有田振興局を経由して県災害対策課にするものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。本部会議の決定に基づき総務班が実施する。

2 派遣要請の要求基準

県知事への要求の決定は、本部会議で行うものとするが、その際の基準は概ね次のとおりとする。

- ア 人命救助のため応援を必要とするとき
- イ 町内で大規模の災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- ウ 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- エ 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- オ 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

3 知事に対し要求できない場合

通信途絶等により知事に対し派遣要請の要求ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この場合、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

4 自衛隊の派遣の種類

自衛隊は次の場合に部隊等を派遣する。

- ア 県知事等から要請があり、事態やむを得ないと認める場合における要請に基づく部隊等の派遣
- イ 町長等からの通知を受け、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合における自主的判断に基づく部隊等の派遣

〔要請経路〕（知事に要求できない場合）

要請先 陸上自衛隊第37普通科連隊（第37普通科連隊長）

〒594-0023 大阪府和泉市伯太町官有地

TEL：0725-41-0090

（昼間）第3科（内236～239） （夜間）当直指令室（内302）

FAX：0725-41-0090（切替）

県防災電話：392-400 県防災FAX：392-499

第2節 派遣部隊の受入れ体制（総務班）

自衛隊の派遣が決定された場合、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入れ体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

1 被災地までの誘導

被災地までの誘導は、必要により警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

2 受入れ及び到着後の措置

（1）受入れ準備

- ア 総務班長を責任者として、派遣部隊の指揮官と調整にあたる。
- イ 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
- ウ 自衛隊との緊密な連携を図るため、自衛隊の本部事務室を設ける。
- エ 応援を求める内容、所要人員及び必要とする資機材の確保などについて計画を立て、部隊到着後、直ちに活動できるよう準備する。
- オ ヘリコプターによる応援を受ける場合は、着陸地点、風向表示等の必要な準備をする。
- カ 自衛隊の活動においては、付近住民に対し積極的な協力を求めるものとする。

（2）派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに部隊の責任者、町長、県知事、自衛隊と応援作業計画等について協議調整し、必要な措置をとる。また、必要に応じて次の事項を知事に報告する。

- ア 派遣部隊名
- イ 部隊の長の官職氏名
- ウ 隊員数
- エ 到着日時及び活動開始日時
- オ 従事している作業内容及び進行状況

第3節 自衛隊の活動範囲

震災時の派遣部隊は、主として生命、財産の救助のため、各機関と綿密な連携を保ち相互に協力し、次の業務を実施する。

1 派遣部隊等の活動

(1) 災害発生前の活動

ア 連絡班及び偵察班の派遣

① 連絡班

状況の悪化に伴い県その他必要な機関に連絡員を派遣し、情報の交換及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によって通信班を配備する。

② 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の情報を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

イ 出動体制への移行

① 連隊本部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い作戦室を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

② 部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

ウ 海、空自衛隊との連絡調整

海、空自衛隊と、平素からの協定に基づき連絡を密にし、上級司令部の命令があれば、速やかに適切な共同行動が実施できるよう準備する。

(2) 災害発生後の活動

ア 被害状況の把握

知事からの要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、船舶、航空機等により偵察を行う。

イ 避難の援助

避難の命令が発令され、避難、立退き等が行われている場合で必要と認めるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

ウ 遭難者の搜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して搜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火に当たる。

カ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が破壊し、若しくは障害物がある場合は、これらの啓開、除去に当たる。

キ 応急医療、救護、防疫等の支援

診察、救護、防疫、病虫害防除等の支援を行う。ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

ク 通信支援

特に要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない程度において支援する。

ケ 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認めたときは、緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要するとき又は他の輸送する手段がないと認められるものについて行う。

コ 炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

サ 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として、交通規制の支援を行う。

シ 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類爆発物の保安措置及び除去を実施する。

ス 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

セ その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力上で可能なものについては、所要の措置をとる。

2 派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、本部長（町長）又は本部長（町長）から委任を受けて本部長（町長）の職権を行う吏員が現場にいない場合に限り、次の職務を執行することが

できる。

ただし、この場合、自衛官は その旨を本部長（町長）に通知しなければならない。

ア 警戒区域の設定及び設定区域への立入り制限、禁止、退去の命令

（基本法第63 条第3項）

イ 他人の土地、建物、その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木、その他の物件の使用若しくは収容

（基本法第64 条第8項）

ウ 応急措置実施の支障となる工作物等の除去等

（基本法第64 条第8項）

エ 住民又は現場にある者の応急業務への従事命令

（基本法第65 条第3項）

第4節 派遣部隊等の撤収要請（総務班）

本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

第5節 緊急消防援助隊の要請及び受入れ体制（消防班、総務班）

和歌山県緊急消防援助隊受援計画及び有田川町消防本部受援計画による。

第 11 章 県防災ヘリコプター活用計画（総務班・消防班）

1 計画方針

震災が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実を図る。

2 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として、市町村等の要請により運航するが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、県総括管理者（危機管理部長）の指示により出動するものとする。

3 防災ヘリコプターの応援要請

知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

（1）応援要請の原則

災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するため、防災ヘリコプターによる活動が必要と判断するとき、知事に対し防災ヘリコプターの要請を行うものとする。

応援要請は、総務班又は消防班が担当する。

ア 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 町の消防力では、災害の防御が著しく困難と認められる場合

ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（2）応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害発生現場の気象状態

エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他の必要事項

(3) 応援要請連絡先

連絡先所在地電話 F A X

和歌山県防災航空センター 西牟婁郡白浜町3031-56

T E L (0739) 45-8211 F A X (0739) 45-8213

県防災電話 364-451, 400 県防災F A X 364-499

4 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

イ 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送

ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送

エ 被災者等の救出

オ 救援物資、人員等の搬送

カ 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動

キ その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第12章 相互応援計画

震災が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、基本法等の関係法令及び相互応援協定に基づき他の市町村等に対して、応援を要請するとともに、本町以外で大規模な災害が発生した場合は、当該相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。要請は総務班及び消防班において実施する。

第1節 応援の要請（総務班・消防班）

1 応援要請のできる要件

本町の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- ア 応援を受け緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限にとどめることができる
と判断されるとき。
- イ 大規模な被害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助等に支障をきたすとき。

2 応援にあたっての要請事項

- ア 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ 応援を必要とする期間
- ウ 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- エ 応援部隊の集結場所
- オ 応援を必要とする場所
- カ 応援を必要とする活動内容
- キ その他必要事項

3 知事に対する応援要請

基本法第68条に基づき、県知事に対して応援要請を行う。

4 他の市町村等に対する応援の要請

消防組織法第39条、基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

5 緊急消防援助隊に対する応援要請

消防組織法に定める緊急消防援助隊については、町長が災害規模及び被害状況を考慮し、町消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県知事に対して応援要請を行う。なお、県知事と連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請を行うものとし、事後速やかに県知事に報告するものとする。（和歌山県緊急消防援助隊受援計画及び有田川町消防本部受援計画による）

第2節 職員の派遣要請（総務班）

震災発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本町の職員のみでは対応ができない場合は、県、他の市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請する。要請は総務班が担当する。

1 県、他の市町村又は指定地方行政機関に対する派遣の要請

基本法第29条又は、地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行うことお言う。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

2 国に対する派遣の要請

総務省の被災市区町村応援職員確保システムや災害マネジメント総括支援制度を活用し、災害対応に精通した職員の確保を行う。

3 職員派遣の斡旋要請

基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっ旋を求めることができる。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア 派遣のあっ旋を求める理由
- イ 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっ旋について必要な事項

4 身分及び経費の負担

派遣職員の身分及び経費の負担については、基本法第32条に定めるところによる。

第3節 近畿地方整備局による災害時の応援計画（総務班）

1 計画方針

災害が発生又はそのおそれのある場合、近畿地方整備局は「災害時の応援による申し合わせ」に基づき、被害拡大を防ぐための緊急応援実施等（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む）の応援を行う。

2 計画内容

(1) 応援の内容

- ① 被害情報の収集
- ② 災害対応復旧
- ③ 二次被害の防止
- ④ その他必要と認められる事項

(2) 応援の要請

町は、近畿地方整備局へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

【連絡先】近畿地方整備局防災室（TEL：06-6942-1575、FAX：06-6944-4741）

(3) 他機関電気通信災害支援台帳

応援の詳細については、別に定める他機関電気通信災害支援台帳に基づくものとする。

第13章 被災者支援計画

第1節 被災者支援対応計画（生活再建支援プロジェクト）

1 計画方針

被災者支援を円滑に進めるため、被災者台帳を作成の上、生活再建に係る相談窓口を設置し、迅速かつ的確な被災者支援を実施する。

2 実施担当者

生活再建支援プロジェクトが主として担当し、被災者支援を実施する各班がこれに共同し、庁内組織を横断した体制を構築する。

3 実施計画

（1）被災者台帳の作成

被災者支援を円滑に進めるため、被災状況や支援状況等の情報を共有し、統括的に管理する被災者台帳を作成するものとし、内閣府のクラウド型被災者支援システムの導入によりこれを作成し、包括的かつ確実な支援を実施するものとする。

（2）相談窓口の設置

生活再建に係る相談窓口を設置し下記の各種支援等の手続きや相談の対応体制を構築する。

- ①罹災証明書
- ②各種給付
- ③各種減免
- ④応急修理及び仮設住宅
- ⑤その他生活再建に必要と考えられる支援

第2節 住家等被害認定調査計画（生活再建支援プロジェクト）

1 計画方針

各種被災者支援措置には罹災証明書を要するものが多いため、被災者への各種支援措置を早期に実施するため、発災後迅速に被災家屋等の調査、被害認定を実施する。調査方法等の詳細については、別に定める「有田川町住家等被害認定調査マニュアル」に基づくものとする。

2 実施担当者

生活再建支援プロジェクトが担当する。実施にあたり、本町のみで対応できない場合は、県や他市町村、災害協定締結民間団体等に応援を要請することとする。

3 実施計画

（1）調査実施方針及び計画

被害状況から調査対象家屋数を推計し、調査実施方針の決定及び実施計画を策定する。

（2）調査実施体制

現地における被害調査は、原則3人1班制で実施することとする。

（3）実施期間

被災者への各種支援措置を早期に実施するため、発災直後から調査実施方針の検討を行い、早期の調査開始及び調査終了を目指すこととする。

（4）被害認定基準

内閣府防災担当の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、調査及び被害認定を行うこととする。

第3節 罹災証明書の発行計画（生活再建支援プロジェクト）

1 計画方針

各種被災者支援措置には罹災証明書を要するものが多いため、被災者への各種支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に対して迅速かつ的確に罹災証明書の発行を行う。

2 実施担当者

生活再建支援プロジェクトが担当する。実施にあたり、本町のみで対応できない場合は、県や他市町村、災害協定締結民間団体等に応援を要請することとする。

3 実施計画

住家等被害認定調査の結果に基づき、迅速な交付体制を確立する。交付の際、各大字単位で交付するなど、住民理解を得やすい方法を選択することとする。

また、内閣府のクラウド型被災者支援システムの導入により、電子申請の受付やコンビニ交付など、迅速な交付体制を確立する。

第4節 生活資金等の支給・融資計画（出納班）

1 計画方針

被災者の早期生活再建及び生活の安定化を図るため、被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金等を支給するとともに、生活再建に必要な資金の貸し付けを行う。

2 実施担当者

出納班が担当する。

3 実施計画

（1）被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づき、災害により住宅が全壊又は半壊した世帯などに対し、被災者生活再建支援金を支給する。

（2）災害弔慰金・見舞金等の支給

災害により死亡した方の遺族や著しい被害を受けた方に対し、災害弔慰金や見舞金等を支給する。

（3）生活資金等の貸付

災害により被害を受けた方に対し、生活の再建や安定を図るために生活資金の貸し付けを行う。また、災害により被害を受けた住宅の改修等に必要な経費の貸し付けを行う。

第5節 災害義援金等の配布計画（出納班）

1 計画方針

被災者の支援を早期に実施するため、義援金等を受け入れ、被災者に迅速かつ的確に配分を行う。

2 実施担当者

出納班が担当する。

3 実施計画

（1）災害義援金等の受け入れ・配分

被災者へ義援金が必要である場合、義援金の募集を行い、受入窓口を開設し効率よく受け入れ、被災者に迅速かつ的確に配分する。

（2）関係機関との連携

募集、受け入れ、配分方法については、県や日本赤十字社、和歌山県共同募金会、町社会福祉協議会等関係機関と連携する。

第5編 災害復旧計画

第1章 施設災害復旧事業計画

復旧事業の実施に当たっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは、関連事業の採用を積極的に働きかけ、資金の性格にとらわれずより効果的経済的な配慮を盛り込むなど、被害の原因を検討して、綿密周到な計画の樹立に努めるものとする。特に、公共土木施設災害復旧事業の推進については災害の程度及び緊急の度合等に応じて、関係者と十分協議検討を加え、復旧計画に当たっては被害原因を基礎にして再度災害が発生しないよう、あらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、関連事業を十分考慮に入れて災害関連緊急事業の促進を図る。

各種施設の災害復旧の策定に当たっては、被害の実態を適確に把握するとともに、社会的、経済的な諸要因も検討のうえ総合的な見地にたって策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧事業に着手して早期完了に努めるものとする。

第1節 事業計画の種別（全課）

次にかかげる事業計画について、被害の都度検討作成するものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設復旧事業計画
- イ 砂防設備復旧事業計画
- ウ 地すべり防止施設復旧事業計画
- エ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- オ 道路公共土木施設復旧事業計画
- カ 下水道施設復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市災害復旧事業計画

4 水道施設災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 社会福祉施設災害復旧事業計画

7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

8 学校教育施設災害復旧事業計画

9 社会教育施設災害復旧事業計画

10 文化財災害復旧事業計画

11 その他の災害復旧事業計画

第2節 災害復旧対策（全課）

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。災害復旧事業費の決定については、地方公共団体の長の報告、資料及び実施調査の結果などに基づいて、主務大臣が決定するものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて援助される事業は、次のとおりである。

1 国庫補助及び国の財政措置

- ア 公共土木施設災害復旧 ー公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- イ 農林水産業施設災害復旧ー農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの
- ウ 公立学校施設災害復旧 ー公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- エ 公営住宅の建設 ー公営住宅法によるもの
- オ 都市施設災害復旧 ー都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

2 地方債に基づく措置によるもの

3 地方交付税に基づく措置によるもの

4 激甚災害時の特別財政措置によるもの

激甚災害指定の手続きについては、次により行うものとする。

(1) 激甚災害の調査

ア 県

県は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下この節「激甚法」という。）に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

イ 町

激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

(2) 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

(2) 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

第2章 災害復旧支援計画

第1節 災害復旧資金計画（各課）

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

1 災害復旧資金相談窓口の設置

農林漁業関係者、商工観光関係者等に対する融資措置の相談窓口を設置し、国や県等の既存融資制度を含む各種融資制度について情報提供することにより活用促進を図る。

2 農林漁業関係の資金融通

(1) 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

ア 農業経営基盤強化資金

イ 林業基盤整備資金

ウ 魚業基盤整備資金

エ 漁業経営改善支援資金

オ 農林漁業施設資金（共同利用施設）

カ 農林漁業セーフティネット資金

(3) 生活営農資金

3 商工業関係の資金融通

ア 和歌山県融資制度枠の拡大、新制度創設

イ 災害復旧高度化融資

4 福祉関係の資金融通

ア 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）

① 総合支援基金

② 福祉資金

③ 教育支援資金

④ 不動産担保型生活資金

イ 母子・寡婦福祉資金

① 事業継続資金

② 住宅資金

5 住宅関係の資金融通

ア 災害復旧住宅資金

イ 被害特別貸付

第2節 仮施設設整備計画（商工観光課・産業課・林務課）

被災した中小企業者及び農林漁業者等の再建が遅れることは、町の復興が遅れることや地域の衰退の一因となります。中小企業者及び農林漁業者等の被災状況を把握し、必要に応じ仮施設設の整備を実施し、再建支援や雇用の創出、地域経済の再生を図る。なお、仮施設設の整備にあたっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構等と連携し実施することとする。

第3章 災害復興計画

災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、災害の再発防止を配慮しながら施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざすものとする。被災地の迅速かつ的確な復興対策を実施するため、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、地域全体の意見を踏まえた災害復興計画を策定することとする。

第1節 災害復興方針及び計画の策定（全課）

1 復興計画の策定

大規模な被害が発生した場合の災害復興は、複雑かつ高度な大規模事業となる。そのため市街地・産業・生活復興等に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制等に関する事項について計画を策定する。なお、大規模災害が発生した際、災害への初動対応、復旧等の業務量が膨大となるため、平時から被災後のまちづくりを想定した復興計画の事前策定に努める。

2 復興計画策定委員会

復興に関する基本方針などを検討・推進するため、必要に応じ、関係課の職員、防災関係機関及び学識経験者等から構成する復興計画策定委員会を設置する。

第2節 災害復興本部の立ち上げ（全課）

1 災害復興本部の設置

災害復興計画に基づき、迅速かつ的確な復興対策を実施するため、有田川町災害復興本部を設置する。

2 災害復興本部会議の開催

災害復興本部会議を開催し、災害復興本部の活動の基本方針や重要かつ緊急の応急対策に関する協議等を行う。

3 災害復興財源の確保

復興事業に係る財源需要を算定し、財源確保のため、国・県に対して復興財源の補助等を要請する。また、必要があるときは、災害復興基金の設立を検討する。

第3節 災害復興事業の実施（全課）

県及び関係機関・団体ならびに町民・事業所と協力して、災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総 則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

有田川町の地域に係る地震防災に関し、有田川町区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、有田川町地域防災計画のとおりである。

第2章 災害対策本部等の設置等

第1節 災害対策本部等の設置（総務班）

有田川町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに有田川町災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2節 災害対策本部等の組織及び運営（総務班）

有田川町災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、有田川町災害対策本部条例に定めるところによる。

第3節 災害応急対策要員の参集（総務班・本部調整班）

- 1 有田川町は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び動員計画を定めるものとする。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配（総務班・本部調整班）

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- (2) 有田川町は、和歌山県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

有田川町は、人員の配備状況を和歌山県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、和歌山県に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、有田川町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関等に対する応援要請（総務班）

有田川町が災害応急対策の実施のため協力を得る必要があるときは応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第3節 他機関等に対する受援体制（総務班）

有田川町は平時から他機関等の支援の受援体制を構築し、各関係機関との関係を図るべく災害受援計画を策定するものとする。

第4節 帰宅困難者への対応（総務班・広報班）

有田川町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第4章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策（全班）

1 情報の収集・伝達

（1）情報の収集・伝達

地震や被害状況等の情報の収集・伝達については、情報計画に定める伝達経路・手段により行うものとする。

（2）避難のための指示

- ① 有田川町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難の指示をすることとする。
- ② 有田川町長は、避難のための立退きを指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告するものとする。
- ③ 知事は、災害が発生した場合において、当該災害の発生により有田川町長が、避難のための立退きの指示ができなくなったときは、有田川町長に代わって実施するものとする。
- ④ 吉備庁舎と清水行政局との連絡通信が困難な状況となり、町長が清水地域の被災状況を確認できず的確な避難情報の発令が困難な場合は、清水地域内のみを対象とし、清水行政局長が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示することとする。

（3）警察官

- ① 有田川町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は有田川町長から要請があったときは、住民等に対して避難のための立ち退きを指示することとする。この場合、避難のための立ち退きを指示した旨を有田川町長に通知することとする。
- ② 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

（4）災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にいないときで特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

2 施設の緊急点検・巡視

有田川町は、必要に応じて、通信施設、防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

有田川町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

(1) 救助・救急活動

有田川町は、発災後適切な時期において、必要な救助及び救急活動を行う。

(2) 消火活動

有田川町は、発災後適切な時期において、有田川町長を本部長とする災害対策本部を設立し、消防機関を指揮・監督し、火災の消火に当たる。

活動要綱については、消防機関の計画、規程参照。

なお、町内の文化財の被害軽減を図るため、延焼防止のための対策を予め講じることとしその計画については、本計画第2編第13章「文化財災害予防計画」に定めるところによる。

(3) 医療活動

有田川町は、災害により特に集団的に多数の傷病者が発生した場合は、医療並びに助産救護の万全を期するものとする。

5 物資調達

有田川町は、発災後適切な時期において、有田川町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

6 輸送活動

有田川町は、発災後において、災害応急対策の実施に必要な輸送に迅速、的確を期し、災害応急対策要員、または、被災者、災害応急対策用物資及び資機材等の輸送は、町またはその他の機関が行うものとする。

7 保健衛生・防疫活動

有田川町は、発災後、被災地域の保健衛生の万全を期し、災害によって発生流行する伝染病を防止する。

災害時における防疫は、町長が実施する。ただし、災害の状況により、町長において、防疫が不可能の場合は、知事と協議して行うものとする。

第2節 資機材、人員等の配備手配（総務班・本部調整班）

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保については、有田川町地域防災計画の物資供給計画に基づき行う。
- (2) 有田川町は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

有田川町は、人員の配備状況を県に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、有田川町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3節 他機関に対する応援要請（総務班、消防班）

1 他の市町村への応援要請

災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、基本法等の関係法令及び相互応援協定に基づき他の市町村等に対して、応援を要請するものとする。

2 緊急消防援助隊、自衛隊の派遣要請

有田川町は、災害に際し、人命または財産の保護のため町長が緊急消防援助隊、自衛隊の救援を必要と認めたときは、部隊等の派遣要請を県知事に行うものとする。

3 消防本部・警察署等との連絡体制の確保

町は、災害が発生し、他の市町村からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、代表消防機関及び有田湯浅警察署との連絡体制を確保し、活動の拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

4 広域的な災害対応体制の整備

南海トラフ地震は、関東から九州に至る広域な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に隣接市町村からの応援を求めることは困難である。このため、県に対して、広域的な災害対応体制の整備について働きかける。

なお、その際には、東南海地震と南海地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

第5章 地震からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 地震からの防護のための施設の整備等（建設班）

- 1 河川等の管理者においては、地震が発生した場合は直ちに、樋門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。
- 2 河川等の管理者においては、次の事項について必要に応じ実施する。
 - (1) 堤防、樋門等の点検
 - (2) 樋門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制の確立

第2節 地震に関する情報の伝達等（総務班・広報班）

地震に関する情報の伝達に係る基本的事項は、第4編第2章「情報計画」によるほか、次の事項にも配慮する。

- 1 町は、地震に関する情報を居住者及び観光客並びに関係機関等に対し、的確かつ広範囲に伝達する。
- 2 町内の被害状況の迅速・確実な把握を行う。

第3節 避難対策等（総務班・福祉班・避難所対応プロジェクト）

- 1 町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。
- 2 町は、次の事項について住民にあらかじめ十分周知を図る。
 - (1) 避難場所の位置
 - (2) 避難指示等の伝達方法
 - (3) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
 - (4) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 3 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。
- 4 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織においては、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。
- 5 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。
 - (1) 町は、あらかじめ避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。
 - (2) 余震の発生のおそれにより、町長から避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難

場所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する自治会や自主防災組織等が指定する者が担当するものとし、町は自治会や自主防災組織等を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他援助を行う。

(3) 地震が発生した場合は、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

6 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、観光客等に対する避難誘導等の対応について定める。

7 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意する。

(1) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア 収容施設への収容

イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

(2) 町は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

8 町は、居住者等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

9 町は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等も講じる。

第4節 消防機関等の活動（消防班）

1 消防本部、消防団においては、地震からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

(1) 正確な地震情報等の収集・伝達

(2) 危険区域からの避難誘導

(3) 土嚢等による応急浸水対策

(4) 自主防災組織等の避難計画作成等に対する支援

(5) 救助・救急等

2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、第4編「震災応急対策計画」及び別に定めるところによる。

第5節 水道、下水道、通信、電気、ガス、放送関係（各班）

1 水道

町は、被災時における飲料水確保並びに円滑な給水活動を実施するため、必要な措置を講じる。その内容は、別に定めるところによる。

2 下水道

町は、被災時における避難所のトイレを確保するため、必要な措置を講じる。その内容は、別に定めるところによる。

3 通信

電気通信事業者においては、地震等に関する情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。その内容は、別に定めるところによる。

4 電気

電気事業者は、被災時における円滑な避難を確保するため、警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源の確保のためにとるべき必要な措置を講じるとともに、漏電火災等の二次災害の防止に必要な措置を講じる。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に救急するために必要な措置を実施するものとする。その内容は、別に定めるところによる。

5 ガス

ガス事業者は、被災時における円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。その内容は、別に定めるところによる。

6 放送

放送事業者（日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社）においては、放送が居住者、観光局等への情報の正確かつ迅速な伝達の不可欠であるため、町、県、関係機関等と協力して、地震情報、被害状況、交通情報、避難場所に関する情報等、必要な情報提供に努める。その内容は、別に定めるところによる。

第6節 交通対策（建設班）

1 道路

道路管理者は、県公安委員会と連携して地震により通行に支障が起こるおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

2 鉄道

鉄道事業者においては、走行路線に地震の発生により危険度が高いと予想される区間がある

場合等において、通行の停止、その他運行上の措置を講じる。その内容は、別に定めるところによる。

第7節 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策（各班）

1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、図書館、学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ア. 入場者等への地震情報等の伝達
- イ. 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ. 施設の耐震化、防火点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ. 出火防止措置
- オ. 水、食糧等の備蓄
- カ. 消防用設備の点検、整備
- キ. 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア. 学校、保育所
 - ① 当該学校等が、震災による危険予想区域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - ② 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学級等）、これらの者に対する保護の措置
- イ. 社会教育施設にあたっては重度障害者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置。なお、施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

2 震災応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 本部が設置される庁舎や代替庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次の措置をとる。

- ア. 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ. 無線通信機等通信手段の確保
- ウ. 本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)の措置をとるとともに、町が行う避難場所又は、応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事を中断する。

第8節 迅速な救助（消防班）

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防本部は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

2 消防団の充実

消防本部は、消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第6章 時間差発生等における円滑な避難の確保等（総務班）

第1節 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件等

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または、調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表される。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（※1）でマグニチュード 6.8 以上（※2）の地震（※3）が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震と関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震と関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内（※1）において、モーメントマグニチュード（※4）7.0 以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。）

	・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴をもっている。

第2節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)に対する災害応急対策

1 情報収集・連絡体制の整備

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努める。

第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、情報の収集や伝達に努め、1 週間、後発地震に対して警戒するとともに、当該期間経過後の 1 週間、後発地震に対して注意する。

1 住民への周知

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。
- (2) 地域住民等に対し、日頃から地震の備えを再確認するなど、防災対応の必要性を周知する。
- (3) 自治会長、自主防災組織、民生委員児童委員など地域防災関係者に対し、必要な情報の提供を行う。

2 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、消防機関及び消防団が、出火及び混乱の防止、発災後の円滑な避難の確保のために、地震情報の的確な収集、伝達に努める。

3 町が管理等を行う施設等に関する対策

町が管理する道路、河川、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ア. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- イ. 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ. 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ. 出火防止措置
- オ. 消防用設備の点検、整備
- カ. 各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別の事項

- ア. 道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備
- イ. 水門等の円滑な閉鎖に向けた準備
- ウ. 工事中の建築物等に対する措置

4 避難施設等に関する対策

指定避難所及び指定緊急避難場所における緊急点検を実施し、円滑な避難所開設が実施できるよう備える。

5 通信設備等に関する対策

防災行政無線設備や衛星携帯電話等の通信点検を実施し、通信の確保に努める。

第4節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して注意する措置をとる。

1 住民への周知

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。
- (2) 地域住民等に対し、日頃から地震の備えを再確認するなど、防災対応の必要性を周知する。
- (3) 自治会長、自主防災組織、民生委員児童委員など地域防災関係者に対し、必要な情報の提供を行う。

2 町が管理等を行う施設等に関する対策

町が管理する施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認する。

3 避難施設等に関する対策

指定避難所及び指定緊急避難場所における緊急点検を実施し、円滑な避難所開設が実施できるよう備える。

4 通信設備等に関する対策

防災行政無線設備や衛星携帯電話等の通信点検を実施し、通信の確保に努める。

第7章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画（各班）

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

なお、町が所有する施設については、別に定める耐震化の方針に基づき、対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路等の耐震診断・改修等耐震化対策を特に推進する。

更に、本町が関与、利用する一部事務組合管理運営公共施設（特別養護老人施設潮光園、養護老人ホームなぎ園、有田聖苑等）においても同様に、耐震化機能や浸水対策（浸水想定区域内施設の移転等）を図ることは、特に緊急性を要するため、速やかに整備するよう検討する。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 消防用施設の整備等

順次消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。

- 6 消防、救助、救急等の緊急車両の調達と緊急輸送を確保するために必要な道路等の整備
- 7 通信施設の整備

有田川町その他防災関係機関は本計画「情報計画」に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

通信施設の整備計画は次のとおりである。

- (1) 有田川町防災行政無線
- (2) その他の防災機関等の無線

第8章 防災訓練計画（総務班・消防班）

- 1 有田川町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に地震避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の訓練も実施する。
- 4 有田川町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、和歌山県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 有田川町は、県、防災関係機関等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 災害の発生の状況、避難情報の発令、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第9章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画（各班）

有田川町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 有田川町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関毎に行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

有田川町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地震からの避難に関する知識の啓発など、住民等に対する教育を実施するものとする。なお、南海トラフ地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害を防ぐため、両地震が連続して発生した場合に生じる危険についても周知することとし、住民意識の啓発に努める。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火、応急手当及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、応急手当、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

5 自動車運転者に対する教育

6 相談窓口の設置

県及び有田川町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。